

第 115 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 55 回 食品添加物部会（CCFA）仮議題
4-(2)	第 55 回 食品添加物部会（CCFA）主な検討議題
5-(1)	第 27 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）議題
5-(2)	第 27 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）概要
6-(1)	第 48 回 食品表示部会（CCFL）議題
6-(2)	第 48 回 食品表示部会（CCFL）概要
7-(1)	第 47 回 総会（CAC）議題
7-(2)	第 47 回 総会（CAC）概要

第 115 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 7 年 3 月 4 日（火）

14:30 ～ 17:00

場所：AP 虎ノ門 A ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第55回 食品添加物部会（CCFA）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第27回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）
- ・ 第48回 食品表示部会（CCFL）
- ・ 第47回 総会（CAC）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

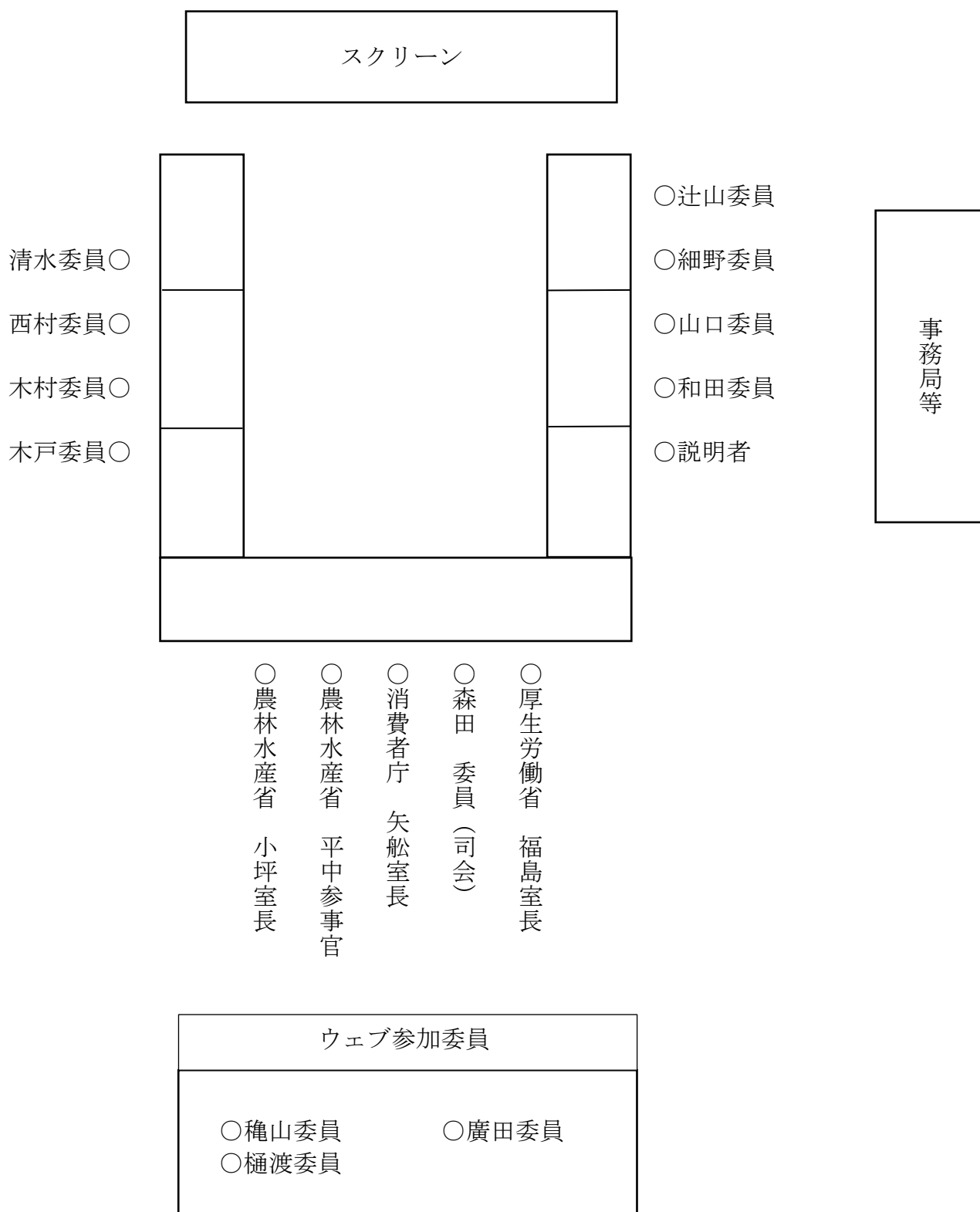
令和 7 年 3 月 3 日現在

(敬称略 50 音順)

あきやま ひろし 磯山 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
き ど けいし 木戸 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら よ 木村 たま代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい ひ と み 熊谷 日登美	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
しみず たかし 清水 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし ゆうこ 高橋 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま やよい 辻山 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み かずひこ 鶴身 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら りょう 西村 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた ひろこ 廣田 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひ わたし ゆ き 樋渡 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその ひでかず 細野 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
もりた ま き 森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち りゅうじ 山口 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ まさひろ 和田 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 115 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 7 年 3 月 4 日（火）14:30～17:00
AP 虎ノ門 A ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 55 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA)

日時：物理的作業部会 2025 年 3 月 21 日（金）、3 月 22 日（土）

本会合 3 月 24 日（月）～3 月 28 日（金）

開催地：ソウル（大韓民国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 及び第 99 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）会合からの関心事項
3(b)	第 99 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFA に関する電子作業部会報告
5(b)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2024/58-FA への回答）
6	食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（CL 2024/59-FA に対する回答）
8	パン用酵母の規格（ステップ 4）
討議文書	
9	食品添加物に関する一般規格（GSFA）、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画に関する討議文書
その他	
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書案の採択

第 55 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2025 年 3 月 24 日（月）～ 3 月 28 日（金）

場所：ソウル（大韓民国）

主要議題の検討内容

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

コーデックス総会（CAC）、分析・サンプリング法部会（CCMAS）、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）及びコーデックス事務局から付託された事項について検討する。

i. 第 47 回総会からの要求

カルボマー（INS 1210）の適切な国際番号システム（INS）番号を再検討すること。

ii. 第 44 回 CCNFSDU からの回答

① 乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）に準拠した食品に、グアーガム（INS 412）、リン酸二デンプン（INS 1412）、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン（INS 1413）、アセチル化リン酸二デンプン（INS 1414）及びヒドロキシプロピルデンプン（INS 1440）を使用する技術的な必要性はないこと。

② 缶詰ベビーフード規格（CXS 73-1981）は、乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザリーリスト（CXG 10-1979）のパート D に記載されている食品添加物の栄養キャリアとしての使用を許可していること。

iii. コーデックス事務局からの提案

① ドライアプリコット、デーツ及びレーズンの付属書を含むドライフルーツの一般規格（CXS 360-2020）の採択により、ドライアプリコット（CXS 130-1981）、デーツ（CXS 143-1985）及びレーズン（CXS 67-1981）の規格が廃止されたため、食品添加物の一般規格（GSFA）に含まれている XS130¹及び XS67²に代わる適切な注記を検討すること。

② 第 47 回総会にて、FC01.1.4「フレーバーミルク飲料」及び FC01.7「乳を主原料とするデザート」におけるジャグア（ゲニピン-グリシン）青（INS 183）の条項が採択されたが、整合に関する電子作業部会（EWG）での議論にて、これらの条項が採択された場合は GSFA に XS243³を含めるべきとの意見があったため、XS243 を含めるためにこれらの条項を改訂する必要があるかを検討すること。

¹ XS130：ドライアプリコット規格（CXS 130-1981）に適合した製品を除く

² XS67：レーズン規格（CXS 67-1981）に適合した製品を除く

³ XS243：発酵乳規格（CXS 243-2003）に適合した製品を除く

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 3(a). FAO/WHO 及び第 99 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項

(経緯)

本部会に関連する FAO/WHO の最近の活動について、及び第 99 回 JECFA 会合（2024 年 6 月）の結果について、報告がなされる予定である。第 99 回 JECFA 会合では、4 種類の食品添加物及び 4 種類の加工助剤についての安全性評価、3 種類の食品添加物及び 10 種類の香料群についての仕様書の改訂が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が記載されている。

<FAO より>

- ①食品包装分野での活動について
- ②新たな食料源と生産システム (NFPS) に関する活動について
- ③個別化された栄養食品（サプリメントと機能性食品）における食品安全について
- ④動物性食品の代替食品について：栄養、環境、生計、食品安全の観点での利点とリスクに関する根拠の包括的なレビュー

<WHO より>

- ①動物性食品の適切な摂取に関するガイドライン作成について
- ②超加工食品の消費に関するガイドライン作成について
- ③低ナトリウム塩代替品の使用に関するガイドライン発行について
- ④工業的に生産されるトランス脂肪酸の低減に向けた取組について
- ⑤JECFA に参加する専門家の新規募集について
- ⑥食品安全リスク評価のワークショップ（動物実験に代わる新たな安全性評価法 (NAMs)）について
- ⑦WHO 食品安全アライアンスの設立について
- ⑧コーデックス信託基金のプロジェクト成果リポジトリの立ち上げについて

<JECFA 事務局より>

- ①第 99 回 JECFA 会合の結果について
- ②科学的助言の要請について
- ③許容一日摂取量 (ADI) 変更、その他の毒性学的勧告及び JECFA 仕様書に関する勧告の結果として必要な措置について

(対処方針)

FAO、WHO 及び JECFA 事務局からの報告等を踏まえ、適宜対処したい。

仮議題 3(b). 第 99 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関

する仕様書原案

(経緯)

第 99 回 JECFA 会合の結果について、JECFA 事務局から報告がなされる予定である。第 99 回 JECFA 会合では、4 種類の食品添加物、4 種類の加工助剤、そして 10 種類の香料の仕様書の改訂等の議論が行われた。

CCFA55 に対しては、CL 2025/01-FA に対して寄せられたコメントを考慮し、食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格として CAC48 に採択を勧告することを視野に入れ、附属書に記載された食品添加物の「完了」と指定された規格を検討するよう要請された。

(対処方針)

JECFA 事務局からの報告を聴取の上、適宜対応したい。

仮議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

(経緯)

コーデックス手続きマニュアルに従い、個別食品規格における全ての食品添加物(加工助剤を含む)の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。

今回会合では、部会から送付された以下の規格案における食品添加物条項案について承認に係る検討がなされる予定である。

- 第 23 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) (REP24/LAC)
「ルロ (Castilla lulo) の地域規格」

(対処方針)

従来、個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFA で承認されるよう適宜対応している。

上記規格案については、使用する食品添加物はないとの規格案であるため、承認して差し支えないとの立場で対応したい。

仮議題 4(b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合: 整合に関する電子作業部会報告

(経緯)

GSFA を食品添加物に関して唯一参照すべき規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。

今回会合では、以下の点について、EWG の検討結果を踏まえ、議論が行われる予定である。

- アジア地域調整部会 (CCASIA) の規格 (発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009)、さご椰子粉の地域規格 (CXS 301R-2011)、非発酵大豆製品の地域規格 (CXS 322R-2015)、バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大

豆製品の地域規格（CXS 354R-2023）、植物の葉で包んだ調理米の地域規格（CXS 355R-2023）の整合

- 近東地域調整部会（CCNE）の規格（テヘナを含む缶詰フムスの地域規格（CXS 257R-2007）、缶詰フル・メダンメスの規格（CXS 258R-2007）、テヘナ地域規格（CXS 259R-2007）の整合
- スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の規格（乾燥オレガノの規格（CXS 342-2021）、乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）、乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）、乾燥または脱水ニンニクの規格（CXS 347-2019）、乾燥花：サフランの規格（CXS 351-2022）、乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）、乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022）の整合
- GSFA と規格が整合する以前は、CXS 19-1981 の対象となる植物油には着色料が認められていなかったことを反映し、GSFA の FC02.1.2 「植物油脂」において着色料に関する条項を検証し、更新すること。
- 以下により、強化米へのメタクリル酸共重合体(BMC) (INS 1205)の限定的な使用を導入する。
 - a. 「米の規格（CXS 198-1995）」に、GSFA の FC06.1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」に記載されている栄養素の担体への適切な言及を含む、食品添加物の項を導入する。
 - b. 必要に応じて、FC06.1 に規定されている食品添加物を変更する。
- 表 3 注釈のアプローチに従って、GSFA の表 1 及び 2 から移行する必要がある表 3 の添加物のリストを更新する

我が国は第 51 回 CCFA 会合（2018 年）以降、本議題に関する EWG の共同議長を務めている。

（対処方針）

個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合されるよう適宜対処したい。

また、部会の同意があれば引続き共同議長を担う旨表明する。

仮議題 5 (a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告

（経緯）

第 54 回会合では、以下を検討するため、GSFA に関する EWG を米国を議長として設置することで合意した。

- iv. GSFA の FC02.2.2 「ファットスプレッド、乳脂肪スプレッド、及びブレンドスプレッド」におけるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用の技術的正当性に関する CCF028 からの回答

- v. FC01.2.1「発酵乳（プレーン）」におけるビキシンベースのアナトー抽出物（INS 160b(i)）の承認条項の撤回
 - vi. 実際の使用濃度に関するコメント募集する FC07.1「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」におけるアスパルテーム（INS 951）の承認条項と代替注記の適用
 - vii. 上記箇条書き i 及び ii で取り上げた着色料を除く FC01.0 から FC08.0 及びそのサブカテゴリーにおいて注釈 161 を付した着色料の承認条項と同様に FC01.0 から FC08.0 及びそのサブカテゴリーにおける着色料の条項案及び条項原案
 - viii. CRD02 付録書 5 に含まれる GSFA のステップ 2 に加えた条項
- 今回合会では、EWG の検討結果をもとに更に議論が行われる予定である。

（対処方針）

EWG において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

仮議題 5 (b). 食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2024/58-FA への回答）

（経緯）

食品添加物条項の新規／改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について、GSFA 規格策定プロセスに含めるか検討を行う予定である。

今回合会では、中国、南アフリカ、国際食品添加物委員会（IFAC）及び国際特殊用途食品産業界（ISDI）からの提案に基づき、コーデックス手続きマニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行い、妥当であれば GSFA の規格策定プロセスに含める予定である。

（対処方針）

規格の新規提案に必要な情報が揃っているものについては、規格の新規／改訂を行うことを支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 6. 食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案

（経緯）

CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン（CXG 36-1989）を策定している。

なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった INS 番号の変更又は追加について、EWG における検討結果に基づき議論を行う予定である。

EWG は CCFA55 に対し、以下の提案を行う予定である。

(i) INS 183 におけるジャグア（ゲニピン-グリシン）青の正式名称及び同義語の明確化の追加を含め、附属書に示された食品添加物の INS に関するガイドライン（CXG 36-1989）の追加と削除を検討する。

○INS 231 及び INS 232 の削除に伴い、削除及び再利用された番号の INS に関する情報文書/表を更新する。

○食品添加物のコーデックス規格一覧（CXA 6-2023）の香料リストに、オルトフェニルフェノールが 2-フェニルフェノールとして記載されている理由を確認し、この項目を削除する必要があるかどうかを決定する。

(ii) 数年後（例えば 2030 年）に、INS に関する EWG の委任事項にアゾジカルボンアミド（INS 927a）の削除に関する事項を再度追加し、国内認可のために INS に引き続き含める必要があるかどうかを調査する。

（対処方針）

適宜対処したい。

仮議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（CL 2024/59-FA に対する回答）

（経緯）

CCFA は毎回、各国からの提案をもとに、データの提供可能性等を考慮して JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成している。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して日本、EU 及び各オブザーバー機関から提案があった食品添加物及び加工助剤、香料について、JECFA による評価のための優先物質リストに掲載するべきか議論する予定である。

（対処方針）

JECFA による評価のための食品添加物への追加及び変更にあたって必要な情報が提供されており、JECFA にデータが確実に提供されるもののみが当該リストに含まれるよう適宜対処したい。

なお、我が国より、2つの酵素（Protease from *Bacillus amyloliquefaciens* 及び Glutaminase from *Aspergillus niger*）について Data availability を延長、3つの酵素（Ribonuclease P from *Penicillium citrinum* (RP-4)、Acylglycerol lipase from *penicillium crustosum* 及び Triacylglycerol lipase from *Limtongozyma cylindracea*）について Data availability 及び窓口を変更、さらに、複数種類の香料（Carvone、Ethyl 2-methyl pentanoate 等）について窓口を変更する依頼を行っている。

仮議題 8. パン用酵母の規格（ステップ 4）（文書未達）

（経緯）^{4, 5, 6}

第 53 回会合（2023 年）に中国から酵母の個別食品規格に関するプロジェクトドキュメント（以下、プロドク）が提出された。規格対象には、パン用酵母、醸造用酵母及び食用酵母を含むとされていた。

我が国からは、

- ・現在、国際規格がないことによって消費者の健康に関する問題や、公正な貿易に関する問題があるとの情報はないため、我が国としては酵母のコーデックス規格は不要と考えている
- ・しかし、コーデックス規格を必要とする国があり、規格策定を進めるのであれば、「パン用酵母及び醸造用酵母」と食用酵母を一つの規格でカバーするのは困難であることから、食用酵母は規格の対象から除くべき等を述べた。

また、シンガポールからも食用酵母は規格対象から除くべき、EU からはパン用酵母に絞るべき等、複数国から規格対象に関する意見があった。

議論の結果、関心国等（中国、フランス、日本、トルコ、COFALEC（オブザーバー団体））にて、プロドクを検討し第 54 回会合（2024 年）にて再度議論することとなった。

第 54 回会合（2024 年）では、規格対象をパン用酵母に絞ったプロドクを基に議論が行われ、新規作業を開始することに合意した。また、EWG（議長：中国、共同議長：フランス、トルコ）にて規格原案を作成することになった。

EWG では、規格原案（パン用酵母の定義、種類、水分含量等）の検討が行われた。我が国は関係業界と連携し、我が国で生産されるパン用酵母製品の実態が反映されるように、形状（ブロック状、顆粒状等）ごとの水分含量等にコメントを提出してきたところ。

規格原案について EWG 参加者間で概ね合意した部分も多くがあるが、異なる意見が出されており、さらに議論が必要と考えられる点（例、窒素含量の項目有無、水分含量の数値）も残っている。

今次会合では、EWG の議論を踏まえた規格原案を基に議論が行われる。

（対処方針）

EWG の議論を踏まえた規格原案がまだ示されていないが、我が国で生産されるパン

⁴ 第 44 回コーデックス総会報告（第 98 回コーデックス連絡協議会資料 54 ページ）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/13768129/www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>

⁵ 第 53 回食品添加物部会報告（第 106 回コーデックス連絡協議会資料 70 ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/106-7.pdf>

⁶ 第 54 回食品添加物部会報告（第 112 回コーデックス連絡協議会資料 23 ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

用酵母製品の実態が反映された国際規格となるように適宜対処したい。

仮議題 9. 食品添加物に関する一般規格 (GSFA)、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画に関する討議文書

(経緯)

第 53 回会合において、他の部会により新しい食品添加物の条項が策定され続けており、現行の CCFA の「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」はさらなる相違を防止するには不十分であると考えられること、相違の問題には全体論的なアプローチが必要であることが指摘された。これを踏まえ、第 53 回会合は、中国、カナダ、EU を共著者として、GSFA、個別食品規格、その他の文書間の将来の乖離を回避するため、未解決の問題を特定するための討議文書を作成することに合意した。

第 54 回会合において議論の結果、整合に関する以下の作業目標に合意した。

- ・食品添加物について参照すべき唯一の規格として GSFA を強化する
- ・個別食品規格への特定の食品添加物条項の組込を可能な限り最小限に抑える
- ・個別食品部会/地域調整部会が今後策定する特定の食品添加物条項を GSFA に組み込むことにより、整合作業が確実に完了するようにする。

また、同会合では、著者である中国と、共著者であるオーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、セネガル及び米国に対して以下を要請することに合意した。

- ・GSFA の変更が必要時・タイムリーに行われるよう、個別食品部会/地域調整部会が検討した食品添加物条項の承認と組込に関するガイダンス文書の検討を含む、作業の運用を検討する
- ・CCFA が個別食品部会/地域調整部会にどのように関与するかを含む、エンゲージメント計画を作成する

今回会合に提出された討議文書では、個別食品規格／地域規格の食品添加物条項の策定と GSFA の改訂の円滑化のために専門家（個別食品の専門家及び GSFA の専門家）の関与の重要性に言及されると共に、個別食品規格／地域規格に関する GSFA の改訂案策定について、二つのオプションが提示されている。

- オプション 1：個別食品部会／地域調整部会が GSFA の改訂案を作成
個別食品部会／地域調整部会が、特定の個別食品に関連する GSFA 改訂案の作成に責任を持ち、CCFA がそれを承認する。
- オプション 2：CCFA が GSFA 改訂案を作成
CCFA が、個別食品部会／地域調整部会からの要請と情報に基づき、GSFA の改訂案の作成に責任を持つ。

なお、討議文書では、改訂案作成には GSFA の詳細な知識が必要であり、これは主に CCFA にあるため、オプション 2 がより効率的であるとされている。

(対処方針)

討議文書にも記載されている通り、GSFA 改訂案作成には GSFA に関する知識が必要

であり、個別食品部会／地域調整部会が GSFA 改訂案を作成するオプション 1 は実務的に困難と考えられる。そのため、基本的にはオプション 2 を支持しつつ、それぞれのオプションにおいて留意する事項も踏まえ検討の上、いずれのオプションとなっても、GSFA と個別食品規格の相違の防止が図られるよう、適宜対処したい。

なお、EWG が設置される場合には、個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合の副議長として取り組んできた知見を活かして、議論に貢献したい。

仮議題 10. その他の事項及び今後の作業

細胞培養食品ガイドラインの新規作業提案

（経緯）

第 86 回執行委員会（2024 年）にて、シンガポールから、細胞培養食品に関する 2 つの討議文書が提出され、以下の①の培地成分の安全性評価ガイドラインは CCFA へ、②の衛生規範は食品衛生部会（CCFH）に新規作業提案として提出することが勧告された。

①細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン

②細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範

第 47 回総会（2024 年）にてシンガポールから、第 86 回執行委員会の勧告のとおり上記 2 文書を CCFA、CCFH にそれぞれ提案する意向が示された。また、中国が共同提案者になること、韓国が新規提案を支持する旨の発言がなされた。

今回合合では、シンガポールと中国が作成した「細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン」の作業提案について議論される予定である。

（対処方針）

細胞培養食品の規格について国際的な関心が高まっており、コーデックス委員会において議論を行うことは有意義であることから、各国の意見をよく聴取した上で、適宜対処したい。

また、作業が開始する場合には、EWG に参加し、国内のステークホルダーの意見を聞きつつ対応したい。

コーデックス委員会

第55回食品添加物部会について

食品添加物部会（CCFA）

- ホスト国（議長国）：中国
- 最近の開催状況：53rd 2023年3月（香港）、54th 2024年4月（成都）

香港（中国）

3/24, 25：物理的作業部会
3/27～31：CCFA

成都（四川省）

4/19, 20：物理的作業部会
4/22～26：CCFA

ソウル（韓国）

3/21, 22：物理的作業部会
3/24～28：CCFA

2023

2024

2025

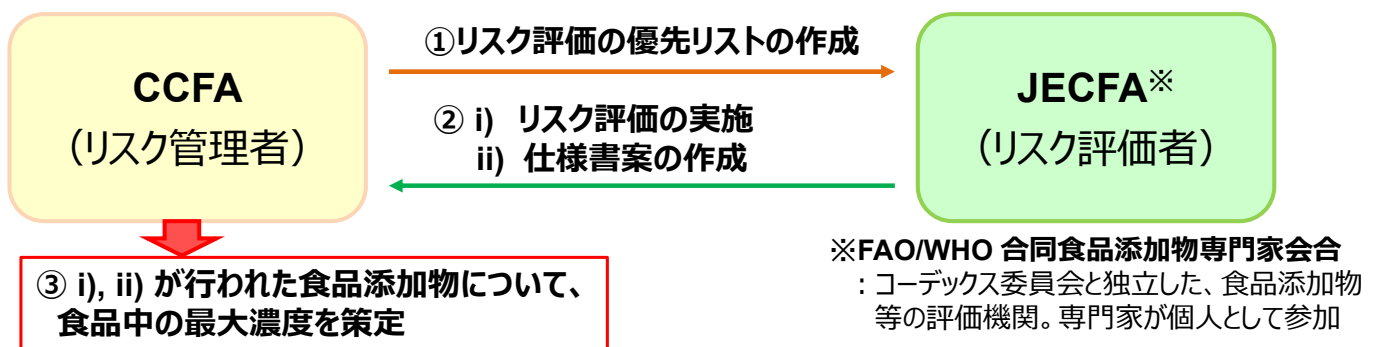
- ・ COVID-19の影響で2020年3月の開催を延期
→作業部会等での検討を継続・追加の検討を実施
- ・ 2021年6月に電子作業部会（EWG）を開催
- ・ 2021年9月にCCFAのバーチャル会合を開催（本部会のバーチャル会合は初）
- ・ 2023年3月に4年ぶりの現地会合（香港）を開催
- ・ 2024年4月に54thCCFAの現地会合（成都）を開催
- ・ **2025年3月に55thCCFA（ソウル）を開催**

- CCFA の Terms of Reference（TOR）
 - a. 食品添加物の食品中の最大濃度の設定／承認
 - b. リスク評価の優先リストの作成
 - c. 食品添加物の機能分類の指定
 - d. 食品添加物の仕様書の勧告
 - e. 食品中の食品添加物の分析法の検討
 - f. 食品添加物の表示に関する事項など関連する規格の検討

3

食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス①

- CCFA におけるリスクアナリシス



【リスク評価の優先リスト】（関連する主な議題：議題 7）

- CCFAは会合毎に、各国からの提案に基づき、JECFAにリスク評価を依頼する物質を選定し、リスク評価の優先リストを作成

【基本的な対処方針】

- JECFAによる評価に必要なデータ等の提供可能性が確認されたもののみが当該リストに含まれるように対応

4

食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス②

【食品添加物のリスク評価】（関連する主な議題：議題3(a)）

- JECFAにおいて、**毒性評価**（許容一日摂取量（ADI）の設定）・**暴露評価**（1日当たりの摂取量を推計）・**リスク評価**（ADIと推定摂取量の比較から、人の健康影響の有無を判断）を実施
- 評価に必要なデータ等が不足している場合は、追加データの提出等について勧告

【食品添加物の仕様書案】（関連する主な議題：議題3(b)）

- JECFAにおいて、食品添加物の**同一性及び純度に関する仕様書**の原案を作成（作成される仕様書は、最終的にコーデックスの仕様書としてコーデックス総会が採択）

【基本的な対処方針】

- JECFAでリスク評価、仕様書原案の作成が行われた食品添加物については、コーデックス基準等に適切に反映されるよう対応
- データ提出等の勧告がなされた食品添加物については、適切なデータの収集・提供等がなされ、JECFAで必要な検討が十分に行われるよう対応

5

食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）

【GSFA】（関連する主な議題：議題5）

- 食品添加物、ADI等の用語の定義、食品添加物使用の一般原則、食品へのキャリーオーバーの適用条件、**食品添加物ごとの食品中の最大濃度**等（食品添加物条項）を規定
- Codex規格の一つであり、**SPS協定上の国際規格**
⇒加盟国での**規格策定時に整合する必要がある**
（より厳しい規格を策定する場合、科学的正当性の証明が必要）
- コーデックスにおいて、食品添加物について**唯一の参照すべき基準**
- 食品添加物条項は、JECFAの評価結果を基に、各国・関連するコーデックス部会等から提供された情報を踏まえて、**使用が正当と確認されたもの**について規定

【基本的な対処方針】

- 各国・関連部会等から提供された情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう対応
- 我が国から技術的正当性等の情報を提出した食品添加物については、提供した情報に基づいて食品添加物条項が策定されるよう対応

6



【GSFAの構成】

①前文

対象範囲、用語の定義、食品添加物使用の一般原則等を記載

（例：食品添加物の定義）

1. 通常はそれ自体は食品／食品原材料でない
2. 食品の製造等において目的をもって意図的に添加する
3. それ又はその副産物が食品に残留し、食品の特性に影響する
4. 汚染物質・栄養目的で添加するものは含まない

②付属文書

A 食品中の最大濃度検討のためのガイドライン

B 食品分類システム*一覧表

*国際的に流通する全食品を分類。最大濃度の規定に使用

C コーデックス食品規格と食品分類システムの相互参照表

③食品添加物条項

表 1 ～ 3，表 3 の付表

7



【食品添加物条項の構成】

表 1 食品添加物の名称の順に、食品分類ごとの最大濃度等を掲載

表 2 食品分類の順に、食品添加物ごとの最大濃度等を掲載

※JECFAでグループとして評価された品目群は、グループとして規定

表 3 適正製造規範（GMP）下で使用が許容される食品添加物
（食品添加物の名称の順）

←JECFAが「ADIを特定しない」と評価した場合に掲載

表 3 の付表：表 3 に掲載された食品添加物であっても、必ずしも

GMP下での使用が許容されない食品分類の表

（使用には表 1，2 に最大濃度等の規定が必要）

【食品添加物条項の主な記載事項】

(1) 機能分類（例：着色料、乳化剤など）

(2) 食品中の最大濃度〔表 1・2〕

(3) 国際番号システム（INS）の番号

8

GSFAと個別食品規格の整合①

【個別食品規格の食品添加物条項】（関連する主な議題：議題 4 (a)）

- ・ **個別食品規格における食品添加物（加工助剤を含む）の条項は、全てCCFAの承認を受ける**ことが必要（コーデックス手続きマニュアルに規定）
- ・ CCFAは、JECFAの評価結果に照らして、食品添加物条項案が妥当か否かを検討
- ・ 該当食品への食品添加物使用の正当性は、各規格を検討する部会が検討

（参考）個別食品規格の基本フォーマット

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 規格の名称 | 6. 汚染物質規格 |
| 2. 範囲 | 7. 衛生規格 |
| 3. 食品の定義 | 8. 重量 |
| 4. 必須構成成分及び品質規格 | 9. 表示 |
| 5. 食品添加物規格 | 10. 分析・サンプリング法 |

【基本的な対処方針】

- ・ 個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち、承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFAで承認されるよう対応

9

GSFAと個別食品規格の整合②

【GSFAと個別食品規格の整合】（関連する主な議題：議題 4 (b)、9）

- ・ GSFAと個別食品規格の食品添加物条項には不整合がある
 - 理由 1：GSFAの食品分類は、個別食品規格がカバーしていない食品を含む
 - 2：個別食品規格の対象食品に、GSFAの複数の食品分類を含む場合がある
 - 3：個別食品規格の策定期間が古い

⇒CCFAにおいて**WGを設置して、両者の整合をとるために作業中**

（例A：個別食品規格から個々の添加物の記載を削除し、GSFAを参照する文章を追加
B：個別食品規格で使用が認められていない食品添加物に対して、GSFAの表に「該当規格の対象食品を除く」旨の注釈を追加）

【基本的な対処方針】

- ・ GSFAを「食品添加物について唯一の参照すべき基準」とするため、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項が整合するよう対応

10

個別食品規格：ミルクパウダーとクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）

Anticaking agents

170(i)	Calcium carbonate
341(iii)	Tricalcium phosphate
343(iii)	Trimagnesium phosphate

※Maximum level : 10 000 mg/kg singly or in combination

GSFA : 表 1 ,表2

Example: Calcium carbonate (INS 170(i))

Table 1

Calcium carbonate INS 170(i): Functional class: Acidity regulator, Anticaking agent, Colour, Firming agent, Flour treatment agent, Stabilizer				
Food No.	Category	Max Level	Notes	Recommendations
01.5.1	Milk powder and cream powder (plain)	GMP	C207, D290, E290	Adopt

Table 2

Food category 01.5.1: Milk powder and cream powder (plain)				
Additive	INS	Max level	Notes	Recommendation
Calcium carbonate	170(i)	GMP	C207, D290, E290	Adopt

・C207 個別規格（CXS207-1999）乳製品およびクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）に準拠した製品に使用する場合を除く。という**注釈を追加**

C207 Except for use in products conforming to the Standard for Milk Products and Cream Powder (CXS 207-1999): bone phosphate (INS 542), calcium carbonate (INS 170(i)), calcium dihydrogen phosphate (INS 341(i)), calcium hydrogen phosphate (INS 341(ii)), calcium silicate (INS 552), magnesium carbonate (INS 504(i)), magnesium dihydrogen phosphate (INS 343(i)), magnesium hydrogen phosphate (INS 343(ii)), magnesium oxide (INS 530), magnesium silicate, synthetic (INS 553(i)), silicon dioxide, amorphous (INS 551), talc (INS 553(iii)), tricalcium phosphate (INS 341(iii)) and trimagnesium phosphate (INS 343(iii)), singly or in combination for use as anticaking agents only at 10,000 mg/kg.

11

食品添加物の国際番号システム（INS）

【INS】（関連する主な議題：議題 6）

- ・各国で使用されている**食品添加物に番号を付け**、機能分類・技術的目的とともにリスト化（関連ガイドライン（CXG 36-1989）に掲載）
※JECFAで未評価／GSFAに未掲載の食品添加物も含む
- ・番号は食品添加物の機能分類に応じて付与
（例：着色料 → INS番号100～199）
- ・各国からの提案に基づき、食品添加物、機能分類等の追加・修正を実施

（リストの改訂例：下線部を追加）

INS No.	Name of food additive	Functional class	Technological purpose
163(xi)	<u>Butterfly Pea Flower Extract</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
183	<u>Jagua (genipin-glycine) blue</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
301	Sodium ascorbate	Antioxidant_ <u>Flour treatment agent</u>	Antioxidant <u>flour treatment agent</u>

食品添加物の追加

機能分類・技術的目的の追加

【基本的な対処方針】

- ・各国の提案内容に基づき、適切なリストが作成されるよう対応。

【経緯】（関連する主な議題：議題8）

- 第53回会合で、中国がプロジェクトドキュメント（以下、プロドク）を提出。
複数国から規格対象（パン用酵母、醸造用酵母及び食用酵母）に関する意見があり、プロドクを検討し、第54回会合にて再度議論することとなった。
- 第54回会合では、規格対象をパン用酵母に絞ったプロドクにて新規作業に合意。
EWG（議長：中国、共同議長：フランス、トルコ）にて規格原案を作成することに。
- EWGでは、規格原案（パン用酵母の定義、種類、水分含量等）を検討。
日本で生産されるパン用酵母製品の実態が反映されるよう、形状（ブロック状、顆粒状等）ごとの水分含量等にコメントを提出。
EWG参加者から異なる意見が出され、さらに議論が必要な点（例、窒素含量の項目有無、水分含量の数値）が残っている。
- 今回会合では、EWG議論を踏まえた規格原案を元に議論が行われる。

【基本的な対処方針】

- ・EWGの議論を踏まえた規格原案がまだ示されていないが、我が国で生産されるパン用酵母製品の実態が反映された国際規格となるよう適宜対処。

13

細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン作成に関する討議文書

【経緯】（関連する主な議題：議題10）

- 2024年7月開催の第86回執行委員会（CCEXEC）にて、シンガポールから、細胞培養食品（培養肉）に関する2つの討議文書が提出され、以下の①の培地成分の安全性評価ガイドラインはCCFAへ、②の衛生規範はCCFH（食品衛生部会）に新規作業提案として提出することが勧告された。
 - ①細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン
 - ②細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範
- その後、2024年11月開催の第47回総会にてシンガポールから、第86回執行委員会の勧告のとおり上記2文書をCCFA,CCFHにそれぞれ提案する意向が示された。また、中国が共同提案者になること、韓国が新規提案を支持する旨の発言がなされた。

【基本的な対処方針】

- ・細胞培養食品の規制について国際的な関心が高まっており、コーデックス委員会において議論を行うことは有意義である。
- ・今回、新規提案であることから、各国の意見をよく聴取した上で、適宜対処したい。
- ・作業が開始する場合には、EWGに参加し、国内ステークホルダーの意見を聞きつつ対応。

14

仮議題5(a)

食品添加物に関する一般規格（GSFA）：電子作業部会報告 （農林水産物・食品輸出促進の観点から）

食品添加物に関する一般規格（GSFA）

- 「食品分類」×「食品添加物」の組み合わせで、食品添加物の最大濃度を規定（4500以上の組み合わせが収載）

食品添加物に関する一般規格（GSFA） https://www.fao.org/gsfaonline/docs/CXS_192e.pdf

一部和訳もあります。

前文及び付属文書A https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/pdf/stan192.pdf

付属文書B（食品添加物食品分類システム）https://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/codex/06/dl/codex_stan192.pdf

オンラインデータベースもあります
<https://www.fao.org/gsfaonline/additives/search.html>

The screenshot shows the 'CODEX alimentarius' website with the 'GSFA Online' section. It includes a search bar and several filters. The 'Food Additive Search' section has a text input for 'Additive, Group Name or Synonym' and a 'Search' button. Below it is a 'Browse Alphabetically' link. The 'Food Category Search' section has a text input for 'Category Name or Code' and a 'Search' button, with a 'Browse Hierarchy' link below. At the bottom, there is an 'INS No' input field with the number '22' and a 'Search' button.

食品添加物に関する一般規格（GSFA）

食品をカテゴリー化

大分類	中分類	小分類	食品分類
1.0			乳製品及び類似製品
2.0			油脂及び脂肪エマルジョン
(中略)			
7.0			ベーカリー製品
	7.1		パン、通常のベーカリー製品、ミックス
		7.1.1	パン、ロールパン
		7.1.2	クラッカー（甘いクラッカーを除く）
			(中略)
	7.2		高級ベーカリー製品
		7.2.1	ケーキ、クッキー及びパイ
		7.2.2	その他の高級ベーカリー製品（ドーナツ、マフィン等）
		7.2.3	高級ベーカリー製品用ミックス
(以下略)			

- 各食品分類で利用可能な食品添加物及びその最大濃度（mg/kg）を規定

2

食品添加物に関する一般規格（GSFA）の例

例：「食品分類 7.2.1 ケーキ、クッキー及びパイ」

洋風ケーキ、生菓子、シュガークッキー、フルーツパイ等

食品添加物名	最大濃度			
Additive	INS	Year Adopted	Max Level	Notes
ANNATTO EXTRACTS, NORBIXIN-BASED	160b(ii)	2024	10 mg/kg	185 & 405
POLYGLYCEROL ESTERS OF FATTY ACIDS	475	2016	10000 mg/kg	
PROPYLENE GLYCOL ALGINATE	405	2017		
TARTRATES	334, 335(ii), 337	2017		
TOCOPHEROLS	307a, b, c	2017	200 mg/kg	369

アナトー色素（ノルビキシンベース）

注釈
185 ノルビキシンとして
405 かぼちゃや柑橘類等の黄色の野菜・果物を使ったケーキでは70 mg/kg

食品添加物に関する一般規格（GSFA）

「食品添加物に関する一般規格(GSFA)」の検討では、主に次の点が考慮されます。

- 消費者の健康保護
- 技術的正当性（各国から提出される使用実態）

4

【消費者の健康保護】

- （例）
- ・ 掲載可能な食品添加物は、FAO/WHO食品添加物専門家会議（JECFA）にて評価済みのもののみ（※1）
 - ・ 食品添加物の摂取量が一日摂取許容量（ADI（※2））を超過しないようにするため、各食品分類に、食品添加物の最大濃度を定める（※3）
 - ・ JECFAが設定したADIや、全ての食品から見込まれる1日の推計摂取量を考慮しつつ議論（※4）

食品業界から提供
いただく使用実態

【技術的正当性（各国から提出される使用実態）】

- （例）
- ・ どういった食品に、どのくらいの濃度で使用されているか
（なぜ、その食品添加物を、その濃度で使用する必要があるのか）
 - ・ 消費者に誤解を与えないか
 - ・ 食品添加物の機能として、CCFAで定めているもの（※5）にあてはまるか

※1「食品添加物に関する一般規格(GSFA)」の前文1.1

※3「食品添加物に関する一般規格(GSFA)」の前文1.4

※5「食品添加物の国際番号システム（INS）」（CXG 36-1989）

※2 ADI:ヒトがある物質を生涯にわたって摂取し続けても健康に悪影響が出ないと考えられる1日あたりの摂取量

※4「食品添加物に関する一般規格(GSFA)」の前文3.1

農林水産物・食品の輸出促進の観点からの対応

食品業界のみなさまからご提供いただいた使用実態を、「食品添加物の一般規格（GSFA）」の検討の際に提出し、日本の使用実態を反映させるように対応。

（参考）

- 提供いただいた情報のうち、一番高い濃度を日本での最大使用濃度として提出
- 製品や情報提供者が特定されるような形では提出しません
- 各国からの情報は、会議資料の一部として公開

6

SPS協定とコーデックス規格の関係

- WTO/SPS協定上の国際基準として扱われる
- SPS協定では、科学的に正当な理由がある場合を除き、自国の措置を国際的な基準（食品安全に関してはコーデックス規格）に基づいてとることを求めている
- コーデックス規格よりも厳しい規格を適用する場合は、リスク評価などの科学的に正当な理由が必要

各国が「食品添加物に関する一般規格（GSFA）」より
厳しい措置をとる場合、科学的根拠が必要
（国によっては、コーデックス規格を自国の規格にあてはめる場合も）



例、アセアン諸国（※）

「食品添加物に関する一般規格(GSFA)」に
日本の使用実態が反映できれば、諸外国の規格にも
反映される可能性



輸出障壁の一つを未然防止！

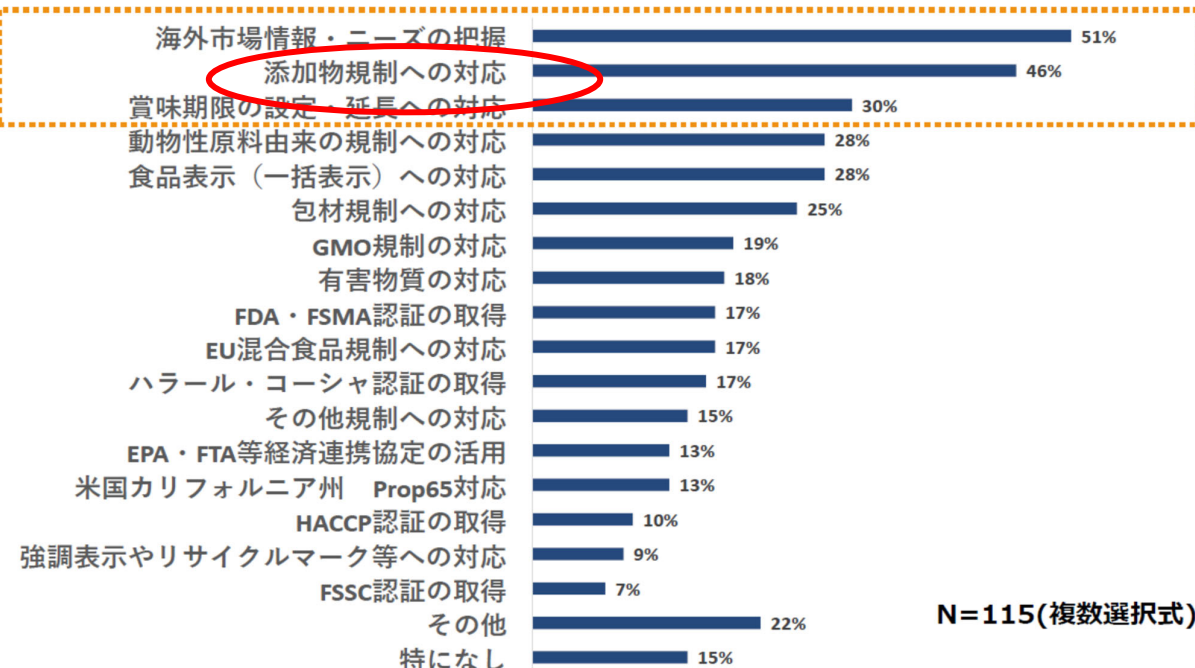
※ 令和3年度農林水産省補助事業 加工食品の国際標準化事業 海外食品添加物規制研修会
「食品添加物規制について－日本と海外の法規の規格と最新情報－」資料より <https://yushutukisei.com/other/?c=documents&py=2023&pm=01&pd=24>

8

（参考）食品添加物規制への対応は輸出課題の上位

現在の輸出課題 ～GFP加工食品部会アンケート結果

加工食品の輸出拡大において解消が必要となる輸出課題に関して、特に海外市場ニーズ把握や添加物・賞味期限対応に課題を抱えている加工食品メーカー・団体が多い。



※2022年11月30日～12月23日に実施したアンケートを基に作成

©Accenture 2023. All Rights Reserved.

3

実際の議論イメージ1



議長

醤油に使用する安息香酸の最大濃度を検討するよ。
みんなの国の使用実態を教えて。



日本

国内では最大600 mg/kgで使用されているよ。



中国



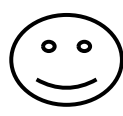
タイ

我々の国では1000 mg/kgだよ。



議長

みんなの使用実態を踏まえ、1000 mg/kg までOKとしよう。



国内関係者

最大濃度が1000 mg/kg なら、日本の醤油はカバーされているね。
ASEAN諸国等が「食品添加物に関する一般規格(GSFA)」をそのまま採用しても、問題ないね。

「食品添加物に関する一般規格(GSFA)」に、日本の使用実態を反映させることは、輸出課題の一つを未然防止することにつながります！

10

実際の議論イメージ2



議長

ケーキに使用するアナトー色素（ノルビキシンベース）の最大濃度を検討するよ。みんなの国の使用実態を教えて。



インド

最大100 mg/kg使用されているよ。

カボチャや柑橘類を使ったケーキに最大70 mg/kg。



日本



EU

この食品添加物は、ADI（※）が低く、高濃度で使うとADIを超えてしまう懸念があるよ。最大濃度10 mg/kgとすべき。

※ADI:ヒトがある物質を生涯にわたって摂取し続けても健康に悪影響が出ないと考えられる1日あたりの摂取量



議長

みんなのコメントを踏まえ『最大濃度10 mg/kg + 注釈「かぼちゃや柑橘類等の黄色の野菜・果物を使ったケーキでは70 mg/kgで使用可」』としよう。

最大濃度は10 mg/kgなので消費者の健康保護にも配慮されているね。
注釈により、カボチャケーキや柑橘類のケーキには70 mg/kg使えるね。
議長案に賛成！



参加国

「消費者の健康保護の観点」と「各国から提出される使用実態」が考慮されます！

11

情報提供をしなかった場合、どのように困ってしまうか(イメージ)



議長

ソースに使用する着色料Aの最大濃度を検討するよ。みんなの国の使用実態を教えて。



参加国

国内関係者からの情報提供がなく、ソースへの実際の使用濃度はわからないな。。。



議長

具体的な使用実態の報告が1件もなかったので、ソースに着色料Aは使えないという国際規格にするよ。

後日



国内関係者

着色料Aを使ったソースが、ASEAN諸国に輸出できなくなっちゃった！
ASEAN諸国は、「食品添加物に関する一般規格(GSFA)」を自国の規制にしているんだって。

(注意) 情報提供いただけなかった場合に起こりえる事例。実際にあった事例ではありません。

こうならないよう、検討時に使用実態を提出することが重要！

12

第55回CCFAに向けた対応

- 昨年7月から本年1月、電子作業部会にて約400の条項（「食品分類」×「食品添加物」の組み合わせ）を検討
- 食品業界のみなさまからご提供いただいた情報をもとに、約40の条項にコメントを提出済み

検討されている条項（「食品分類」×「食品添加物」の組み合わせ）の例

- 穀類製品（麺類、シリアル等）、肉類製品（ソーセージ等）
- 野菜製品・果物製品・きのこ製品（ジャム、漬物、缶詰等）等

に使用される着色料

- パンに使用される甘味料
- 発酵野菜に使用するpH調整剤

13

第55回CCFAに向けた対応

例1、「食品分類6.3 シリアル」に使用される「トウガラシ色素」

【主な使用実態等】

日本：5 mg/kg

EU：100 mg/kg

ナイジェリア：200 mg/kg

【現時点の案】

120mg/kg

【部会での対応方針】

日本の実態がカバーされた最終提案を支持。

14

例2、「食品分類 7.1 パン、通常のベーカリー製品、ミックス」に使用される「アスパルテーム」

【検討背景】

第54回CCFAにて検討した際、最大濃度案4000 mg/kgが提案されていたが、「食品分類 7.2（高級ベーカリー製品、ミックス）」に設定されている最大濃度1700 mg/kgより高いのは不適切との指摘。第55回CCFAに向けて再度検討。

【主な使用実態等】

日本：500 mg/kg

インド、ナイジェリア：4000 mg/kg

豪州：使用されている（効果を達成するための必要最小限の量）

EU：EUでは使用を認めていないが妥協できる。4000 mg/kgより低い濃度に。

【現時点の案】

1700 mg/kg

【部会での対応方針】

日本の実態がカバーされた最終提案を支持。

(参考) CCFAへの貢献

- CCFAの主要な作業部会は、メンバー国が議長・共同議長として、資料作成や意見とりまとめ作業を分担
→各国の貢献によってCCFA運営が成り立っている。
- 2018年から、日本は主要議題の一つ（「個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物に関する一般規格（GSFA）の関連条項の整合」）の電子作業部会において共同議長として貢献中
→長年の貢献により日本のプレゼンス向上。発言力強化にも寄与。

(CCFA主要議題の作業部会の議長国)

作業部会	議長国
食品添加物に関する一般規格（GSFA）	米国
個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合	議長：カナダ 共同議長：日本、米国
食品添加物の国際番号システム（INS）	議長：ベルギー、共同議長イラン
JECFAリスク評価の優先リスト	ケニア

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 27 回食品残留動物用医薬品部会

日時：2024 年 10 月 21 日（月）～25 日（金）

場所：オマハ（米国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む FAO/WHO からの関心事項
4	FAO/IAEA 合同食品・農業核技術センターからの関心事項
5	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項
6	第 98 回 JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 4）
7	食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿
7.1	様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案（ステップ 4）
7.2	食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿に関するその他の事項
8	飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順
9	コーデックス残留農薬部会（CCPR）及びコーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調整
10	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
11	その他の事項及び今後の作業

12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2024 年 10 月 20 日（日）に仮議題 7、8 及び 10 に関連する作業部会が開催された。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 27 回コーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）報告書

1. 日時

2024 年 10 月 21 日（月）～25 日（金）

（20 日（日）に、仮議題 7、8 及び 10 に関する物理的作業部会（PWG）が開催）

2. 場所

オマハ（米国）

3. 出席者

消費者庁 消費者安全課国際食品室 室長	矢船 順也
消費者庁 食品衛生基準審査課 専門官	三木 真之介
消費者庁 食品衛生基準審査課 審査官	大原 万里英
国立医薬品食品衛生研究所 食品部 主任研究官	坂井 隆敏
国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 第一室長	渡邊 敬浩

4. 結果概要

2024 年 10 月 21 日から 25 日まで、米国（ネブラスカ州オマハ）において、コーデックス食品残留動物用医薬品部会（Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods : CCRVDF）の第 27 回会合が開催され、46 加盟国、1 加盟機関（EU）、5 オブザーバーが出席した。議長は Brandi Robinson 氏（米国食品医薬品局 動物用医薬品センター 新動物用医薬品評価室 国際プログラムマネージャー）が務めた。

議題 1 議題の採択

仮議題を議題として採択することに合意した。また、議題 11 において、コーデックスによる最大残留基準値（Maximum Residue Limit : MRL）が設定されていない化合物のデータ収集のためのラテンアメリカ及びカリブ海地域における共同体に関して議論すること、議題 8 に関する会期内作業部会（In-Session Working Group : ISWG）を開催する時間を設けるため、議題の順番を変更することに合意した。

議題 2.1 コーデックス総会、その他の部会からの付託事項

コーデックス事務局から、第 46 回コーデックス総会（CAC）において、ジルパテロール塩酸塩の MRL（牛の筋肉、肝臓及び腎臓）がステップ 8 で投票により採択されたこと等が報告された。

また、コーデックス戦略計画（2026-2031）の策定活動、新たな食料源と生産システム（New Food Sources and Production Systems : NFPS）に関する新規作業の提案等へのコーデックス加盟国及び加盟機関（以下、合わせて「加盟国」という。）の参画が推奨されることが合意された。

議題 2.2 適正な飼養管理に関する実施規範（CXC 54-2004）に関する編集上の修正

適正な飼養管理に関する実施規範（CXC 54-2004）の脚注について、最新の参照対象である「食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各加盟国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン（CXG 71-2009）」に合わせて、編集上の修正を行うことについての採択を第 47 回 CAC に諮ることを合意した。

議題 3 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む FAO/WHO からの関心事項

FAO JECFA 事務局から、2024 年 2 月に開催された第 98 回 JECFA において、クロピドール、フマギリンジシクロヘキシルアミン及びイミダクロプリドの安全性が評価されたこと、MRL の勧告案が議題 6 で議論されることが説明された。エトキシキンについては、優先順位リストに含まれているものの、要求したデータが提出されなかったことから、評価されなかったことの説明等がされた。

また、CCRVDF に関連する FAO の活動として、残留動物用医薬品のリスク評価のためのプロジェクト、食農システムにおける環境阻害剤（Environmental Inhibitor : EI）の使用による食品安全への影響に関する FAO の報告書について紹介された。

また、WHO JECFA 事務局から、WHO の薬剤耐性（AMR）に関する取組み、不完全なデータパッケージによる残留動物用医薬品の安全性評価に関するガイダンスについて紹介等がされた。

議題 4 FAO/国際原子力機関（IAEA）からの関心事項

FAO と IAEA は、FAO / IAEA の合同プログラムを通じ、CCRVDF に関連する活動を支援している。FAO/IAEA の合同プログラムの代表者から、事前録画された発表にて、「動物用医薬品の減衰及び動物マトリックス中の残留物の放射分析」に関する共同研究プロジェクト等の放射性標識した動物用医薬品等を用いた研究等について説明等がされた。

議題 5 「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項

WOAH の代表者から、事前録画された発表にて、AMR、WOAH のキャパシティビルディング（能力構築）、VICH の活動、国際協力という 4 つの主要なテーマに注力して、引き続きコーデックス委員会と協力していくこと等が説明等された。

議題 6 第 98 回 JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ 4）

（経緯）

CCRVDF では、JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案を検討し、JECFA への評価要請を行った上で、その評価結果に基づき残留動物用医薬品の食品中の MRL 案について議論している。今回会合では、第 98 回 JECFA による評価が行われ、MRL 案が勧告されたクロピドール、フマギリンジシクロヘキシルアミン（そのうち特に修飾基であるジクロロヘキシルアミン：DCH）及びイミダクロプリドの 3 品目について議論を行った。

(結果)

○クロピドール（抗コクシジウム剤）

一般的な支持を得て、MRL 案について、ステップ 5/8 での最終採択を第 47 回 CAC に諮ることに合意した。なお、EU、ノルウェー及びスイスは、データが不足していること等の理由から、留保を表明した。

マーカー残留物	MRL 案			第 47 回 CAC に 諮るステップ
	種	組織	mg/kg	
クロピドール	鶏	筋肉	4.1	5/8
		脂肪/皮膚	2.6	5/8
		肝臓	10.4	5/8
		腎臓	8.8	5/8

○フマギリン ジシクロヘキシルアミン（抗生物質）

ステップ 5 での採択を第 47 回 CAC に諮るとともに、懸念点がある場合には、1 ヶ月以内に意見を提出することに合意した。

いくつかの加盟国から、懸念として、フマギリンの修飾基である DCH は工業用途での使用等により環境中に広く存在する可能性があり、食品中の DCH の残留は、環境汚染物質由来である可能性があることから、はちみつのモニタリングのための規制対象物質として DCH は適切でないことが指摘された。また、今後、DCH 以外の修飾基のフマギリン化合物（塩）の場合には、DCH は適切なマーカー残留物ではなくなること等が指摘された。

FAO JECFA 事務局から、フマギリンは、はちみつ中において安定したマーカー残留物ではないため、JECFA は DCH をマーカー残留物として勧告したこと、環境中からはちみつにどれだけ移行するかを判断できなかったこと等が説明された。また、前回会合では、JECFA に対し、他の塩ではなくフマギリン DCH として評価することを要請しており、各加盟国のコメントや懸念に対処するためには、追加のデータが必要になると説明された。

マーカー残留物	MRL 案			第 47 回 CAC に 諮るステップ
	種	組織	mg/kg	
フマギリン	魚類※	切り身※※	0.01	5
DCH	-	はちみつ	0.02	5

※”finfish”（魚類のうち、無顎魚類（jawless fish）及び軟骨魚類（cartilaginous）を除いたもの）

※※自然な割合の筋肉と皮

○イミダクロプリド（殺虫剤／寄生虫駆除剤）

MRL 案について、ステップ 5/8 での最終採択を第 47 回 CAC に諮ることに合意した。

マーカー残留物	MRL 案			第 47 回 CAC に 諮るステップ
	種	組織	mg/kg	
イミダクロプリド	魚類	切り身	0.6	5/8

議題 7 食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿
(経緯)

前々回会合において、MRL の外挿手法について議論を行い、JECFA の評価を基に設定されたある動物種の MRL を、動物種や組織の関係性、代謝等の要件を満たす場合に限り、他の動物種の MRL として適用する外挿の手法を導入すること、コーデックス手続マニュアルで定められている CCRVDF のリスクアナリシスの原則に反映すること等に合意し、その後、第 44 回 CAC で採択された。前回会合においては、この外挿手法を用いて、いくつかの化合物について MRL の外挿をすることに合意するとともに、電子的作業部会（EWG）（議長国：EU、共同議長国：コスタリカ）を設置し、魚類、ラクダ科動物、反芻動物の乳、肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対する MRL の外挿に関する 4 つの課題について継続的に議論することとなった。

今回会合では、これらの課題に関する EWG で作成された討議文書について、各加盟国からのコメントに基づき議論した。

（課題 1）魚類に対するルフエヌロン、エマメクチン安息香酸塩及びジフルベンズロンの MRL の外挿案（ステップ 4）

（結果）

ルフエヌロン（さけ及びますから魚類※）の外挿 MRL 案についてステップ 5/8 での最終採択を第 47 回 CAC に諮ることに合意した。また、エマメクチン安息香酸塩（さけ及びますから魚類）については条件付きで、ステップ 5/8 で諮ることに合意した。ジフルベンズロンについては、コーデックス手続マニュアルに明記されている外挿の規準を満たしていないことから、外挿しないことに合意した。

なお、エマメクチン安息香酸塩については、マーカ―残留物が親化合物の一部であることから、現時点の CCRVDF のリスクアナリシスの原則の附属書 C に定められた外挿規準の 2b を満たしていない。しかし、マーカ―残留物を親化合物と同様と見なすことができる場合の記載を、当該規定に追記することに合意したため、CAC において、当該規定の修正が認められる場合の条件付きで、エマメクチン安息香酸塩はステップ 5/8 で採択が諮られる。

※”finfish”（魚類のうち、無顎魚類（jawless fish）及び軟骨魚類（cartilaginous）を除いたもの）

・ルフエヌロン

マーカ―残留物	MRL 案			第 47 回 CAC に 諮るステップ
	種	組織	mg/kg	
ルフエヌロン	魚類	切り身	1.35	5/8

・エマメクチン安息香酸塩

マーカ―残留物	MRL 案			第 47 回 CAC に 諮るステップ
	種	組織	mg/kg	
エマメクチン B1a	魚類	切り身	0.1	5/8

（課題 2）ラクダ科動物に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチの作成（結果）

ラクダ科動物に対する MRL の外挿について概ね合意が得られたが、潜在的な課題が指摘された。そのため、CCRVDF のリスクアナリシス原則の附属書 C に定められた外挿規準に、ラクダ科動物の外挿に関してのみ適用される規準が追加されることとなった。具体的には、外挿は同じ組織間（例：筋肉から筋肉）に限定されること等の規定をリスクアナリシス原則の附属書 C の 4c として追加することが合意された。

（課題 3）特にデルタメトリン及びイベルメクチンに重点を置いた、牛の乳に設定された MRL を異なる動物種の乳に外挿するための規準の検討

（結果）

デルタメトリンについては、現在、農薬及び動物用医薬品の両方の用途がある化合物として、設定される MRL の調和に向けて、CCPR/CCRVDF 合同作業部会で検討されていることから、現時点では外挿しないことに合意した。

イベルメクチンの外挿 MRL 案については、条件付きでステップ 5/8 での最終採択を第 47 回 CAC に諮ることに合意した。なお、EU、ノルウェー及びスイスは、コンプライアンス違反が貿易問題につながると考え、留保を表明した。

なお、EWG において、牛の乳から他の反芻動物の乳への外挿については、動物種によって、乳の脂肪含量及び代謝物の種類や組成が異なる可能性があることから、EWG の議論では外挿が適切でないとの方向性であった。しかし、イベルメクチンについては、ばく露量と一日摂取許容量（ADI）に十分な安全域があることが指摘された。そのため、乳については、外挿規準を満たさない場合であっても、ばく露量と毒性指標を考慮した十分な安全マージンがあれば、外挿の根拠とできることが提案された。そして、同内容をリスクアナリシス原則の附属書 C の 4b に追加規準として含めることが合意された。そのため、CAC において、当該規定の修正が認められた場合の条件付きで、イベルメクチンはステップ 5/8 で採択が諮られる。

・イベルメクチン

マーカー残留物	MRL 案			第 47 回 CAC に 諮るステップ
	種	組織	mg/kg	
イベルメクチン	反芻動物	乳	0.01	5/8

（課題 4）可食臓器の組織における化合物の分布に関する利用可能な情報を考慮した、肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチの作成

（結果）

PWG にて、具体的な議論ができなかったため、今後に向けて作業の明確化について議論がなされた。まず、作業継続について一般的な支持が得られた。

そのため、肝臓と腎臓以外の可食臓器への外挿については、EWG（議長国：英国、共同議長国：コスタリカ）を再設置し作業を継続することに合意した。特に、今回会合の議論において確認された、消費者安全の観点から、ばく露評価すること、外挿に用いる MRL としては、最も高い MRL を出発点として検討すること等により作業を行うことが合意され

た。

また、外挿すべきものについて、優先課題として提案することを検討すべきであるとの合意がなされた。

議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

(経緯)

前回会合においては、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバー※¹に起因する残留に関する一般的な量（アクションレベル※²）の設定及びナイカルバジンの鶏卵中の残留に関するアクションレベルの設定について議論が行われた。各加盟国からは、議論の目的やコーデックス手続マニュアルへの位置付け等の明確化について意見があり、今後の検討を継続することを前提に、一般的な規準、定義、手順等について議論した。

こうした議論を踏まえ、EWG（議長国：豪州、共同議長国：カナダ）を設置し、アクションレベル設定のための規準と手順をさらに検討していくこと、ナイカルバジン等の試験的調査（pilot study）を再検討することに合意した。

今回会合では、ISWG も開催しつつ、キャリーオーバーに関する一般的な考え方、ナイカルバジン及びラサロシドの鶏卵中の残留に関するアクションレベルの設定、米国から新たに提案のあった代替案等について、EWG で作成された討議文書や PWG（議長国：豪州、共同議長国：カナダ）の報告書を基に、各加盟国からのコメントを踏まえ議論した。

※1 飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーとは、飼料工場において、動物用医薬品（国内では、飼料添加物を含む。）を扱った後に、清掃等の対策を実施したにもかかわらず、起きてしまう飼料への当該動物用医薬品の非意図的かつ不可避な混入である。

※2 アクションレベルとは、飼料中の動物用医薬品の非意図的かつ不可避なキャリーオーバー由来の非対象動物中の残留濃度であり、食品として許容されるものと認識されるが、この値を超えれば、措置が執られるべきもの。

(結果)

リスク管理者により柔軟性を持たせることを目的とするリスク管理に重点を置いた代替案が提案され、いくつかの加盟国から関心が示されたことから、アクションレベルを設定する従来案と代替案を組み合わせた案として議論を進めることとなった。

その結果、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーに起因する残留に対するアクションレベルを設定すること、リスク管理のガイドラインの補完的手段を開発していくこと、鶏卵中のナイカルバジン及びラサロシドをアクションレベルの設定のための優先順位リストに含めること、EWG（議長国：カナダ、共同議長国：豪州及び米国）を再設置すること等に合意した。

議題 9 CCPR 及び CCRVDF における作業の調整

(経緯)

これまで、コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び CCRVDF において、農薬及び動物

用医薬品の両方の用途で使用する化合物に対する両部会間での調整、特に、可食臓器の定義や両部会間で調和の取れた単一の MRL の設定について、調整しながら作業を進めてきた。今回合会においても、今後の両部会での連携すべき事項や作業等について、合同 EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル、ニュージーランド）で作成された討議文書を基に、各加盟国からのコメントを踏まえ議論した。

（結果）

合同 EWG を継続的に支援すること、CCPR 及び CCRVDF の合同会議に先立ち、合同 EWG のバーチャル会合の開催を検討すること、合同 EWG の作業に積極的に参加すること等に合意した。

議題 10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

（経緯）

今回合会の直前（10 月 20 日）に、優先順位リスト案作成に関する PWG（議長国：豪州）を開催し、各加盟国より提案のあった動物用医薬品について検討を行った。今回合会では、各加盟国からのコメントや情報について、PWG での議論も踏まえ検討することとなった。

（結果）

以下の動物用医薬品の優先順位リスト案について、承認のため、第 47 回 CAC に提出することに合意した。

Part I. JECFA 評価/再評価の優先順位リストに加える化合物

- ・フマギリン DCH（魚類及びはちみつの MRL）：JECFA 評価に対する意見を 2024 年 11 月に提出、まずにおける代謝及び残留試験のデータ並びに検査法が 2026 年 12 月に得られる見込み
- ・ウミホキソラネル（牛の MRL）：代謝、残留及び毒性試験のデータが 2024 年 12 月に得られる見込み
- ・アモキシシリン（鶏の MRL）：鶏の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓における残留試験のデータは 2025 年 3 月に得られる見込み、鶏の卵における代謝及び残留試験のデータは 2025 年 9 月に得られる見込み
- ・ブロモホルム（反芻動物の MRL）：毒性、代謝及び残留試験が 2024 年 7 月に完了される見込み
- ・エチオン：懸念のある化合物を特定する代謝試験、検査法、組成等を決定する放射性標識試験が 2025 年 12 月に完了する見込み

Part V. 外挿

- ・アルベンダゾール（ラクダ科の MRL）
- ・イベルメクチン（ラクダ科の MRL）
- ・オキシテトラサイクリン（ラクダ科の MRL）

Part VI. アクションレベル

- ・ナイカルバジン（鶏卵の MRL）
- ・ラサロシド（鶏卵の MRL）

議題 11 その他の事項及び今後の作業

コーデックスによる MRL が設定されていない化合物のデータ収集のためのラテンアメリカ及びカリブ海地域における共同体についての情報提供等があった。

議題 12 次回会合の日程及び開催地

議長から、次回会合は 18 ヶ月以内の開催でホスト国とコーデックス事務局で調整し、確認される旨の説明がされた。

第27回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

日時：2024年10月21日～25日

場所：オマハ（米国ネブラスカ州）



議題

- 1 議題の採択
- 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- 3 FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含むFAO/WHOからの関心事項
- 4 FAO/国際原子力機関（IAEA）合同食品・農業核技術センターからの関心事項
- 5 「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項
- 6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた食品中の動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ4）
- 7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿
- 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順
- 9 コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調和
- 10 JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
- 11 その他の事項及び今後の作業

議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ4）

【経緯】

- ・ CCRVDFの各会合において、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価結果に基づき残留動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（Maximum Residue Limits:MRLs）案について議論している。
- ・ 今回会合では、第98回JECFAの評価においてMRL案が勧告された①クロピドール(抗コクシジウム薬)、②フマギリン ジシクロヘキシルアミン（フマギリンDCH）(抗生物質)及び③イミダクロプリド(殺虫剤／寄生虫駆除剤)の議論を行った。

議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ4）

【結果】

- ・ それぞれについて、以下のとおり第47回総会（CAC）に諮ることに合意した。

①クロピドール(抗コクシジウム薬)

食品	MRL原案（mg/kg）	CACに諮るステップ
鶏の筋肉	4.1	5/8
鶏の皮/脂肪	2.6	5/8
鶏の肝臓	10.4	5/8
鶏の腎臓	8.8	5/8

（国内の状況）牛、豚、鶏等の各組織にMRL設定済み

[鶏の筋肉及び脂肪: 5 mg/kg、鶏の肝臓及び腎臓: 20 mg/kg]

議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ4）

②フマギリンDCH(抗生物質)

食品	MRL原案（mg/kg）	CACに諮るステップ
魚類の切り身	0.01 ※	5
はちみつ	0.02 ※※	5

（国内の状況）MRL設定なし

※ フマギリンとして

※※ DCHとして

（注）はちみつ中の規制対象物質として、DCHが適切でない可能性が指摘されたこと等から、各国は懸念点がある場合、1か月以内に意見を提出することに合意した。

③イミダクロプリド(殺虫剤／寄生虫駆除剤)

食品	MRL原案（mg/kg）	CACに諮るステップ
魚類の切り身	0.6	5/8

（国内の状況）牛、豚、鶏等の各組織にMRL設定済み、魚類は設定なし

議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

【経緯】

- 前々回会合において、JECFAの評価を基に設定されたある動物種のMRLを、動物種や組織の関係性、代謝等の要件を満たす場合に限り、他の動物種のMRLとして適用する外挿の手法を導入すること等に合意した。（コーデックス手続マニュアルのCCRVDFリスクアナリシスの原則にも反映）
- 前回会合においては、この外挿手法を用いて、いくつかの動物用医薬品（アモキシシリン等11品目）についてMRLの外挿をすることに合意した。
- 今回会合では、電子的作業部会（EWG）（議長国：EU、共同議長国：コスタリカ）で議論を行った、①魚類、②ラクダ科動物、③反芻動物の乳並びに④肝臓及び腎臓以外の可食臓器の4つのMRLの外挿に関する課題について議論した。

議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

(課題①) 魚類に対するルフェヌロン、エマメクチン安息香酸塩及びジフルベンズロンのMRLの外挿案

【結果】

- ルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩（さけ及びますから魚類）の外挿については、以下のとおり、第47回CACに諮ることに合意した。
- このうち、エマメクチン安息香酸塩については、マーカ―残留物が親化合物の一部であることから、議論時の外挿規準を満たしていなかった。一方で、親化合物と同様とみなすよう外挿規準を修正した場合には、修正後の外挿規準を満たすため、修正の条件付きで合意した。
- ジフルベンズロンについては、外挿規準を満たしていないことから、外挿しないことに合意した。

①ルフェヌロン(殺虫剤)

食品	MRL案 (mg/kg)	CACに諮るステップ
魚類の切り身	1.35	5/8

②エマメクチン安息香酸塩(殺虫剤)

食品	MRL案 (mg/kg)	CACに諮るステップ
魚類の切り身	0.1 ※	5/8

※ エマメクチンB1aとして

議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

(課題②) ラクダ科動物に対するMRLの外挿のための実行可能なアプローチの作成

【議論】

- ラクダ科動物は反芻するものの、消化器官の仕組は反芻動物とは異なり、反芻動物又は非反芻動物のいずれでもないことから、どちらの動物のMRLを外挿する場合でも不確実性が高くなる。
- そのため、ラクダ科動物にMRLを外挿するには、動物用医薬品の代謝が様々な動物種間で同様であるという要件を満たす必要がある。
- 代謝が同様と見なせ外挿が可能となるためには、ラクダ科動物以外のグループの動物種（反芻動物、非反芻動物等）で同一のMRLの設定に加えて、代謝物の種類や組成の同一性条件（外挿は同じ組織間に限定すること等）を加える必要があることが議論。

【結果】

- ラクダ科動物に対するMRLの外挿規準について概ね合意が得られ、コーデックス手続マニュアルに記載されているリスクアナリシス原則の附属書Cの4cで既に定めている反芻動物等の外挿規準の箇所に、ラクダ科動物の外挿に関してのみ適用される規準（外挿は同じ組織間に限定すること等）を追加規準として含めることに合意した。

議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

(課題③) 特にデルタメトリン及びイベルメクチンに重点を置いた、牛の乳に設定されたMRLを異なる動物種の乳に外挿するための規準の検討

【結果】

- ・デルタメトリンについては、農薬及び動物用医薬品の両方の用途があるとして、現在、コーデックス残留農薬部会（CCPR）/CCRVDF合同作業部会でMRLの調和が検討されていることから、現時点では、外挿しないことに合意した。
- ・イベルメクチンの外挿については、以下のとおり、第47回CACに諮ることに合意した。
- ・乳については、動物種によって、乳の脂肪含量及び代謝物の種類や組成が異なる可能性が指摘されているが、代謝物の種類や組成の違いから、外挿規準を満たさない場合であっても、ばく露量と毒性指標を考慮した十分な安全根拠があれば、外挿できるとすることが提案され、リスクアナリシス原則の附属書Cの4bに追加規準として含めることに合意した。

イベルメクチン(殺虫剤)

食品	MRL原案 (mg/kg)	CACに諮るステップ
反芻動物の乳	0.01	5/8

議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

(課題④) 可食臓器の組織における化合物の分布に関する利用可能な情報を考慮した、肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対するMRLの外挿のための実行可能なアプローチの作成

【結果】

- ・物理的作業部会（PWG）での議論ができなかったため、今後の作業の明確化について議論がなされた。作業継続についての支持が得られ、外挿についてのEWG（議長国：英国、共同議長国：コスタリカ）を再設定して作業を継続することに合意した。
- ・肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対してMRLを設定する必要がある理由としては、貿易促進だけでなく消費者安全の側面が重要であり、MRLの設定にあたっては、消費者ばく露を評価する必要がある等の指摘があったため、特に消費者安全の観点からばく露評価すること、最も高いMRLを外挿の出発点として検討するなど作業を行うこと、外挿すべきものを優先課題としての提案を検討することに合意した。

議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

【経緯】

- これまでの会合において、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバー※¹に起因する残留に関する量（アクションレベル※²）の設定及びナイカルバジンの鶏卵への残留に関するアクションレベルの設定について議論してきた。
- 今回会合では、EWG（議長国：豪州、共同議長国：カナダ）での検討を踏まえて、会期内作業部会（ISWG）も開催しつつ、キャリーオーバーに関する一般的な考え方、ナイカルバジン及びラサロシドの鶏卵への残留に関するアクションレベルの設定、米国から新たに提案のあったアクションレベルの設定に対する代替案等について議論した。

※ 1 飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーとは、飼料工場において、動物用医薬品（国内では、飼料添加物を含む。）を扱った後に、清掃等の対策を実施したにもかかわらず、起きてしまう飼料への当該動物用医薬品の非意図的かつ不可避な混入である。

※ 2 アクションレベルとは、飼料中の動物用医薬品の非意図的かつ不可避なキャリーオーバー由来の非対象動物中の残留濃度であり、食品として許容されるものと認識されるが、この値を超えれば、措置が執られるべきもの。

議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

【結果】

- リスク管理者により柔軟性を持たせることを目的とするリスク管理に重点を置いた代替案が提案され、いくつかの加盟国から関心が示されたことから、アクションレベルを設定する従来案と代替案を組み合わせた案として議論を進めることとなった。
- その結果として、以下について合意した。
 - 飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーに起因する残留に対するアクションレベルを設定すること
 - リスク管理のガイドラインの補完的手段を開発していくこと
 - 鶏卵中のナイカルバジン及びラサロシドをアクションレベルの設定のための優先順位リストに含めること
 - EWG（議長国：カナダ、共同議長国：豪州及び米国）を再設置すること等

議題9 CCPR及び CCRVDFにおける作業の調整

【経緯】

- ・これまで、CCPR及びCCRVDFにおいて、農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物に対する両部会間での調整等を進めてきた。
- ・今回会合においても、今後の両部会での連携すべき事項や作業等について、合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル、ニュージーランド）で作成された討議文書について議論した。

【結果】

- ・合同EWGを継続的に支援すること、CCPR及びCCRVDFの合同会議に先立ち、合同EWGのバーチャル会合の開催を検討すること、合同EWGの作業に積極的に参加すること等に合意した。

議題10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

【経緯】

- ・毎回、各国より提案のあった動物用医薬品についてCCRVDFで検討を行い、優先順位リスト案をCACに諮っている。
- ・今回会合の前日（10/20）に、優先順位リスト案作成に係るPWGを開催し、各国からのコメントや情報について検討した。

【結果】

- ・動物用医薬品の優先順位リスト案（次のスライドのとおり、10品目の動物用医薬品）について、承認のため、第47回CACに提出することに合意した。

議題10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

Part I. JECFA評価/再評価の優先順位リストに加える化合物

- ・ フマギリンDCH（魚類及びはちみつのMRL）
- ・ ウミホキシソラネル（牛のMRL）
- ・ アモキシシリン（鶏のMRL）
- ・ ブロモホルム（反芻動物のMRL）
- ・ エチオン（牛のMRL）

Part V. 外挿

- ・ アルベンダゾール（ラクダ科のMRL）
- ・ イベルメクチン（ラクダ科のMRL）
- ・ オキシテトラサイクリン（ラクダ科のMRL）

Part VI. アクションレベル

- ・ ナイカルバジン（鶏卵のMRL）
- ・ ラサロシド（鶏卵のMRL）

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回コーデックス食品表示部会

日時：2024 年 10 月 27 日（日）～11 月 1 日（金）

場所：ケベックシティ（カナダ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	アレルゲン表示
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ 7）
5.2	予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ 4）
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ 7）
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 7）
8	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ 4）
9	アルコール飲料の表示（討議文書）
10	緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）
11	トランス脂肪酸（討議文書）
12	サステナビリティ表示（討議文書）
13	砂糖の表示—添加糖類の定義（討議文書）
14	CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書）
15	CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

16	その他の事項
17	次回会合の日程及び開催地
18	報告書の採択

※10月16日（水）に議題6、10月21日（月）～22日（火）に議題5に関するバーチャルWGを開催。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 48 回コーデックス食品表示部会報告書

1. 日時 2024 年 10 月 27 日（日）～11 月 1 日（金）

2. 場所 ケベックシティ（カナダ）

3. 議長国 カナダ

4. 参加国及び国際機関

44 加盟国、1 加盟機関（EU）、26 オブザーバー機関

5. 議長

Dr. Parthi Muthukumarasamy (Executive Director, Canadian Food Inspection Agency)

6. 出席者

・消費者庁食品表示課	課長補佐	宗 伸一郎
・国税庁 課税部 酒類業振興・輸出促進室	課長補佐	田村 雄貴
	国際交渉第二係長	大西 優大

テクニカルアドバイザー

・全国清涼飲料連合会	細野 秀和
------------	-------

7. 概要

議題 1：議題の採択

仮議題のとおり採択された。

議題 2：コーデックス総会及び各部会からの付託事項

（主な内容）

各部会からの関連する情報について確認するとともに、乾燥花-サフランの規格における原産国と収穫国の表示条項について、第 7 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH7) の反応を踏まえて議題 4 において議論することに合意した。

議題 3：FAO/WHO から提起された関心事項

（主な内容）

FAO 及び WHO から、本会議の議題とも関連するそれぞれの活動について報告があった。

議題 4：コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）

（結果）

油脂部会 (CCF0) による魚油規格の改訂、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

によるルロ（ナランジラ）の地域規格における表示条項について承認された。後者について CCFL48 は、いくつかの条項が冗長又は一般規格との整合性が取れていないとのコメントを確認した。

また、CCSCH による乾燥根・根茎・球根の規格原案-ターメリックの規格について承認された。乾燥花-サフランの規格については、原産国（country of origin）に加えて収穫国（country of harvest）を義務表示事項とする条項（8.3.2）について合意に至らなかった。このため、サフラン規格については、原産国を義務表示事項とする条項（8.3.1）については承認し、収穫国を義務表示事項とする条項（8.3.2）については承認せず執行委員会（CCEXEC）及び総会（CAC）に付託することとなった。

議題 5：アレルゲン表示

（経緯）

CCFL45（2019 年）において、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985、GSLPF）のアレルゲン関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルゲン表示（PAL）に係るガイダンスを策定することで合意した。また、オーストラリアを議長国とし、英国及び米国を共同議長国とする電子作業部会（EWG）を設置することで合意した。さらに、GSLPF4.2.1.4 のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。

CCFL 及び食品衛生部会（CCFH）からの科学的助言の求めに応じて、FAO/WHO 合同専門家会合が開催され、計 5 部のレポートが順次発出されている。（第 1 部：リスク評価を通じた GSLPF アレルゲンリストの見直し、第 2 部：主要アレルゲン食品の閾値の設定、第 3 部：PAL 関連、第 4 部：食物アレルゲンの免除の見直し・確立、第 5 部：特定の種類の木の実の閾値の設定）

GSLPF の改定原案については、CCFL46（2021 年）及び前回部会（2023 年）にかけて、2. 用語の定義（「アレルゲン」）や 4.2.1.4 のアレルゲンリスト及び 4.2.1.5 の国又は地域の管轄当局が表示を義務付けてよいアレルゲンリスト、4.2.1.6 表示の適用除外、4.2.1.7 亜硫酸塩の表示、8.3.1 表示方法など、各種の論点について検討が行われた。前回部会においては、第 46 回コーデックス総会（CAC46）（2023 年）に予備採択を諮ること、オーストラリア、英国、米国を議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することが合意され、CAC46 において予備採択（ステップ 5）された。今次部会では引き続き、4.2.1.4 のアレルゲンリストや 4.2.1.6 表示の適用除外、4.2.1.7 亜硫酸塩の表示、8.3.2 表示方法などにおける論点について検討が行われた。

PAL 使用に係るガイダンス原案については、前回部会においてはステップ 2 に差し戻すことが合意され、オーストラリアが議長国、英国と米国を共同議長国とする EWG において引き続き作業を行うことが合意された。また、分析・サンプリング法部会（CCMAS）に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することで合意した。当該要請を受けた CCMAS は EWG を設置し、参加国の分析法を入手しリスト化を行ったが、昨年 5 月に開催された CCMAS43 では、これらの分析法が目的に合致したものなのか否かの検討ができていない等

の理由から、さらなる検討が必要な旨の説明が EWG 議長国からなされ、EWG（議長国：米国、共同議長国：英国）を再設置し検討を継続することが合意された。

このような状況の下、今次部会では引き続き、PAL のガイドライン案についての検討が行われた。

議題 5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ7）

（経緯）

上記参照。

（主な議論）

事前のバーチャルワーキンググループ（VWG）での議論を踏まえて用意された議場配布文書（CRD）02 に基づき、議論が行われた。

<セクション 4.2.1.2 定義>

・事前の VWG で議論された「アレルギー食品/食物（allergenic food）」「セリアック病（coeliac disease）」「食物アレルゲン（food allergen）」「食物アレルギー（food allergy）」の定義について合意された。

<セクション 4.2.1.4 アレルゲンのリスト>

・交差接触による意図せざるアレルゲンの存在（UAP）は PAL ガイドライン案により扱われることから、GSLPF のセクション 4.2.1.4 については、意図して使用されている食品又は原材料に適用されることを明示する規定に修正された。

・「魚（fish）」及び「甲殻類（crustacea）」の「特定の名称」について、我が国から、FAO/WHO 合同専門家会合のレポートで「データによれば、魚アレルギーの患者の中には、一部の魚種には反応するが分類学的に異なる種類の魚は受容する人もいるかもしれない」等と述べられていることにも触れつつ、患者の食生活を過度に制限しない観点から、「魚又はその魚の名称（fish or the name of the fish）」及び「甲殻類又はその甲殻類の名称（crustacea or the name of the crustacea）」に変更すべきとの意見を述べた。

この提案はカナダ及びブラジルの支持を得たが、最終的には受け入れられなかった。セクション 4.1.1 が「原材料の表示は食品の本質を示すとともに、具体的であるべきであり、総称的であるべきではない」と規定しており、「特定の名称」は原材料名を置き換えるものではないことから、消費者は具体的な原材料名を知ることができるという点が強調された。

・このほか、「グルテンを含む穀物、小麦、大麦及びライ麦」については、セリアック病患者への正確な情報提供の観点から、「特定の名称」に加えて「グルテン」の語が用いられてもよいとの脚注が追加された。

<セクション 4.2.1.6 アレルゲン表示の適用除外>

・地域又は国の管轄当局が、安全性を確立するリスク評価に従った上で、アレルギー食品としての表示の適用を除外することができるとの規定について、当該「リスク評価」の内容として FAO/WHO 合同専門家会合のレポート第 4 部「食物アレルゲンのリスク評価」が脚注で引用されていたが、事前の VWG において、当該レポートは例示として位置づけられるべきとの意見が複数の加盟国から出され、特段の反対はなかった。今次部会でも特段の反対なく合意に至った。

<セクション 8.3.1～8.3.4 アレルゲン表示の方法>

・アレルゲンの「特定の名称」について、「周囲の文言から目立つフォント、書式又は色といった (such as) 明確ではっきりした方法で表示されなければならない。」「原材料一覧の中若しくは別の文言で又はその両方で明記されなければならない。」等、表示の方法に係る規定について合意された。

(結果)

GSLPF の改定案について、ステップ 8 での採択のため CAC47 に進めることに合意した。また、CCFH に対し、「食品関連事業者のアレルゲン管理の実施規範」(CXC80-2020) との整合性を確保するため、とりわけ定義及びアレルゲンのリストの改定作業の完了について知らせることに合意した。

議題 5.2 : 予防的アレルゲン表示ガイドライン原案 (ステップ 4)

(経緯)

上記参照。

(主な議論)

議題 5.1 と同じく、CRD02 に基づき議論が行われた。

<セクション 1 目的、セクション 2 範囲及びセクション 3 定義>

・提案された規定について合意された。

<セクション 4.1 から 4.3 まで 一般的な原則>

・セクション 4 では、以下のような「一般的な原則」が提示されている。

- ① 交差接触によるアレルゲンの意図しない存在を防止又は最小限に抑える管理を含む効果的なアレルゲン管理は、「食品関連事業者のアレルゲン管理の実施規範」(CXC80-2020) に従って実施されるものとする。PAL の使用は、これらのアレルゲン管理方法を使用してもアレルゲンの意図しない存在を防止又は制御できない状況に限定されるものとする。(セクション 4.1)
- ② PAL を使用するかどうかの決定は、アレルゲンの意図しない存在に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。(セク

ション 4.2)

- ③ PAL は、アレルゲン由来のタンパク質の存在が、セクション 4.3.1 の表に記載されている参照用量(RfD)を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。(セクション 4.3)
(注：[]内の文言は合意に至っていない部分として明示されている部分。)

4.3.1 References doses

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

[Placeholder on concentration or RfD for cereals containing gluten or gluten.]

- ④ セクション 4.3.1 の表によってある特定のアレルゲンに対する RfD が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則に従って RfD を決定することができる。(セクション 4.3.2)
- ⑤ PAL には、消費者、医療提供者、食品関連事業者による PAL の理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする。(セクション 4.4)

・議論の中で、以下のような点について懸念が示された。

(a) 示されたアレルゲン及び RfD に対応した検査法の欠如

(b) リスク評価を行う小規模な食品関連事業者への負担と、定性的リスク評価に関するガ

イダンスの欠如

- (c) 誘発用量(ED) 05、ED01 と RfD 及びアクションレベルに関する懸念。ED05 とは食物アレルギー患者集団において、5 %の患者で症状が誘発される用量であり、これに基づく RfD が示されているが、最も脆弱な（敏感な）消費者の保護の観点から、適切なレベルの保護といえるのか。より厳しい ED01（1 %の患者で症状が誘発される用量）に基づく RfD とすべきではないか。
- (d) グルテンを含む穀物/グルテンの RfD 又は濃度も本表に追加すべき。
- (e) PAL の使用を RfD を超える場合に限定することについての懸念。RfD を超えていない場合に PAL が使用されてもいいのではないか。

・検査法については、CCMAS が CCFL からの要請を受けて検討しており、次回会合までには適切な検査法に関する助言が提供される見込みであるとの説明がなされた。

・リスク評価に関する小規模な食品関連事業者への負担及び定性的リスク評価に係るガイダンスの欠如については、FAO 及び WHO が今後ガイダンスを提供していくとともに、PAL に関するキャパシティビルディングを行う旨の説明があった。

・ED05 をめぐる懸念については、リスクをゼロにすることは不可能である中で、ED05 はリスクベースで合理的かつ曖昧さのない境界線として、専門家会合により推奨されているものであり、ED01 のようなより厳しい基準に基づくリスク評価は食品関連事業者にとっても規制当局にとっても実行できない等の説明があった上で、以下の点が改めて確認された。

- (a) 本ガイドラインは義務的なものではなく任意のものであり、加盟国はよりリスクベースで自国の実情に応じた規制を行うことができる。このことは WTO 協定にも沿っている。
- (b) ED05 は FAO/WHO 合同専門家会合の作業に基づいており、科学に基づくもの。
- (c) 本ガイドラインに RfD を存置しておくことは、自分でリスク評価を行うことができない国にとって有益である。
- (d) 本作業の意図は、調和を目的としており、消費者利益のために一貫性をもたらすことであって、あまり柔軟なものにしてしまうとガイドライン自体があまり役立たないものになりかねない。
- (e) RfD をどのように適切なアクションレベルに変換するかについては、異なる国の異なる消費量を踏まえ、いくらかの柔軟性がある。貿易協定の範疇で、各国はコーデックスより保守的であることができるが、それを正当化するリスク評価が必要である。

・グルテンを含む穀物/グルテンの RfD 又は濃度については、FAO 及び WHO が助言を提供することになった。

・セクション 4.3 について、議長は以下のように論点を整理した。

- (a) いつ PAL が使われるべきなのか。アクションレベルを超える場合に限られるのか、限ら

れないのか。

(b)脆弱な（敏感な）消費者の保護のレベルをどうすべきか。（ED05 又は ED01）

(c) PAL の性質は義務的なのか、任意なのか。

様々な見解が示され、セクション 4.3 の規定ぶりについて議論されたが合意にいたらなかった。セクション 4.3 については全体を角括弧に入れることとなった。

・ PAL に係る教育/情報プログラムについてのセクション 4.4 については合意された。

<セクション5 PAL の提示>

・ PAL の表示の方法についての、GSLPF の関連する規定が適用されるとの規定や、May contain という語（又は相当する語）で始まらなければならないといった規定が示され、その意図について支持が得られた。

（結果）

以下の事項について合意した。

- (i) PAL ガイドライン原案についてステップ5での予備採択のため、CAC47に進めること。
- (ii) CCMAS に PAL ガイドライン原案の進展について知らせ、CCFL49 までに適切な検査法についての助言を提供するよう促すこと。
- (iii) CCFH に対し、以下について知らせること
 - (a) PAL ガイドライン原案の進展
 - (b) FAO/WHO に対する、定性的リスク評価に関するガイダンス提供に係る要請
- (iv) CCFL による PAL に係る作業が完了次第、CCFL は CCFH に対し、PAL に関係するリスク評価の実行に係る情報を CXC80-2020 に含める検討を要請すること
- (v) FAO/WHO に対し、以下を提供するよう要請すること
 - (a) 定性的リスク評価に関するガイダンス
 - (b) グルテンを含む穀物又はグルテンの RfD 又は濃度に関する科学的助言
 - (c) PAL とリスク評価に関する各国のキャパシティビルディングの活動
- (vi) CCEXEC87 に対し、作業完了の期限を 2026 年に延長することを要請すること
- (vii) 米国を議長、オーストラリア及び英国を共同議長国とする EWG を再設置し、CCFL49 に向けて作業を継続すること。
- (viii) 次回会合前に物理的作業部会（PWG）又は VWG を開催する可能性を残しておくこと。

議題6：e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7）

（経緯）

CCFL44（2017 年）において、英国が、昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示の必要性について発議。日本のほか、EU、米国、セネガル、ナイジェリア、豪州等多数の国が支持した。これを受け、英国と共に、チリ、インド、ガーナ及び日本が討議文書の準備を行うこととなった。

CCFL45 において、インターネット販売/e コマースに関する新規作業を開始することとなり、CAC42 (2019 年) でも承認された。また、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本の共同議長により、今次部会において議論する規格原案を準備するため、EWG を設置することで合意。2019 年から 2021 年にかけて 3 回の EWG 協議が行われるとともに、CCFL の延期により発生した期間を利用して、回付文書 (CL) プロセスを通じた議論も行われた。

CCFL46 では、事前 VWG を経て議長国が準備した CRD を基に議論が行われた。文書のタイトルの変更については、この文書がガイドラインではなく、GSLPF の補足的な文書の位置づけとすることについて、柔軟性を確保する観点から、一部の国から反対意見があった。

1. 範囲について合意は得られなかった。2. 用語の定義では、e-コマースの定義について合意は得られなかった。3. 一般原則については、引き続き議論を行うこととなった。4. e-コマースを通じて販売される包装済み食品に要求される情報については、議論を継続することとなった。本議題はステップ 2 へ差し戻され、改めて、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本を共同議長とする EWG で検討することとなった。

前回部会では、本文書を GSLPF の付属文書とするかといった文書の位置づけ、電子商取引の文言の定義、「保持期限 (durability)」に係る規定や、小さな食品の表示免除に係る GSLPF の規定は e-コマースの場合には適用しない旨の規定案、e-コマースを介した売買の際の食品情報の提供は消費者へのコスト負担を求めずに提供されなければならないとの規定案等について議論されたが、CAC46 にステップ 5 で諮ること、英国を議長国、チリ、日本、インド、中国を共同議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することについて合意され、CAC46 において予備採択された。

今次部会では、上記のような論点を中心に、ステップ 8 に進めてよいかの議論が行われた。

(主な議論)

事前の VWG を踏まえて用意された CRD03 に基づき議論が行われた。

<保持期限 (durability) に係る論点 (セクション 6.2) >

・EWG では、セクション 5 「食品情報に関する原則」に保持期限に係る規定を置く案が検討されていたが、規定ぶりに係る議論がまとまらない中で、議長国英国がセクション 6 「E コマースの販売時より前の任意の (optional) 情報」に規定することを提案し、今次会合ではその案で議論された。

このような情報を e-コマースにおいて正確に提供することは困難であるとの理由で、当該規定を削除すべきとの意見もあったが支持は広がらず、いくらかの調整を経て以下の文言で合意に至った。

「セクション 6.2 賞味期限、品質保持期限、消費期限又は有効期限と、製品の出荷の日付又は配達の時点との関係について消費者に知らせる文言が、e-コマースにおける販売の時点より前に示されてもよい。」

<小さな食品の表示免除に関する規定（セクション 5.3）>

・GSLPF セクション 6 の小さな食品の表示免除に係る規定が e-コマースにおける食品情報の提供の場合にも適用されるかという点について、EWG の時点では「特定の状況において正当化されない限り」適用されないと規定されていたが、VWG において「特定の状況において管轄当局により許されない限り」とすべきとの意見が受け入れられ、これを反映した規定で合意に至った。

<情報にアクセスするための料金に関する規定（セクション 5.4）>

・EWG の時点では、e-コマースで提供される食品情報について「いかなる追加的負担もなしに (without any additional cost)」提供されなければならないと規定されていたが、あいまいで何のことか分からない等の意見が多く、調整の結果「情報にアクセスするための料金を課すことなしに (without a charge to access the information)」との規定で合意に至った。

(結果)

ステップ 8 での採択のため、CAC47 に進めることに合意した。

議題 7：食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 7）

(経緯)

CCFL44 において、CCFL の将来作業について議論した結果、テクノロジーを利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することとなった。

CCFL45 において、カナダが討議文書を紹介したところ、テクノロジーを利用した食品表示について広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するために今次部会に向けて、カナダが討議文書を改定し、また、そのために CL プロセスを通じてメンバーから意見を募ることとなった。

CCFL46 では、討議文書を作成したカナダから、ガイドラインの作成を含めた新規作業の提案があり、参加国・機関からは、義務とする範囲についての懸念や、二次元コードを用いることへのリスクについての意見はあったものの、新規作業を行うことについて大きな反対意見は無く、総会に新規作業開始の承認を諮ることとなった（CAC44 で承認）。ガイドラインの作成の作業に向け、カナダを議長とする EWG を設置することとなった。

前回部会では、本文書の位置付けや用語の定義、テクノロジーを利用した食品情報の提供を認めてよいか決定する上で考慮すべき事項、テクノロジーを利用した食品情報の提供において適用されるべき原則等について議論が行われたが、CAC46 に予備採択を諮ること、カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することについて合意され、CAC46 において予備採択（ステップ 5）された。

今次部会では、本ガイドライン案を最終採択（ステップ 8）に進めてよいかについて検討された。

（主な議論）

＜容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいかを決定する際の考慮事項（そのテクノロジーへの広範、適正かつ容易なアクセス（セクション 5.1b）＞

・容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいと判断する際の条件として、単に人口一般にそのテクノロジーが普及しているというだけではなく「特定の集団」（例：高齢者）も含めてそのテクノロジーへのアクセスを有している必要があるという意見や、人々のテクノロジーへのアクセスは「広範」「適正」であるだけでなく「容易」でもある必要があるといった意見を反映して文言の修正がなされた上で、以下の文言で合意に至った。

「セクション 5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、

- a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
- b) 一般の人々（その特定の一部を含む。）は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
- c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。」

＜テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない情報（セクション 5.2）＞

・EWG の時点では、「食品の名称、健康及び安全に関する食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。」との規定案であったが、EU から、これら以外にも販売の時点で消費者が必要とする食品情報（例：内容量やその他の管轄当局が決定する義務的情報）は、容器包装上のラベルで情報提供されるべきとの意見があった。

・他の加盟国からは、「健康」や「安全」という文言自体曖昧であり明確化されるべきという意見や、「安全」が最優先であることは疑いないが「健康」は広範に過ぎて不明確であり、削除するかより具体的な文言に置き換えられるべきとの意見があった。単に「健康」を削除する案については WHO が強く反対した。

・調整の結果最終的には、以下の文言で合意に至った。

「セクション 5.2 食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。」

＜テクノロジーを用いて情報提供する場合の提示の方法（セクション 7.3）＞

・義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合について、「ラベル上のリファレンスが当該情報と直接リンクしなければならない、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない」との規定につ

いて合意した。EWG の時点では、「義務的食品表示がテクノロジーの使用『のみ (solely)』によって提供される場合には…」との規定になっていたが、議論の結果この「のみ (solely)」は削除された。

＜テクノロジーを用いて情報提供する場合における、当該情報が利用可能な期間（セクション 7.5）＞

・義務的食品情報がテクノロジーの使用「のみ (solely)」によって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり利用可能でなければならない（消費期限が表示されている食品であれば、少なくともその期限まで）との規定について、合意に至った。

＜テクノロジーを用いて提供される情報について、明確で目立ち、読みやすいものでなければならない等の規定（「聞きやすい (audible)」を入れるかどうかについて（セクション 7.10）＞

・テクノロジーを用いて示される情報について、「明確で目立ち、読みやすいものでなければならない」との規定について、「又は聞きやすい (or audible)」も追加すべきとの意見があった。

・聞きやすければ読みやすくなくてもよいという趣旨ではないことを明確にする趣旨で、「適用しうる場合には、聞きやすい (if applicable, audible)」という文言に調整され、合意に至った。

＜情報にアクセスするための料金に関する規定（セクション 7.12）＞

・e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案セクション 5.4 と同様、テクノロジーを介して提供される食品情報について「情報にアクセスするための料金を課すことなしに (without a charge to access the information)」提供されなければならない、との規定について合意に至った。

（結果）

ステップ 8 での採択のため、CAC47 に進めることに合意した。

議題 8：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案－ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ 4）

（経緯）

CCFL45 において、コロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明との指摘があった。これを受けてコロンビアが改めて CCFL46 で示した改訂討議文書について、一部のメンバーから支持された一方、多くのメンバーからは、GSLPF でカバーされており新規作業は不要ではないかとの疑問が示された。

前回部会では、コロンビアから、食品の詰め合わせ販売が増加傾向にあることから、それらの形式の食品も個々の食品と同様の表示の要件を満たすよう GSLPF の修正が必要と説明したところ、詰め合わせ食品に対し GSLPF を適用することについて自国内では問題が生じていない旨を述べたメンバー国もあったが、新規作業の開始について反対する意見は見られず、CAC46 にプロジェクトドキュメントを提出し、コロンビアを議長国、ジャマイカを共同議長国とする EWG を設置し、ステップ 3 での回付と原案の作成作業を行うことが合意された。

今次部会では、EWG での議論を経て示されている GSLPF の修正原案について議論が行われた。

(結果)

EWG 議長国であるコロンビアが当日現地出席できなかったため、冒頭の背景等の紹介はコーデックス事務局が行った。

「ジョイントプレゼンテーション」「マルチパック」の定義を GSLPF に上手く組み込むにはどうすればよいか等について議論されたが、意見がまとまらなかった。結論として、コロンビアを議長国、カナダ、インド及びジャマイカを共同議長国とする EWG を再設置し、CCFL49 に向けて、ステップ 3 での作業を継続することになった。

議題 9：アルコール飲料の表示（討議文書）

(経緯)

CCFL45 において、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について次の五つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHO からは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があった。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

勧告 1 新たな規格の策定作業の開始

勧告 2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告 3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告 4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告 5 新規作業を開始しない

CCFL46 では、COVID19 が原因で討議文書は準備できなかったが、引き続き討議文書の作成作業を行いたい旨ロシアから発言があった。同会合では本件に係る議論は行われなかったが、WHO から、この議題は公衆衛生上有益なものであるため、討議文書の作成を支援する旨の発言があり、次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU 及びインドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

前回部会でも討議文書は準備されていなかった。ただし、WHO とコーデックスのオブザーバーである EUROCARE (European Alcohol Policy Alliance) から議場内配布文書 (CRD) が提出されていたこともあり、本議題を部会のアジェンダとして残すか否かが議論された。WHO の担当者は本議題の重要性について強調し、これに賛同する加盟国もあったが、この議題を主導しようとする加盟国は現れなかった。WHO はそこで、WHO 自身が討議文書を作成する旨を提案した。加盟国でもない WHO が討議文書を作成することに疑問を呈する加盟国もあったが、コーデックス事務局は、FAO または WHO の事務局長が議題を設定することができる」と述べた。コーデックス事務局は、コーデックスの表示に関する既存の文書はアルコール飲料にも適用されているが、にも拘わらず一部の加盟国においてはそのように適用されているように見えないと述べた。次回会合でもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会が取りうる将来の行動に関して事務局が回付文書 (CL) を発出すること、CL の結果に基づいて WHO が討議文書を作成することが、合意された。

前回部会後発出された CL は、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。

- ① 食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。
- ② 各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、コーデックス食品表示部会が、アルコールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要性があるとはまでは言えない。
- ③ アルコール飲料の種類ごとの規制（名称、原材料、表示等）については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。
- ④ もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

討議文書で、WHO は、CL への回答を分析した結果、多くの国がアルコール飲料の表示について新しい取り組みを行うことに賛同している、と結論付けている。討議文書で、WHO は、以下の事項を検討するよう部会に勧告している。

- ① アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定
- ② コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定
- ③ 既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正

一方で、各国の CL への回答を確認すると、例えば EU、米国、カナダは、第1問、第2問の回答欄は空欄のままでアルコール飲料の表示に関して、既存のさまざまなルールに上乗せしてコーデックスが新たな文書を作成する必要はないと回答している。英国やニュー

ジーランドは（日本と同様）回答欄にも記入したうえで、コーデックスが新たな文書を作成する必要はないとのコメントを記入している。

（結果）

新たな作業を行うことを支持する加盟国もあった一方、我が国も含め複数の国から、既存のコーデックス文書はアルコール飲料もカバーしており作業の必要性が認められない等の意見があった。

明確なプロジェクトドキュメントの作成や作業の主導を申し出る加盟国がおらず、実施する作業の範囲も合意できていない中で、CCFL として作業を進めるのかどうか決定することができなかったことから、本作業については将来作業の目録の中に留め置くことになった。

議題 10：緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）

（経緯）

CCFL46 において、米国から「非常時における食品表示除外」は新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において得られた知見があること等から、討議文書を用意する旨申し出があり、CCFL の責任の範囲内において、討議文書を作成することとなった。

前回部会では、いくつかの国又は地域で実際に食品表示規制の柔軟な適用について検討又は実施されたことが示され、このことは新規作業の有用性を示すものとされ、米国を議長とする EWG の設置が合意された。

EWG では、このようなガイドラインが有用かどうか、取り扱う範囲はどの程度とすべきか、「緊急事態（emergency）」や「柔軟性（flexibility）」などの定義が必要かどうか、緊急事態かどうかの判断基準はどのようなものであるべきかなどについて議論がなされた。議論の内容をもとに、討議文書が更新されるとともに、プロジェクトドキュメント及びガイドライン草案のサンプルテキストが作成された。

（主な議論）

主な意見として、

- ① 各国は、国内的な観点からは、国内の緊急事態の間食品表示規定の適用を除外できるが、対象となる食品が輸出入される場合においては、輸出国及び輸入国双方の同意がある場合にのみ食品表示の適用除外の対象とすべき、
 - ② 需要が高まり供給が限られている状況にあっても消費者の健康を保護するため、食品表示規定の適用は、原材料に関する重要な情報がアクセス可能であることを確実にするための明確なコミュニケーションの戦略とセットであるべき
- 等の意見があった。

（結果）

結論として、プロジェクトドキュメントに必要な修正を加えた上で、総会に作業開始の承認を求めることで合意した。また、米国を議長とする EWG を設置し、CCFL49 に向けた検

討を行うことになった。

議題 11：トランス脂肪酸（討議文書）

（経緯）

CCFL46 において、カナダからトランス脂肪酸に関する新規作業の提案（プロジェクト文書）として、GSLPF 等の改定を通じた包装済み加工食品へのトランス脂肪酸の表示義務化、水素添加油脂の原料表示及び用語の定義の 2 点について提案された。WHO が強力な協力意思を示した一方、各国から、表示義務化に反対する意見や、油脂部会 (CCF0) の議論を踏まえるべき等の意見もあったため、新規作業との位置づけではなく、潜在的な新規作業として引き続きカナダが討議文書を準備することに合意した。

その後、2022 年 3 月に、コーデックス事務局から届いた CL にて、食品の容器包装上において、①栄養成分表示中におけるトランス脂肪酸の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論することを目的として、国内での取組状況について意見が求められた。

前回部会においては、当初は①栄養成分表示中におけるトランス脂肪酸の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論が行われる予定であったが、カナダは同部会では議論を行わず、2024 年 2 月の CCF028 での議論を踏まえて、今次部会において検討を行うことを提案し、合意された。しかしながら、CCF028 においては、部分水素添加油脂 (PHO) の使用禁止及び加工・精製でできるトランス脂肪酸 (iTFA) の上限値の設定に係る作業が開始されており、同作業が CCFL における議論にも影響すると考えられることから、本議題については CCFL の将来作業の中に留め、CCF0 での作業の完了後に改めて検討することをカナダが提案していた。

（結果）

カナダの提案通り、CCF0 での作業完了後に改めて検討することで合意した。

議題 12：サステナビリティ表示（討議文書）

（経緯）

CCFL46 においてニュージーランドから、CCFL の業務の範囲内において、サステナビリティ表示に係る新規作業の可能性を検討する討議文書を作成する旨申し出があり、ニュージーランドと EU が討議文書を作成することとなった。

前回部会では、新規作業の開始等について議論が行われた。持続可能性がコーデックスにとって重要なトピックであることについては意見が一致したものの、新規作業を開始するのに適切な時期か、強調表示に関する一般ガイドライン (General guidelines on claims, CXG1-1979) がある中で更なる作業が必要かについては意見が分かれた。そこでニュージーランドを議長国、EU、米国及びコスタリカを共同議長国とする EWG を設置し、国際機関により行われている持続可能性の表示に関する既存の作業の棚卸しや、持続可能性の中でも CCFL がガイダンスを提供することができる領域の特定、「強調表示に関する一般ガイドラ

イン」の改正の可能性について検討することとされた。

EWG における議論を経て準備された討議文書では、上記の棚卸しの結果、持続可能性に関する強調表示のほとんどが環境に関連する表示であったこと、持続可能性という用語の表す範囲が広範すぎるという意見があったことから、CCFL が提供するガイダンスの対象範囲は、環境に関する強調表示（environmental claims）に限定した上で、「強調表示に関する一般ガイドライン」の改正により、当該ガイドラインの範囲内でガイダンスを提供することが提案された。

また、環境に関する強調表示のうち、食品そのものに関するものではないもの（包装や食品を生産する企業のコミットメントなどに関する強調表示）についても作業の範囲に含めるべきかどうかを検討する必要があるとされていたが、現在の「強調表示に関する一般ガイドライン」の範囲外であることから、この論点を除く修正を行った新規作業提案（CRD31）について議論された。

（主な議論）

作業開始を支持する声も多数あったものの、その必要性について疑問視する意見も多く立場が分かれた。特に共同議長国である米国が、「強調表示に関する一般ガイドライン」は環境に関する強調表示を十分カバーしており、環境に関する強調表示のみを他と区別する理由はないとする意見を強く述べた。

我が国も米国ほか同意見の国と歩調を合わせつつ、持続可能性というテーマ自体の重要性には同意しつつも、上記棚卸しの結果によれば現存する持続可能性の表示に関する規格はほとんどが任意の規格であって強制規格ではなく、貿易において實際上問題が生じているか不明であり適時性に疑問がある点等を指摘した。

（結果）

異なる地域の加盟国から作業開始に反対する意見があったことを受け、作業開始せず引き続き目録に留め置くこととなった。

議題 13：砂糖の表示－添加糖類の定義（討議文書）

（経緯）

前回部会において、「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）に添加糖類の定義を盛り込む必要性及び当該ガイドラインの 3. 2 「栄養素のリスト」に添加糖類を含める必要性についての議論がなされ、次回までにコスタリカが討議文書を作成することで合意した。各国における「添加糖類」の定義や表示義務といった実情及び各国の意見を調査するための CL が回付され、我が国からは以下のとおり回答した。

- ① 栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CXG23-1997）において糖類無添加表示について規定されており、改めて「添加糖類」の定義を議論することは重要ではないと考える。
- ② 「添加糖類」の表示を検討するためには、表示値の起源となる添加糖類の分析方法を CCMAS の分析・サンプリング法規格（CXS234-1999）において、栄養表示に関するガイ

ドラインの分析方法として位置づけることが前提であり、このための議論が必要である。

- ③ 各国・地域における添加糖類の摂取状況等によって、食品表示を含む添加糖類の規制の在り方は異なるため柔軟な対応が必要であり、添加糖類は、「栄養表示に関するガイドライン」(CXG2-1985)のうち「国内法又は国内の食事ガイドラインで定めるところにより、良好な栄養状態の維持のため重要と考えられるその他の栄養素の量」の表示について定めているセクション 3.2.1 の範囲で運用すべき栄養素の一つと考える。

(結果)

「添加糖」の新たな定義を作ることについて多数の支持があったが、その定義がどこで用いられることになるのか、定義の範囲はどこまでなのか等が明確にならず、本作業を将来の作業として留め置くことを議長が提案し、CCFL48 はこれに合意した。

議題 14 : CCFL の将来の作業及び方向性 (討議文書)

(経緯)

CCFL43 において、部会の将来の作業及び方向性の可能性を探ることが合意され、カナダが、過去に特定されたものの進捗のない作業や将来に向けた提案・作業を取りまとめた文書を作成することとなった。なお、本文書については、部会の開催ごとに異なる加盟国が管理の責任を負うこととなる。

(結果)

「高含有(high-in)」の強調表示について規定するための、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CXG 23-1997) の改正及び「小包装(small packs)」の統一的な定義に関する作業が、それぞれカナダと国際チューインガム協会(ICGA)から提案されたが、いずれも将来の作業として留め置かれることになった。

議題 15 : CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

(経緯)

CCEXEC70 が、全ての部会に、CCFH の例にならい、作業管理のためのアプローチの作成を検討するよう勧告したことを踏まえ、CCFL の新規作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ案を検討してきており、3つの回付文書による作業を経て、案が完成している。

(結果)

- (i) アプローチの案は必要に応じ、試行ベースで使用される準備ができていること
 - (ii) 使用を通して得られた経験を踏まえて、必要であれば今後改良していくこと
 - (iii) 「CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準」は、コーデックスのウェブサイトにおいて、CCFL への情報提供文書として残ること
- について合意された。

議題 16：その他の事項

(結果)

WHO より、2024 年 11 月にジュネーブで開催される CAC47 において、コーデックスのガイドダンス及び WTO の TBT 協定の文脈における効果的な栄養表示に関するサイドイベントを開催予定であるとの告知があった。

議題 17：次回会合の日程及び開催地

(結果)

次回部会は暫定的に 18 ヶ月後の開催としており、開催地は未定であるとした。最終的な調整は開催国とコーデックス事務局による確認を経ることとした。

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

責任部局	目的	事項	作業 No.	ステップ
CCEXEC87 CAC47	クリティカルレビュー /採択	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項	N10-2019	8
		e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案	N09-2019	8
		食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案	N07-2021	8
CCEXEC87 CAC47	クリティカルレビュー /採択	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格別添：予防的アレルゲン表示の使用に関するガイドライン案	N10-2019	5
EWG/PWG（オーストラリア、英国、米国） メンバー国 CCFL49	案作成/コメント/議論			6/7
EWG/PWG（コロンビア、カナダ、インド、ジャマイカ） メンバー国 CCFL49	案作成/コメント/議論	GSLPF の一部修正：ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包装食品の表示について	N06-2023	2/3
CCEXEC87 CAC47 EWG/PWG（米国） CCFL49	クリティカルレビュー /承認 案作成/コメント/議論	緊急事態における食品表示規定の適用	-	1/2/3
CCFICS28	情報提供		-	-
CCEXEC87 CAC47	情報提供/ 作業の要請	乾燥花の規格-乾燥サフランのセクション 8.3.2 についてコンセンサスなし		
全ての関連する部会	情報提供	将来のいかなる表示条項において冗長さを避けること		
CCLAC24 CCF029 CCSCH8	情報提供	承認の決定/推奨		

CCFH55	情報提供/ 作業の要	以下についてアップデート ・包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CXS 1-1985) の改訂—アレルゲン表示に関する条項 ・予防的アレルゲン表示の使用に関するガイドライン案 ・FAO/WHO への科学的助言の要請
CCMAS44	助言の要請 /作業の要	食物アレルゲン表示/検査法
FAO/WHO	要請	・定性的リスク評価に関するガイダンス ・グルテンを含む穀物又はグルテンの参照用量又は濃度のレベルに関する科学的助言 ・PAL とリスク評価に関する各国のキャパシティビルディングの活動
ケニア CCFL49	案作成/議 論	CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書-アップデート）
コーデックス事務局	公表	情報提供文書：CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

第48回コーデックス食品表示部会の 結果について

令和7年3月
消費者庁食品表示課

第48回コーデックス食品表示部会（CCFL48）：結果概要

- CCFL48（10/27-11/1:ケベックシティ（カナダ））では、3 議題についてステップ8、1 議題についてステップ5で第47回総会（CAC47）に諮ることについて合意。
- いずれもCAC47（11/25-11/30:ジュネーブ（スイス））で承認された。

番号	議題名	
1	議題の採択	8
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ4）⇒ステップ2へ
3	FAO/WHOから提起された関心事項	9
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認） ⇒サフラン規格の表示条項については合意に至らず CCEXEC及びCACに付託	アルコール飲料の表示（討議文書）⇒作業開始に至らず
5	アレルギー表示	10
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）の改訂原案—アレルギー表示に関する条項（ステップ7）⇒ステップ8へ	緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）⇒作業開始に合意（ステップ1へ）
5.2	予防的アレルギー表示（PAL）ガイドライン原案（ステップ4）⇒ステップ5へ	11
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7） ⇒ステップ8へ	トランス脂肪酸（討議文書）⇒議論されず
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ7） ⇒ステップ8へ	12
		サステナビリティ表示（討議文書）⇒作業開始に至らず
		13
		砂糖の表示-添加糖類の定義（討議文書）⇒作業開始に至らず
		14
		CCFLの将来の作業及び方向性（討議文書）
		15
		CCFLの作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準
		16
		その他の事項
		17
		次回会合の開催日と開催地
		18
		報告書の採択

議題5：アレルギー表示

5.1 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 - アレルギー表示に関する条項

5.2 予防的アレルギー表示ガイドライン原案

2

議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案：アレルギー表示に関する条項 主な改正箇所及びその内容

2. 用語の定義

⇒ 「アレルギー食品/食物」「セリアック病」「食物アレルギー」「食物アレルギー」の定義について規定

4.2.1.4 優先的アレルギーリスト

⇒ アレルギーとして義務表示の対象となる品目の追加・修正等

4.2.1.5 国又は地域によっては義務付けられてよいアレルギーリスト

⇒ 4.2.1.4とは別に、リスク評価とリスク管理上の考慮を踏まえ、国又は地域によっては義務表示の対象とされる品目について規定

4.2.1.6 アレルギーの表示免除

⇒ 安全を確立するためのリスク分析に従うという条件で、地域又は国の当局はアレルギー表示の適用除外をすることができる旨を規定。

4.2.1.7 亜硫酸塩に係る規定

⇒ アレルギーとは別に、亜硫酸塩に係る義務表示について規定。

8.3 ある種の食品及び原材料の表示

⇒ アレルギー表示の方法について規定。（例：「明確で他と区別できるような方法で表示されなければならない」等。）

（結果）

○ 上記の規定について議論され、ステップ8に進めることで合意した。

セクション4.2.1.4 - 「魚」「甲殻類」の「特定の名称」について

4.2.1.4 以下の食品及び原材料は食物アレルギー又はセリアック病を引き起こすことが知られており、食品中に意図して存在する場合には、原材料名（注1）に追加して又はその一部として、特定の名称を用いて常に表示されなければならない。

4.2.1.4 The following foods and ingredients are known to cause hypersensitivity-trigger food allergy or coeliac disease and shall always be declared as allergenic foods using the specified name in addition to or as part of the ingredient name¹ when intentionally present in the food.²

FOODS AND INGREDIENTS	SPECIFIED NAME
<u>Cereals containing gluten</u> ²	
- wheat and other <i>Triticum</i> species	'wheat'
- rye and other <i>Secale</i> species	'rye'
- barley and other <i>Hordeum</i> species and products thereof ³	'barley'
<u>Crustacea and products thereof</u>	'crustacea'
<u>Eggs and products thereof</u>	'egg'
<u>Fish and products thereof</u>	'fish'
<u>Peanuts and products thereof</u>	'peanut'
<u>Milk and products thereof</u>	'milk'
<u>Sesame and products thereof</u>	'sesame'
<u>Specific tree nuts</u>	
- Almond (<i>Prunus amygdalus</i>)	'almond'
- Cashew (<i>Anacardium occidentale</i>)	'cashew'
- Hazelnut (<i>Corylus spp.</i>)	'hazelnut'
- Pecan (<i>Carya illinoensis</i>)	'pecan'
- Pistachio (<i>Pistacia vera</i>)	'pistachio'
- Walnut (<i>Juglans spp.</i>) and products thereof	'walnut'

意図せざるアレルゲンの存在はPALガイドライン案で扱われることから、本セクションは意図して存在するアレルゲンに適用されることを明示

(注1) セクション4.1.1に定めるとおり、原材料の表示は食品の本質を示すとともに、具体的であるべきあり、総称的であるべきではない。

¹ In accordance with Section 4.1.1 of the General Standard for the Labelling of Pre-packaged Foods (XFS 1-1985), the ingredient declaration should specify the true nature of the food and be specific and not generic.

4

セクション4.2.1.4 - 「魚」「甲殻類」の「特定の名称」について（続き）

※セクション4.2.1.4の表から抜粋

FOODS AND INGREDIENTS	SPECIFIED NAME
<u>Cereals containing gluten</u> ²	
- wheat and other <i>Triticum</i> species	'wheat'
- rye and other <i>Secale</i> species	'rye'
- barley and other <i>Hordeum</i> species and products thereof ³	'barley'
<u>Crustacea and products thereof</u>	'crustacea'
<u>Eggs and products thereof</u>	'egg'
<u>Fish and products thereof</u>	'fish'

(主な議論)

- 日本より、アレルギー患者の食生活を不必要に狭める懸念があるとの観点から、「特定の名称（specified name）」について
 - ・「甲殻類（crustacea）」は「甲殻類又はその甲殻類の名称（crustacea or the name of the crustacea）」に、
 - ・「魚（fish）」は「魚又はその魚の名称（fish or the name of the fish）」に
 それぞれ変更すべき、と提案。（カナダ、ブラジルが同調）

← 電子作業部会（EWG）議長国ほかより、「特定の名称」は原材料名に置き換わるものではない、との指摘。

※ すなわち、アレルゲンとして表示される「特定の名称」は「甲殻類」や「魚」でなくてはならないが、消費者は原材料表示を見ることでその種類（「えび」「かに」「さけ」「さば」等）を知ることができる、との趣旨。

(結論)

- 原案を維持。

(「特定の名称」に関する日本の方向性)

- 患者の食品選択の幅を過度に狭めることがないよう類別名ではなく個別の食品名を表示することを維持。
- 社会通念上「えび」が甲殻類であることや「さけ」が魚であることは認識されているため、表示の方法として、「えび（甲殻類）」や「甲殻類（えび）」は冗長であり新たに採用する必要はないと考える。

議題5：アレルギー表示

5.1 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 - アレルギー表示に関する条項

5.2 予防的アレルギー表示ガイドライン原案

6

議題5.2：予防的アレルギー表示ガイドライン原案： 主な内容

1. 目的

⇒ 「予防的アレルギー表示（PAL）の効果的な使用に対する一貫性のある調和のとれたアプローチを促進すること。

2. 適用範囲

⇒ 「包装食品における交差接触によって引き起こされる食物アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために使用されるPALに適用される。」

3. 「予防的アレルギー表示」の定義

⇒ 「リスク評価によって特定された交差接触による食物アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために、包装食品のラベルに記載される文言」

4. 一般原則

⇒ ① PALの使用は、適切なアレルギー管理を行っても意図しないアレルギーの存在を防止又は制御できない場合に限定されるものとする。
② PALを使用するかどうかの決定は、意図しないアレルギーの存在に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。
③ PALは、アレルギー由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表（後掲）の参照用量に基づくアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

5. PALの表示方法

⇒ PALの表示方法について規定（例：改定GSLPFにおけるアレルギーの表示方法に係る規定が適用される旨や、「may contain」という文言が用いられるべき旨など）

議題5.2:一般原則

[4.3 PALは、アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

4.3 代案 アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない時[のみ]に、PALは使用されるべきである。

[4.3] PAL [shall / should] [only] be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1.

4.3. Alt [Only] When it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1, PAL should be used.

(※4.3.1の表は後掲)

4.3.2 上記4.3.1の表によってある特定のアレルゲンに対する参照用量が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則（※）に従って参照用量を決定することができる。]

脚注でFAO/WHOのレポートを引用

スクエアブラケットは「引き続き議論」の意

4.4 PALには、消費者、医療提供者、食品事業者によるPALの理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする。

4.3.2 Where a reference dose is not established for a particular food allergen in the table to 4.3.1 above, regional or national authorities can establish a reference dose consistent with recognized principles⁴ for the purposes of determining an action level.]

4.4 PAL shall be accompanied by education/information programs to ensure understanding and appropriate use of PAL by consumers, health care providers and food business operators.

8

議題5.2:一般原則（続き）

[4.3 PALは、食物アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できないことが示された場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

[4.3] PAL [shall / should] [only] be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1.

（主な議論（示された懸念点と、これに対するEWG議長国や議長ほかの説明））

- 示された参照用量に対応できる検査法の欠如
- ← 分析・サンプリング法部会(CCMAS)が検査法については検討しており、次回会合までには推奨される検査法を提供する見込み
- リスク評価を行うことについての小規模事業者への負担と、定性的リスク評価に関するガイダンスの欠如
- ← FAO/WHOが、小規模事業者への負担の観点からのガイダンスを提供するとともに、PALに関するキャパシティビルディングを行う。
- 最も脆弱な（アレルゲンに敏感な）消費者の保護の観点から、ED05に基づく参照用量を採用することが適当か。
- ← ゼロリスクは存在しない中で、FAO/WHO専門家会合の科学的評価に基づき、ED05はリスクベースの、合理的で明確な境界線として推奨されたもの
- ← 本ガイドラインはあくまで任意のものであって、各国はよりリスクベースで自国の実情に応じた規制を行うことができる。これはWTO協定にも沿っている。
- 「グルテンを含む穀物の参照用量」も表4.3.1に入れるべき
- ← FAO及びWHOが助言を提供する。
- 参照用量を超えない場合であってもPALが使用されてしかるべき。
- ← 様々な意見があるため、セクション4.3については全体をスクエアブラケットに入れることとする（＝引き続き議論が必要であることを明示）。

ED05: 食物アレルギー患者集団において、5%の患者で症状が誘発される用量

（結論）

- セクション4.3全体をスクエアブラケットに入れた上で、ステップ5に進めることに合意した。

議題5.2:一般原則（続き） セクション4.3.1の表

4.3.1 References doses

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

[Placeholder on concentration or RfD for cereals containing gluten or gluten.]

※セクション4.3の「アクションレベル」
= RfD/食物の量。当該「食物の量」は、で
きれば50パーセントイルを用いて一食あた
りに消費されると合理的に見込まれる量に
基づき算出されるべき、とされている。

10

議題5.2:意図せざるアレルゲンの存在(UAP)に関する我が国の制度との比較

	PAL (現時点)	可能性表示 (食品表示基準Q&A※)	注意喚起表示 (食品表示基準Q&A)
定義	リスク評価により特定された、交差接触によるアレルギー食品の意図しない存在によるリスクを示すため、包装食品の表示においてなされる記載。(3)	—	—
表示の例	「May contain」という語（又は相当する語）で始まらなければならない。(5.2.1)等	「入っているかもしれません」「入っているおそれがあります」等	「本品製造工場では〇〇を含む製品を生産しています。」「本製品で使用しているしらすは、かにが混ざる漁法で採取しています。」「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えびを食べています。」等
使用してよい/されるべき場合	- 適切なアレルゲン管理方法を使用しても食品アレルゲンの意図しない存在を防止又は制御できない状況に限定される。(4.1) - 定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づくべき。(4.2) - 食物アレルゲン由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルゲンのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できないことが示された場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。(4.3)	認められない。 理由：これを認めると、PL法対策としての企業防衛や、製造者による原材料調査の負担を回避するため、製造者によっては十分な調査を行わずに安易に「可能性表示」を実施することにもなりかねず、結果として食物アレルギー患者にとって症状の出ない商品についても「可能性表示」が行われ、かえって患者の選択の幅を狭めてしまうおそれがある。(Q&A G-3、H-1)	（コンタミネーションすることは望ましいものではなく十分な対策が必要であるが）コンタミネーションしてしまう場合には、その旨注意喚起することが望ましい。(Q&A G-3) 意図しないアレルゲンの混入頻度と混入量が低いものについては、患者の食品選択の幅を過度に狭める結果になることから注意喚起表示の必要はない。(Q&A G-2、G-5)

※食品表示基準Q&Aについて（平成27年3月30日消費表第140号）

11

- 日本では、「特定原材料を原材料とする加工食品」はアレルギー表示の義務がかかるが、原材料として使用しないものの「特定原材料を常に含む食品」にあつては、原材料としての使用の意図の有無にかかわらず、アレルギー表示をする必要があるとしている。
- ただし、一般的には、アレルギー反応を誘発することは少ないであろうと考えられていることから「数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベル以上の特定原材料等の総タンパク量を含有する食品については表示が必要と考えられる一方、食品中に含まれる特定原材料等の総タンパク量が数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベルに満たない場合には表示の必要性はない」としている。

【総タンパク質量の濃度レベルと表示のイメージ】

総タンパク質量	原材料としない				原材料とする
	含有しない	数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベルに満たない含有	数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベル以上含有	常に数μg/ml濃度レベル又は数μg/g含有レベル以上含有	—
アレルギー表示	① 表示しない	② 表示の必要はない	③ 注意喚起表示	④ 表示する必要がある	⑤ 義務表示

低 ← 総タンパク質量の濃度レベル → 高

※いずれの場合でも可能性表示は認めない

(PALに関する日本の方向性)

- 現在の表示制度において、閾値に基づき、一般的にアレルギー反応を誘発すると考えられる量を含有する場合にはアレルギー表示（注意喚起表示を含む）が行われている。
- 患者の健康危害を未然に防ぐことができていないため、新たにPALの考え方を導入する必要はないと考える。

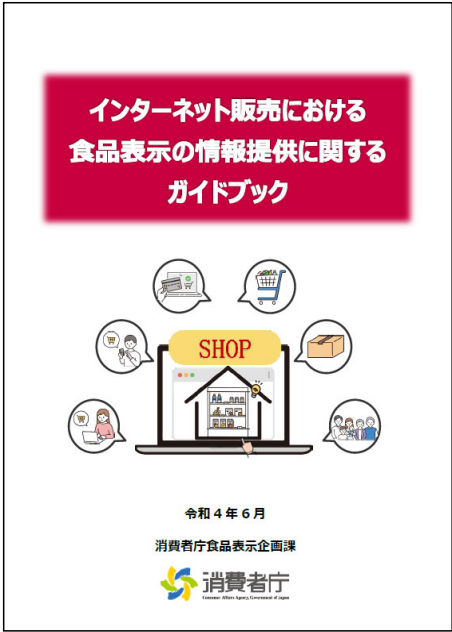
12

議題 6 : eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案

議題 6：eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ 7）

- ・ eコマースを介して食品を販売する際の情報提供について定めるガイドライン案
- ・ 目的は「eコマースで包装食品を購入する消費者が、食品の物理的なラベル上にある情報に近い、情報に基づく選択を行うために必要とする情報を得ることをたしかなものにする事」

（参考）我が国では「ガイドブック」を公表し、消費者への情報提供に取り組んでいる。



ガイドブックの目的

- ・ 食品表示基準はECサイト上の食品表示の適用範囲外
↳ ECサイト上と容器包装上の食品表示との間に大きな差
- ・ そこで、消費者調査や事業者調査を実施の上、ECサイト上でどのような食品表示情報をどのような方法でどの程度提供すればよいか、その考え方や効用を本書で説明
- ・ 具体的な提供例や、それを支えるための情報入手方法・管理方法についても提示

本書の位置づけ

- ・ ECサイト上で食品表示をする上での参考ツールとして活用いただきたい
- ・ 取扱う食品の種類やECサイトカテゴリ等を踏まえ柔軟に活用いただきたい

本書の対象事業者

主として活用をお願いしたい事業者	食品を取り扱うECサイト運営事業者 具体例：ネットモール等出品者、ネットスーパー運営者、メーカー直販サイト運営者、定期購入等の宅配事業者、お取寄品販売事業者等 等
内容の把握をお願いしたい事業者	具体例：食品の製造事業者・卸事業者、ネットモール等プラットフォーム（個人間取引のサイトを含む）、ECサイト運営事業者等の業界団体 等

14

議題 6：主な論点

- ① 賞味期限・消費期限等に関する情報提供について
- ② 小さな食品の表示免除に関する規定について
- ③ 情報にアクセスするための料金に関する規定について

等

15

6.2 賞味期限、品質保持期限、消費期限又は有効期限と、製品の出荷の日付又は配達の時点との関係について消費者に知らせる文言が、eコマースにおける販売の時点より前に示されてもよい。

6. OPTIONAL INFORMATION PRIOR TO THE POINT OF E-COMMERCE SALE

6.1 Section 7 of the *General standard for labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) is applicable to food information shown to consumers on the product information e-page for the pre-packaged food that is being offered for sale.

6.2 A statement may be provided on the product information e-page prior to the point of e-commerce sale to inform the consumer about the relation between the best before, best quality before, use-by, or expiration date and the product shipping date or at the point of delivery.

(主な議論)

- このような情報を正確に伝えることは事業者にとって困難であり、当該規定は削除されるべき。
(← 困難を伴うことを踏まえて当該規定はoptional informationのセクションに移動されたのであり、削除の必要はない。)

(結論)

- 提案された文言で合意。

16

議題 6 : 本ガイドラインと「期限残表示」

・「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」では、容器包装上の表示と同じ「具体的な年月日表示」が理想的であるが、ECサイト運営上困難であるため、可能な限り「期限残表示」による情報提供を行うことが望ましいとしている。

期限情報の 具体性	期限情報の掲載類型	掲載例
高 ↑ ↓ 低	①具体的な年月日表示 (消費・賞味期限) = 容器包装上と同等	「賞味期限：●年●月●日」 「消費期限：●年●月●日」
	②期限残表示	<到着日から起算する掲載方法> 「到着日から●日」 「お届けから●日前後」 「配送日を含め約●日」 「賞味期限まで●日以上お日持ちするものをお届け」 「賞味期限：到着日 + ●日保証」 <出荷日から起算する掲載方法> 「出荷日から●日」 「出荷の時点から起算して●日前後」 「発送日より約●日」 「商品発送の時点で賞味期限まで残り●日以上の商品をお届け」
	③期間表示	「製造日から●日」 「賞味期限(期間)：●日」
	④サイト全体方針掲載	「本サイトでは、当社が定めた日数以上の期限残の商品に限り、出荷しています。」 ※個別商品ページには記載せず、サイト全体として一定期間の期限残ある商品を配達する旨を記載

本ガイドラインのセクション6.2では、賞味期限・消費期限と「製品の出荷の日付又は配達の時点との関係」について情報提供されてもよい、としている。

※「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」(令和4年6月消費者庁食品表示企画課)より抜粋
https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms202_220615_02.pdf

17

議題 6 : 小さな食品の表示免除に関する規定について

5.3 「包装食品の表示に関する一般規格」(CXS 1-1985) セクション 6 に規定する小さな食品に関する表示の免除は、特定の状況において管轄当局により許されない限り適用されない。

5.3 The labelling exemption of small units as outlined in Section 6 of the *General standard for labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) does not apply unless allowed in specific circumstances by competent authorities.

元は単に“unless justified in specific situations or circumstances”「特定の状況において正当化されない限り」とされていた。

(主な議論)

○ 小さな食品の表示免除がeコマースの場合にも適用されるのは、管轄当局によって許された場合に限る旨を明確にすべき。

(結論)

○ 提案された文言で合意。

(参考)

GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF PREPACKAGED FOODS(CXS 1-1985)

6. EXEMPTIONS FROM MANDATORY LABELLING REQUIREMENTS

With the exception of spices and herbs, small units, where the largest surface area is less than 10 cm², may be exempted from the requirements of paragraphs 4.2 and 4.6 to 4.8.

○包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985)

6. 義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10平方センチメートルに満たない小さな食品については、4.2及び4.6から4.8まで(※)の要件の適用を除外できる。

※ 4.2原材料一覧、4.6ロット識別、4.7日付表示及び保存方法、4.8使用上の注意

18

議題 6 : 情報にアクセスするための料金に関する規定について

5.4 eコマースで提供される包装食品に関する食品情報は、情報にアクセスするための料金を課すことなしに消費者に提供されなければならない。

5.4 The food information about the pre-packaged foods offered for sale in e-commerce shall be provided to the consumer without a charge to access the information.

元は“without any costs”「いかなる負担なしに」や“without any additional costs”「いかなる追加的負担なしに」などとなっていた。

(主な議論)

- 「いかなる負担なしに」との文言では、端末や通信に係る費用まで含まれることになる。
- 「いかなる追加的負担なしに」という文言にしたとしても、あいまいで何のことか分からない。

(結論)

○ 提案された文言で合意。

議題 7：食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

20

議題 7：主な論点

- ① 容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいかを決定する際の考慮事項について（そのテクノロジーへの広範、適切かつ「容易な」アクセス）（セクション 5.1b）
- ② テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない情報について（セクション 5.2）
- ③ テクノロジーを用いて情報提供する場合の提供方法・情報が利用可能な期間について（セクション 7.3 及び 7.5）
- ④ その他

等

議題7:容器包装上に必要な情報をその代わりにテクノロジーで提供してよいかを決定する際の考慮事項について（そのテクノロジーへの広範、適切かつ「容易な」アクセス）（セクション5.1b）

- 5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
- a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
 - b) 一般の人々（その特定の一部を含む。）~~、又はその一部であって食品情報が想定する人々~~は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、~~かつ~~適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
 - c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- b) the general population, including specific sub-sets thereof, should have widespread, adequate and easy access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- c) it is reasonable for the consumer to use technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use.

（出された主な意見）

- 高齢者のように、人口の中のあらゆる特定の一部（specific subsets）がテクノロジーへのアクセスを有している必要がある（その食品情報が想定する人々だけでは足りない。）。
- 「広範」（widespread）で「適正」（adequate）であることに加え「容易な」（easy）アクセスである必要がある。

（結論）

- 提案された文言のとおりに修正。

22

議題7:テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない情報について（セクション5.2）

5.2 食品の名称、~~並びに健康及び安全及び栄養~~に関する食品情報~~並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報~~は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.2 The name of the food, food information concerning safety and nutrition, and any other mandatory food information as determined by the competent authority, should not be provided exclusively using technology.

（出された主な意見）

- 名称や健康及び安全に関する食品情報以外にも、消費者が販売の時点で必要な食品情報（例：内容量やその他の管轄当局が決定する義務的情報）は、容器包装上のラベルで情報提供されるべき。
（← 消費者によっては、あらゆる情報が販売の時点で必要かもしれない、広範に過ぎるのではないか）
- 「健康」や「安全」という文言は明確化されるべき。
- 「安全」が最優先であることには疑いないが、「健康」はこの文脈では広範に過ぎて不明確であり、削除するかより具体的な文言に置き換えられるべき。
（← WHOより、「健康」に関する情報がテクノロジーにより代替されることについて懸念を表明）
（← 「健康」に関する情報には栄養成分表示が含まれるが、これは消費者の健康保護と情報に基づいた選択(informed choice)のためには容器包装上にあることが必要）

（結論）

- 「健康」の代わりに「栄養」の語を用いることに合意。
- 「管轄当局が決定するその他の義務的食品情報」は存置。

23

議題7:テクノロジーを用いて情報提供する場合の提示の方法・情報が利用可能な期間について (セクション7.3及び7.5)

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、~~デジタル化され~~、他の情報と容易に区別できなければならない。

7.3 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling shall link directly to this information, and the mandatory food information shall be presented together, readily identifiable and easily distinguishable from other information.

7.5 セクション5に定めるところにより、義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限 (use-by date or expiration date) が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.5 Subject to section 5, where mandatory food information is solely provided using technology, the food information shall be available for at least the period, established under intended conditions of distribution, storage, retail and use, that the food would remain safe and suitable for sale, consumption or use. For pre-packaged food that is labelled with a use-by date or expiration date, this means for at least the period up to and including this date.

(出された主な意見)

○ セクション7.3について、義務的食品情報が他の情報と容易に区別できなければならない等の規定は、その情報がテクノロジーの使用「のみ」によって提供されるのかどうかに関わらず適用されるべきであるから、「のみ」(solely)は削除すべき。

○ セクション7.3と平仄を取る観点から、セクション7.5についても、「のみ」は削除してはどうか。

(← セクション7.5については、情報がテクノロジーの使用「のみ」によって提供される場合にいつまで利用可能でなければならないかについての規定であることから、セクション7.3とは文脈が異なる。)

(結論)

○ セクション7.3については「のみ」を削除、セクション7.5については存置。

24

議題7:その他

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、~~個人を特定するために使用されるかもしれない情報をいかなる情報をも~~提供又は開示する必要なく(having to)、消費者が容易にアクセスできなければならない。

7.6 Food information described or presented using technology shall be readily accessible without consumers having to provide or disclose any information.

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で掲示されなければならない。~~十分な情報がテクノロジープラットフォーム上に掲示されなければならない。~~

7.7 When the label or labelling of a pre-packaged food references food information to be accessed using technology, the information presented on the platform shall be sufficient and presented in such a way as to enable consumers to ascertain that the food information pertains to that pre-packaged food.

7.10 テクノロジーの使用により記載又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の状況及び使用条件下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすく、~~また該当する場合には(if applicable)聞きやすい~~~~又は聞きやすい~~ものでなければならない。

7.10 Food information described or presented using technology shall be clear, prominent and readily legible, and, if applicable, audible to the consumer under normal settings and conditions of use of the technological platform.

~~[7.12 食品情報がテクノロジーを使用して提供される場合には、消費者への情報にアクセスするための料金(a charge to access)追加的負担なしに提供されなければならない。]~~

7.12 Where food information is provided using technology, it shall be provided to the consumer without a charge to access the information.

➡ 我が国でも、本ガイドラインを踏まえながら、食品表示懇談会のデジタルツール活用検討分科会において、食品表示へのテクノロジーの活用の議論を進めていくこととしている。

(参考資料) 主要議題 (アレルゲン、eコマース、テクノロジー) に係る仮訳

※いずれもCCFL48の最終レポート REPORT OF THE FORTY-EIGHTH SESSION OF THE CODEX COMMITTEE ON FOOD LABELLING を元に消費者庁で作成
https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fmeetings%252FCX-714-48%252F%25E2%2598%2585Final%2BReport%252FREP24_FLe.pdf

26

(参考仮訳(抄))アレルゲン表示に係る包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改正(1/5)

2. 用語の定義

「アレルギー食品/食物 (Allergenic Food)」とは、感受性のある個人において、免疫グロブリンクラスE(IgE)媒介反応又はその他の特定の免疫介在性反応を引き起こす可能性のある食品（原材料、食品添加物及び加工助剤を含む。）をいう。

「セリアック病 (Coeliac disease)」とは、遺伝的に素因のある人が小麦、ライ麦、大麦、ライ小麦（小麦とライ麦の交配種）由来の食事の中のグルテンタンパク質にさらされることによって誘発される、免疫介在性の慢性腸疾患をいう。

「食物アレルゲン (Food allergen)」とは、感受性のある個人において、IgE介在性反応又はその他の特定の免疫介在性反応を引き起こす可能性のある、アレルギー食品中の物質をいい、通常はタンパク質又はタンパク質誘導体である。

「食物アレルギー (Food allergy)」とは、食物を経口摂取した後に生じるIgE抗体または非IgE抗体の免疫介在性反応から生じる再現性のある健康への悪影響をいう。

4. 包装食品の義務的表示

4.2 原材料一覧

4.2.1.4

以下の食品及び原材料は食物アレルギー又はセリアック病を引き起こすことが知られており、食品中に意図して存在する場合には、原材料名（注1）に追加して又はその一部として、特定の名称を用いて常に表示されなければならない。

食品及び原材料	特定の名称
グルテンを含む穀物及びその製品 -小麦及び他のTriticum 種 -ライ麦及び他のSecale種 -大麦及び他のHordeum種	小麦 ライ麦 大麦
甲殻類及びその製品	甲殻類
卵及びその製品	卵
魚類及びその製品	魚
落花生及びその製品	落花生
乳及びその製品	乳
ごま及びその製品	ごま
特定の木の果実及びその製品 -アーモンド(Prunus amygdalus) -カシュー(Anacardium occidentale) -ヘーゼルナッツ(Corylus avellana) -ペカン (Carya illinoensis) -ピスタチオ (Pistacia vera) -クルミ(Juglans regia, Juglans nigra)	アーモンド カシュー ヘーゼルナッツ ペカン ピスタチオ クルミ

4.2.1.5

4.2.1.4に記載されている食品及び原材料に加えて、以下を含むいかなるその他の食品および原材料についても、原材料名に追加してまたはその一部として、特定の名称を使用して表示することが求められてもよい。これは、リスク管理上の考慮事項を考慮した、それぞれの集団に関する利用可能なリスク評価データに基づくものとする。

食品及び原材料	特定の名称
ソバ及びその製品	ソバ
セロリ及びその製品	セロリ
オーツ麦及び他のAvena種及びその製品	オーツ麦
ルピナス及びその製品	ルピナス
マスタード及びその製品	マスタード
大豆及びその製品	大豆
ごま及びその製品	ごま
特定の木の果実及びその製品 -ブラジルナッツ(Prunus amygdalus) -マカダミア(Macadamia integrifolia, Macadamia tetraphylla) -松の実(Pinus spp.)	ブラジルナッツ マカダミア 松の実

注1 セクション4.1.1の規定に従い、原材料の表示は食品の本質を示すとともに、具体的でなければならない、総称的であってはならない。

28

4. 包装食品の義務的表示

4.2 原材料一覧

4.2.1.6 地域又は国の管轄当局は、セクション4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に掲げる食品由来の原材料について、アレルギー食品としての表示の適用を除外することができる。そのような適用除外は、アレルギー食品の安全性を確立するリスク評価（注8）に従わなければならない。

注8 例えば、FAO and WHO (2022). Risk assessment of food allergens: Part 1: Review and validation of Codex Alimentarius priority allergen list through risk assessment. p15-20.
<https://doi.org/10.4060/cb9070en>.

4.2.1.7 亜硫酸塩は、10mg/kg以上の濃度（注9）で食品中に存在するときは、原材料名の一部としては又はこれに追加して、「亜硫酸塩」(sulphite又はsulfite)の特定の名称を用いて表示されなければならない。

注9 亜硫酸塩は、二酸化硫黄（SO₂）の総濃度および二酸化硫黄当量として測定される。

4.2.2 バイオテクノロジーを通じて得られた食品又は食品原材料に、4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料から移行した食品アレルギーが存在する場合は、表示されなければならない。

4.2.3 4.2.1.4、4.2.1.7、および該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料で、原材料名に加えて、又はは原材料名の一部として特定の名称を使用して表示する必要があるものを除き、原材料リストの原材料は、セクション4.1（食品の名称）に定められた規定に従って表示されるものとする。ただし、次の場合は除く。

4.2.3.1 一般的な分類名の方がわかりやすい場合を除き、以下の分類名を使用することができる。分類名が使用される場合、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料は、分類名に追加して又はその一部として、特定の名称を使用して表示されなければならない。（表略）

29

(参考仮訳(抄))アレルゲン表示に係る包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改正(4/5)

4.2 原材料一覧

4.2.4 食品添加物の加工助剤及びキャリアオーバー

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリアオーバーされた食品添加物及び加工助剤は、原材料一覧への表示が免除される。ただし、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載された食品添加物及び加工助剤については、この免除は適用されない。

6 –義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10 cm²に満たない小さな食品については、セクション4.2及び4.6から4.8までの要件を除外できる。この免除は、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料の表示には適用されない。

8. 義務的情報の提示

8.3 特定の食品及び原材料の表示

8.3.1 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、フォントタイプや書式、色を用いて周囲からはっきりと目立つように表示されなければならない。

8.3.2 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、原材料一覧の中若しくは分離した文言又はその両方に表示されなければならない。

8.3.2.1 分離した文言を使用する場合は、「含む」という文言（又は類する文言）で始まらなければならない、原材料一覧がある場合にはその直下又は近接した場所に表示されなければならない。

8.3.2.2 分離した文言がラベル上で用いられる場合には、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料それぞれの特定の名称は、その特定の名称が原材料一覧に既に存在する場合であっても、当該分離した文言の中でも表示されなければならない。

30

(参考仮訳(抄))アレルゲン表示に係る包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改正(5/5)

8. 義務的情報の提示

8.3.3 ある食品が原材料一覧における表示の適用除外となっている場合において、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料は、セクション8.3.2.1に従う分離した文言中といった形で表示されなければならない。

8.3.4 単一の原材料からなる食品については、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料が名称の一部として又は名称と併せて表示されている場合には、セクション8.3.3の規定は適用しない。

31

(参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイドライン案(1/3)

1. 目的

食品アレルギー又はセリアック病の消費者に交差接触による食品中のアレルギーの意図しない存在のリスクを伝えるための予防的アレルギー表示 (PAL) の効果的な使用に対する一貫性のある調和のとれたアプローチを促進すること。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、アレルギー食品との交差接触による食物アレルギーの意図しない存在のリスクを示すために包装食品の表示で用いられるPALに適用される。

3. 予防的アレルギー表示の定義

本ガイドラインの目的において、次の定義は、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) のセクション 2 の定義と合わせて用いられなければならない。

「予防的アレルギー表示」とは、リスク評価によって特定された、アレルギー食品との交差接触による食物アレルギーの意図しない存在のリスクを示すため、包装食品の表示においてなされる記載をいう。

32

(参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイドライン案(2/3)

4. 一般原則

4.1 交差接触による食物アレルギーの意図しない存在を防止又は最小限に抑える管理を含む効果的なアレルギー管理は、食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実践規範 (CXC 80-2020) に従って実施されるものとする。PALの使用は、これらのアレルギー管理方法を使用しても食物アレルギーの意図しない存在を防止または制御できない状況に限定されるものとする。

4.2 PAL を使用するかどうかの決定は、意図しないアレルギーの存在に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。

[4.3 PALは、アレルギー由来のタンパク質の存在が、4.3.1に記載されている参照用量を使用して、あるアレルギーのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない場合に[のみ]使用される[ものとする/べきである]。

4.3 代案 アレルギー由来のタンパク質の存在が、4.3.1の表に記載されている参照用量を使用して、あるアレルギーのアクションレベルと同等かそれ以下に低減できない時[のみ]に、PALは使用されるべきである。

4.3.2 上記4.3.1の表によってある特定のアレルギーに対する参照用量が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則に従って参照用量を決定することができる。]

4.4 PAL には、消費者、医療提供者、食品事業者による PAL の理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする

4.3.1 参照用量

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond (provisional)	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

[グルテンを含む穀物又はグルテンの参照用量又は濃度について仮置き]

33

5. PALの提示

5.1 包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) の セクション8.1.1、8.1.2、8.1.3、及び 8.2は、PAL に適用される。

5.2 PAL は、(ある場合には) 原材料リストの下又は近接した範囲内で、別の文言として記載されるべきである。

5.2.1 PALの文言は、「含まれる可能性がある」という語句 (または同等の語句) で始まり、GSLPF のセクション 4.2.1.4 及び該当する場合は 4.2.1.5 に記載されている特定の名称を使用して特定のアレルギーを含むものとする。

5.2.2 PALの文言は、GSLPF のセクション 8.3.1 に従って行われた宣言に使用されるものと同じフォントの種類、スタイル、または色を使用するなどして、周囲のテキストと明確に対照的になるものとする。

34

(参考仮訳) eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン(1/3)

1. 目的

このガイドラインの目的は、eコマースで包装食品を購入する消費者が、食品の物理的なラベル上にある情報に近い、情報に基づく選択を行うために必要とする情報を得ることをたしかなものにすることである。

2. 適用範囲

2.1 このガイドラインは、要求され又は任意に提供される食品情報であって、eコマースを介して提供される包装食品の製品情報eページに表示されるもの、及びその提示に関する特定の側面に適用される。

2.2 このガイドラインは、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) に規定されている、配達時点において包装食品のラベル上に要求される情報には適用されない。

3. 用語の定義

この文書の適用にあたり、以下の用語は、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) のセクション 2 と併せて用いられなければならない。

「配達時点において」とは、消費者が包装食品を受け取る瞬間を意味する。

「eコマース」とは、食品に関して、電子的手段による商品及びサービスの生産、流通、マーケティング、販売若しくは配達を意味する。

「食品情報」とは、包装食品に係るコーデックス文書の対象となる情報をいう。

「eコマースにおける販売の時点より前に」とは、消費者が注文及び購入の意思表示をする前に提供されることを意味する。

「製品情報eページ」とは、情報に基づいたeコマースによる販売を行うことを目的とした、消費者向け電子取引プラットフォーム上の仮想空間を意味する。

4. 一般原則

包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) のセクション 3 の一般原則は、販売が申し出られている包装食品の製品情報eページで表示される食品情報に適用される。

35

5. 食品情報の原則

5.1 このガイドライン又は他のコーデックス文書に明示的に規定されている場合を除き、包装食品のラベル又は付随する表示で提供することが要求される食品情報は、eコマースにおける販売の時点より前に、包装食品の製品情報eページにおいて提供されなければならない。

これには、以下において規定されている食品情報が含まれる。

- 包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）のセクション4及び5（セクション4.6及び4.7.1を除く）
- 「栄養表示に関するガイドライン」のセクション3
- その他の関連するコーデックステキスト

5.2 消費者に対し、消費前に実際のラベルで食品情報を確認するよう指示する文言が、eコマースでの販売時点より前に製品情報eページで提示されなければならない。

5.3 包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）セクション6に規定される小さな食品の表示免除は、特定の状況において管轄当局により許されない限り適用されない。

5.4 eコマースで提供される包装食品に関する食品情報は、情報にアクセスするための料金を課すことなしに消費者に提供されなければならない。

6. eコマースにおける販売時点より前の任意の食品情報

6.1 GSLPFのセクション7は、販売される包装食品の製品情報eページで消費者に示される情報に適用される。

6.2 賞味期限、品質保持期限、消費期限又は有効期限と、製品の出荷の日付又は配達の時点との関係について消費者に知らせる文言が、eコマースにおける販売の時点より前に示されてもよい。

7. 義務的食品情報の提示

7.1 このガイドラインで要求される食品情報は、製品情報eページの通常の設定及び使用の条件下で、明瞭かつ目立つ形で消費者が容易に判読できるものでなければならない。

7.2 製品情報eページで使用する言語は、当該食品が販売され、配送される国の消費者に適したものでなければならない。

(参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(1/4)

1. 目的

消費者に包装食品に係る情報提供を行うためのテクノロジーの使用について、指針を提供すること

2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品上のラベル又は表示を介し、消費者がテクノロジーを使用してアクセスする食品情報に適用される。

3. 利用

このガイドラインは、GSLPFその他の包装食品の表示に関連するコーデックス文書と併せて読むべきものである。
これには、包装済み食品の表示に関する一般基準 (CXS 1-1985) が含まれるが、これに限定されない。

4. 用語の定義

このガイドラインにおいて
「食品情報」とは、包装食品に関するコーデックス文書の適用を受ける情報を意味する。
「テクノロジー」とは、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを含むがこれらに限られない、あらゆる電子的又はデジタルの手法を指す。

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性とといった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
b) 一般の人々（その特定の一部を含む。）は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。
(続く)

38

(参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(2/4)

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項 (続き)

5.2 食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.3 個別の実物の商品と紐付いている食品情報（例：ロット番号、日付表示）は、個別の商品とその情報とを紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

6.1 販売の状態やラベル又は表示上の記載の免除のために、消費者が食品表示情報にアクセスできない場合には、当該食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用が検討されるべきである。

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならない。

7.1 GSLPFのセクション 3 に規定する一般原則は、テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報に適用される。

7.2 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、異なる言語で表示される場合も含めて、包装食品のラベル又は表示上で提供される情報と矛盾するものであってはならない。

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない。
(続く)

39

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.4 食品情報がテクノロジーの使用により提供される場合には、該当するコードックス文書に従って示されなければならない。

7.5 セクション5に定めるところにより、義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限 (use-by date or expiration date) が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、いかなる情報をも提供又は開示する必要なく、消費者が容易にアクセスできなければならない。

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で提示されなければならない。

7.8 包装食品のラベル又は表示上のreferenceの目的が消費者にとって自明でない場合には、どのように用いられたいのか、又はその使用によって得られる食品情報の種類に関する説明が伴わなければならない。(例:「原材料についての詳細情報はここをスキャン」)

40

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.9 テクノロジーの使用によりアクセスされる食品情報とリンクするラベル又は表示上のreference及び説明文は、GSLPFのセクション8.1.2及び8.1.3に準拠しなければならない。

7.10 テクノロジーの使用により記載又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の状況及び使用条件下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすく、また該当する場合には(if applicable)聞きやすいものでなければならない。

7.11 テクノロジーの使用により記載又は提示される食品情報の言語は、当該食品が販売される国の消費者に適したものでなければならない。

7.12 食品情報がテクノロジーを使用して提供される場合には、消費者への情報にアクセスするための料金なしに提供されなければならない。

41

FAO／WHO 合同食品規格計画 第 47 回 総会

開催日：2024 年 11 月 25 日（月）～11 月 30 日（土）

場所：ジュネーブ（スイス）

議題

1	議題の採択
2	第 86・87 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等)
4.1	スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
4.2	油脂部会 (CCFO)
4.3	食品衛生部会 (CCFH)
4.4	食品汚染物質部会 (CCCF)
4.5	食品添加物部会 (CCFA)
4.6	分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
4.7	残留農薬部会 (CCPR)
4.8	ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)
4.9	食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)
4.10	栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)
4.11	魚類・水産製品部会 (CCFFP)
4.12	食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

4.13	食品表示部会（CCFL）
5	新規作業提案
6	コーデックス部会から総会への付託事項
7	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）
8	コーデックスの予算及び財政に関する事項
9	地域調整部会からの報告
10	コーデックス戦略計画 2020-2025 - 実施報告 2022-2023
11	コーデックス戦略計画 2026-2031
12	FAO 及び WHO から提起された事項
13	執行委員会のウェブ配信
14	議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命
15	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
16	その他の作業
17	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 47 回総会 報告書

1. 開催日：2024 年 11 月 25 日（月）～11 月 30 日（土）

開催地：ジュネーブ（スイス）

2. 参加国：161 加盟国、1 加盟機関（EU）

11 国際政府機関（IGO）、33 国際非政府機関（NGO）

3. 出席者

農林水産省 消費・安全局 参事官	平中 隆司
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 国際基準室 国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 国際基準室 国際基準専門官	堀米 明日香※
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 国際基準室 係長	吉持 賛花
消費者庁 食品安全参与	三浦 公嗣
消費者庁 消費者安全課 国際食品室 室長	矢船 順也
消費者庁 消費者安全課 国際食品室 主査	高橋 健
消費者庁 食品表示課 課長補佐	宗 伸一郎※
厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課	
輸入食品安全対策室 室長	福島 和子

※オンライン参加者

4. 結果

各議題の主な議論は以下のとおり。また、今次総会に諮られた文書一覧とその結果は別添のとおりに。

議題 1. 議題の採択

仮議題のとおりに採択された。

以下の事項について、議題 16（その他の作業）で議論することになった。（（）内の国・機関が提案国）

- ・ サプリメント（健康補助食品、栄養補助食品、機能性食品及び栄養補助食品）の規格に関する新規作業提案（インド）
- ・ カシューカーネルの規格に関する提案（インド）
- ・ ラクダ乳の規格に関する新規作業提案（アラブ首長国連邦（UAE））
- ・ キムチ規格（CXS 223-2001）の改訂提案（韓国）
- ・ 国際ワイン・ぶどう機構（OIV）事務局長による、OIV 設立 100 周年記念メッセ

ージ (OIV)

今次総会の作業方法に関し、CX/CAC 24/47/1 Add.1 で示された方法（ハイブリッド形式）で実施することに合意した。

議題 2. 第 86・87 回執行委員会の報告

(概要)

第 86 回執行委員会（2024 年 7 月）及び第 87 回執行委員会（2024 年 11 月）の報告が議長より行われた。今次総会の議題のうち、執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題（部会の作業、新規作業提案、部会から総会への付託事項、戦略計画、予算及び財政に関する事項、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）から提起された事項等）において取り上げられることから、本議題では議長から以下の議論のポイントと結論が報告された。

- ・ 作業部会の重要性：
 - 第 86 回執行委員会では、次の部会までの間に作業を進める上で、作業部会の重要性が強調されるとともに、コーデックス事務局に対し、バーチャル作業部会 (VWG) とウェビナーとを明確に区別する等バーチャルツールの使用を明確に説明し、一貫して適用するよう勧告した。また、作業部会の持続可能性と包摂性を確保するため、より多くの加盟国が作業部会でリーダーシップを発揮することが奨励された。その一方で、作業部会において加盟国が直面しうる課題や、作業手順や作業メカニズムの適用に関するガイダンスの重要性も認識された。
 - 第 87 回執行委員会では、電子作業部会 (EWG) のハンドブックが間もなく発行されることが報告された。
- ・ 部会の作業管理と優先順位付けの重要性：
 - 第 86 回執行委員会では、コーデックスの将来の作業モデルを記した作業文書 (CX/EXEC 23/85/3, Appendix II) を今後も参照文書として保持することと、定期的な更新が必要であることを確認した。また、EWG について、作業手順等を記したガイダンスの必要性から、コーデックス事務局に対し、「EWG ハンドブック」の作成を完了するよう要請した。さらに、部会に対し、EWG の過剰な設置を避けるとともに、部会の会議時間内に各議題を十分に議論する必要性から、適切な作業管理の慣行と作業の優先順位付けの重要性をリマインドした。
 - 第 87 回執行委員会では、第 47 回総会で検討される新規作業提案の領域は部会の議題が進歩的で対応力があることを反映しているが、今後、EWG が増加し、加盟国とコーデックス事務局の負担が増加するリスクがあり、積極的な優先順位付けが必要になる可能性が指摘された。
- ・ 新規作業提案の規定と一般原則部会 (CCGP) への付託事項：
 - 第 87 回執行委員会では、新規作業提案の開発に関する実践的なガイドラインの

必要性が再確認されるとともに、新規作業提案ガイドラインには、個別食品のグループ規格の策定、将来的に類似製品の追加により範囲を拡大しやすくするための規格のドラフティング、国際貿易が確立されている個別食品について他の組織が策定した規格のレビューを含めること、地域調整部会を通じて新規作業提案ガイドラインと EWG ハンドブックの策定に関する認識を高めるとともに、新規作業提案ガイドラインの内容について意見を求めることが提案された。

- 新たな作業分野への効率的な取り組み方についても検討され、第 47 回総会から CCGP に対し、手続きマニュアル中の **working by correspondence**（電子的コミュニケーションのみによる部会）に関連する規定の適用のレビューと、新規作業提案に関連する既存または活動中の部会がない場合に、特に技術的なレビューにおいて、既存の規定をどのように活用してよりリソース効率の高い慣行を推進できるかの検討を付託するよう勧告した。
- 国際非政府組織（NGOs）：
 - 第 86 回執行委員会では、コーデックスの活動への NGOs の参加に関する手続きマニュアルの規則に関し、NGOs の二重参加条項（オブザーバー資格を有する NGO が別の大きな NGO に属しており、当該 NGO と大きな NGO 双方がコーデックス総会や部会に参加する場合の条項）がコーデックスのオブザーバー資格を有するすべての NGOs に適用されることを明確にするため、「コーデックスのオブザーバー資格を有する NGOs 間の関係」と題する見出しを挿入するコーデックス事務局からの提案を確認した。また、第 47 回総会から CCGP に対し、必要に応じて FAO と WHO の法務部門からの意見も取り入れた検討を要請するよう勧告した。
 - 第 86 回・第 87 回執行委員会では、NGO からのコーデックスのオブザーバー資格申請について検討し、the International Association of Plant Bakers（AIBI Aisbl）へのオブザーバー資格付与を FAO と WHO の事務局長に勧告したが、World Federation for Animals（WFA）については資格付与について合意に至らず、コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施状況を踏まえて、2027 年 7 月（約 3 年後に予定されているオブザーバー資格を有する NGOs のレビュー時）に再検討することになった。
- コーデックス信託基金（CTF）：
 - 第 86 回執行委員会では、CTF の大変厳しい財政状況から、加盟国に継続的な支援を促した。
- 食事摂取量評価の方法の整合性：
 - 第 87 回執行委員会では、残留農薬部会（CCPR）のクリティカルレビューにおいて、農薬リスク管理における食事摂取量の評価方法について、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）と FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）のリスク評価方法の一貫性が必要との指摘があった。議論の結果、FAO と WHO がコーデックスに農薬に関する科学的助言を提供する重要性が再確認され、FAO と WHO が JMPR の活動を支援し、CCPR の農薬最大残留基準値（MRL）設定に向け

て科学的根拠を提供する役割が強調された。また、FAO と WHO に対し、CCPR の要請を踏まえて、摂取量評価に関する継続中の議論を JMPR で解決し、その結論をできるだけ早く伝えるよう奨励した。

- ・ モノグラフの公表：

- ・ 第 87 回執行委員会では、残留農薬部会（CCPR）のクリティカルレビューにおいて、合同専門家会議によるリスク評価結果を詳述したモノグラフは加盟国・機関の立場を策定する上で重要な情報源であり、公表の遅れに懸念が示された。議論の結果、FAO と WHO に対し、モノグラフを速やかに公表するための努力を引き続き優先するよう奨励した。また、次回の執行委員会で、文書のタイムリーな提供と翻訳に関する影響を焦点に当て、業務管理に関わる課題を議論することになった。

（議論）

主な発言は以下のとおり。

- ・ 米国から、第 86 回執行委員会の議論に関連し、第 46 回総会（2023 年）後に加盟国とオブザーバーから提供された、食品容器包装におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全の観点からの指針作成についての回付文書（CL）へのインプットに感謝が表明された。また、新規作業提案を 2025 年 6 月に開催される食品汚染物質部会（CCCCF）へ提出し、作業開始を目指している旨報告された。日本は米国のリーダーシップに感謝を表明するとともに、食品安全に焦点をあてた国際的に調和のとれた指針の重要性を強調し、多くの加盟国が CL に対して新規作業への支持を示したように、日本も米国の新規作業への取組を支持する旨表明した。議長から、CL において新規作業への幅広い支持があったことが改めて伝えられた。
- ・ アルゼンチンは、農薬のリスク評価に関し、新しい食事摂取量評価方法の導入について支持を表明しつつ、方法論の透明性の欠如と、計算における過度な保守主義の可能性について懸念を示した。保守的なアプローチが消費者の安全性の向上を必ずしも意味するわけではないと主張し、方法論とその中で使用される変数、考慮されたデータの性質と代表性、さらに広範な食品と残留物の組合せに基づく影響分析の透明性を求めた。議長から、総会では技術的な議論は行わないが、懸念は確認したとのコメントがあった。
- ・ EWG ハンドブックと新規作業提案ガイドラインの作成について、加盟国から感謝が表明された。加盟国はこれらの作成や改訂に関与できるのかとの質問に対し、コーデックス事務局から、EWG ハンドブックは加盟国やコーデックス事務局の経験を踏まえて既に作成されたものだが、フィードバックは歓迎するとのコメントがあった。また、新規作業提案ガイドラインには、加盟国から提案準備に際して質問される内容を取り入れるが、2025 年に開催される地域調整部会は、EWG ハンドブックと新規作業提案ガイドラインに関する認識を高めるとともに、新規作業提案ガイドラインの内容について意見を求める場となる旨回答があった。

- ・ 「コーデックスの将来の作業モデル」に関する執行委員会での議論に関連し、バーチャル (Zoom) 会議へのアクセスに課題がある国があるとの意見があった。コーデックス事務局から、第 86 回執行委員会において、バーチャル会議の使用には時差等の課題が伴うことが確認されており、加盟国がバーチャル会議をコーデックスに役立つものとみなす限りはバーチャル会議の包摂性と課題とのバランスをとって対応していく旨コメントがあった。また、バーチャルでの投票の実施についても懸念が示されたが、議長から現時点では予定されていないとのコメントがあった。

(結論)

総会は以下の結論に合意した。

- ・ 第 86 回・第 87 回執行委員会の議論を確認し、それぞれの報告書に含まれる結論と勧告を承認した。
- ・ EWG ハンドブックの発行を歓迎し、その活用を奨励した。
- ・ 新規作業提案の準備に関する実践的なガイドの開発が進行中であり、加盟国が意見を提供する機会があることを確認した。
- ・ 第 34 回 CCGP (2025 年 6 月開催予定) に対し、以下を要請した。
 - コーデックス活動における NGOs の参加に関する規則(手続きマニュアル第 7 章)の修正案の検討
 - 手続きマニュアル中の **working by correspondence** に関連する規定の適用状況のレビューをこれまでの経験を踏まえて実施
 - 新規作業提案の技術的レビューを担当する既存の部会がない場合に、手続きマニュアルの既存規定をどのように活用して、よりリソース効率的な慣行を促進できるか検討
 - これらの検討結果に基づき、第 89 回執行委員会及び第 48 回総会での検討に向けて勧告を作成

議題 3. 手続きマニュアルの修正

(概要)

手続きマニュアル第 29 版

先般公表された手続きマニュアル第 29 版に関し、コーデックス事務局から以下について説明が行われた。(英語版以外は現在翻訳作業中。)

- ・ 第 46 回総会で承認された以下の 3 点の反映
 - 2 章 (コーデックス規格及び関連文書の作成) の「個別食品部会と一般問題部会の関係」の修正 (卸売用食品の容器の表示条項の食品表示部会への承認)
 - 2 章 (コーデックス規格及び関連文書の作成)、3 章 (部会のガイドライン) 及び 7 章 (その他の機関との関係) の編集上の修正
 - 6 章 (加盟国) の「コーデックス委員会の加盟国リスト」のコーデックスウェ

ブサイトへの掲載

- ・ 第 46 回総会で提起された文言の一貫性に関する問題への対応
- ・ 4 章 (リスクアナリシスの原則) のパラ 75 及び 96 の一部訂正 (下線部の追加 : [...]
substances that are known or expected to cause problems in international trade.)

手続きマニュアルの 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容

第 46 回総会では、第 33 回一般原則部会 (CCGP) (2023 年 10 月) からの要請を踏まえ、手続きマニュアルの 3 章 (部会のガイドライン) 以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容について、将来総会において CCGP への付託可能性を検討するため、加盟国への意見照会を行うことに合意した。(3 章は別途作業中)

今次総会では、この意見照会の結果を踏まえ、コーデックス事務局が文言の不一致や翻訳の誤りに関するフォローアップを必要に応じて行うこと、また、第 34 回 CCGP (2025 年 6 月予定) で現在の慣行に整合しない内容の見直しについて検討するための作業文書を用意することについて検討された。

(議論)

加盟国からコーデックス事務局に対し、手続きマニュアルの第 29 版の発行と文言の不一致の修正への感謝が表明された。その他、主な発言は以下のとおり。

- ・ インドは、手続きマニュアルの文言の不一致に関し、EU から提出されているコメントを支持し、コーデックス事務局に関する表記の一貫性を求めた。
- ・ カナダから、文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容に関する (EU から提出されている) コメントでは、修正が不要と思われるものや個別の部会で検討すべきものが含まれている、例えば、CCPR が適用するリスクアナリシスの原則のパラ 169 に関し、"environmental studies as necessary or requested by risk managers," の追記が提案されているが、これは CCPR に付託する内容だとの指摘があった。議長から、適切なチャネルを通して加盟国と十分に検討することなく、修正が行われることはない旨のコメントがあった。米国はカナダの発言を支持し、適切なチャネルで検討されるべきと述べた。
- ・ フランス語圏、アラビア語圏の加盟国から、手続きマニュアルのフランス語版とアラビア語版で新たに文言の不一致が確認されたため、これに対処するために特別作業部会を設置するか、新たな CL を発行することが要請された。

コーデックス事務局から、以下のコメントがあった。

- ・ 文言の不一致と内容の修正に関する提案について、必要に応じて関連する部会に送付し、総会による採択の前にレビューを行う。
- ・ フランス語版とアラビア語版の問題について、懸念に留意した。CL による意見照会では文言や翻訳に関する不一致を特定する段階的なプロセスの第一段階だった。

FAO と WHO の翻訳グループと密に連携して、すべての翻訳関連の問題に対応する。

(結論)

総会はコーデックス事務局に以下の対応を要請した。

- ・ 2025 年に発行予定の手続きマニュアル第 30 版において、文言の一貫性を確保するための追加の仕組みの可能性を検討する。
- ・ 手続きマニュアルに関する追加の文言の不一致や翻訳ミスに関するコメントに対して、適切なフォローアップを行う。
- ・ 現在の慣行に整合しない内容に関するコメントを踏まえ、第 34 回 CCGP での検討と総会への勧告のための作業文書を用意する。

議題 4. 部会の作業

2024 年 1 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択（ステップ 8、ステップ 5/8）、予備採択（ステップ 5）、新規作業提案（ステップ 1）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議された。審議では、執行委員会の勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮して行われた。

（新規作業提案は議題 5 で審議されたが、その詳細は本欄に記載する。）

4.1 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

2024 年 1 月に開催された第 7 回 CCSCH から提出されている文書¹

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、記載がない限り、特段の議論なく、総会に対して採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
乾燥果実の規格案：カルダモン（ステップ 8）	第 5 回 CCSCH（2021 年）で作業開始に合意し（インド及びイランの提案）、第 44 回総会（2021 年）で承認された（ステップ 1）。第 6 回 CCSCH（2022 年）の議論を経て、第 45 回総会（2022 年）で予備採択された（ステップ 5）。表示条項は第 47 回食品表示部会（CCFL）（2023 年）で承認された。 第 7 回 CCSCH で総会に最終採択に諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）（2024 年）で承認

¹ 第 110 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

	された。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ セネガル：附属書 I 表 2 の全ての物理的パラメータは未加工品のみ許容されるべきであるため。 エジプトから附属書 I 表 2 の脚注 c で記載のある「未熟・萎れたカプセル」と「軽い種子」は重複している可能性があるとの指摘があった。
果実に分類されるスパイスの規格案：オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス（ステップ 8）	第 5 回 CCSCH（2021 年）でオールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス、バニラのグループ規格の作業開始に合意し（米国の提案）、第 44 回総会で承認された（ステップ 1）。 第 6 回 CCSCH（2022 年）では、バニラに関し、グループ規格に含めるか別の文書にするか、収穫国を義務表示とすべきか等が議論された。その結果、バニラを除き総会に予備採択を諮ることに合意し、第 45 回総会（2022 年）で予備採択された（ステップ 5）。表示条項は第 47 回 CCFL（2023 年）で承認された。 第 7 回 CCSCH で総会に最終採択に諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ セネガル：附属書 I 表 2 の全ての物理的パラメータは未加工品のみ許容されるべきであるため。
乾燥根・根茎・球根の規格原案：ターメリック（ステップ 5/8）	第 5 回 CCSCH で作業開始に合意（インドの提案）。第 44 回総会で承認された（ステップ 1）。 第 7 回 CCSCH で総会に最終採択に諮ることに合

	意した。EU 及び EU 加盟国（EUMS）は 8.2.3 章（製品名）について留保した（商品名、品種または栽培品種は義務表示とすべきとの立場）。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で一部の分析法を除き承認された。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ セネガル：附属書 I 表 2 の全ての物理的パラメータは未加工品のみ許容されるべきであるため。
予備採択	
果実に分類されるスパイスの規格原案：バニラ（ステップ 5）	第 7 回 CCSCH で総会に予備採択に諮ることに合意した。 （結論） 予備採択された。
新規作業提案	
マジョラム、コリアンダー、ラージカルダモン及びシナモンの規格の策定（ステップ 1）	第 7 回 CCSCH で、マジョラム（エジプト提案）、コリアンダー（インド提案）、ラージカルダモン（CTF を活用したブータン、インド、ネパールのグループプロジェクト提案）及びシナモン（ブラジル提案）の新規作業開始に合意した。 （結論） 承認された。 ・ 米国より、作業の重複を避けるため、グループ規格の開発の必要性について言及があった。

4.2 油脂部会（CCFO）

2024 年 2 月に開催された第 28 回 CCFO から提出されている文書²

² 第 110 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂案：アボカド油の追加（ステップ 8）	名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）にアボカド油を追加する作業。イランからの提案により検討が開始され、第 27 回 CCFO で作業開始に合意した。第 40 回総会（2017 年）で承認された（ステップ 1）。 第 45 回総会（2022 年）で予備採択され（ステップ 5）、作業完了期限が第 28 回 CCFO に延長された。第 28 回 CCFO で総会に最終採択に諮ることに合意した。（チリは、定義の部分に関し、予備採択の段階で留保したが、第 28 回部会では留保しなかった。） （結論） 最終採択された。
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案（ステップ 5/8）： - ツバキ種子油の追加 - サチャインチオイルの追加 - 高オレイン酸大豆油の追加	第 27 回 CCFO で、名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）にツバキ種子油（中国提案）、サチャインチ油（ペルー提案）、高オレイン酸大豆油（米国提案）を追加する作業開始に合意した。第 45 回総会（2022 年）で承認された（ステップ 1）。 第 28 回 CCFO で 3 作業とも総会に最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）の改訂原案：3 章（必須構成成分及び品質項目）、8 章（分析・サンプリング法）、及び附属書の見直し	第 25 回 CCFO で、EU と国際オリーブ協会（IOC）から、オリーブ油生産・精製技術の最新の状況への適応、偽装への対処、生産地の拡大と品種の多様化への対応のため、オリーブ油規格の見直しが提案され、作業開始に合意した。第 40 回総会（2017 年）で承認された（ステップ 1）。 第 28 回 CCFO で総会に最終採択に諮ることに合意した。シリアがステロールに関する脚注の修正に

	ついて留保した。また、規格に新たな品質パラメータ（1,2-ジグリセリド（DAG）及びピロフェオフィチン"a"（PPP））を追加するかどうか、データ収集を行って検討するため、作業完了を第 30 回 CCFO まで延長することを執行委員会に要請した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。 第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択と第 30 回 CCFO までの作業期限延長を勧告した。 （結論） 注釈 b を修正の上、最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ シリア、アルジェリア：注釈 c についての懸念のため。 ・ アルゼンチンより、決定木の結果を解釈する余地が残っているため、注釈 b の「it may be considered」を「it is considered」に修正すべきとの意見があり、複数の加盟国が修正を支持し、修正に合意した。 ・ シリアより、注釈 c は気候変動等の地域間の変動を考慮されていなく、自国のオリーブオイル貿易を大きく制限されるとの強い懸念が示された。複数の加盟国からも支持があったことから、①データ収集の枠組み案を作成するための非公式会合を行い、②データ収集のための回付文書を発行し、③データと注釈 c の適用を分析する専門家作業部会も考慮に入れ FAO ヘデータを提出することとなった。
魚油規格（CXS 329-2017）の改訂 原案：カラヌス油の追加（ステップ 5/8）	第 27 回 CCFO で、ノルウェーが魚油規格（CXS 329-2017）にカラヌス油を追加する作業を提案し、作業開始に合意した。第 45 回総会（2022 年）で承認された（ステップ 1）。 第 28 回 CCFO では、EU からの懸念を受け、3.5 章

	(必須構成成分及び品質要素) 及び 7.3 章 (その他の表示要求事項) にカラヌス油に含まれるアスタキサンチンの摂取に関する条項を含めることに合意した。議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。 第 86 回執行委員会では、一部のメンバーからカラヌス油の安全性について懸念が示されたが、第 27 回 CCFO で魚油規格が安全性の側面を含むこと及び魚油規格の適用範囲は明確化されていることを踏まえて、総会に最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
6 つの既存の規格 ³ の卸売用食品の容器の表示条項の修正	第 44 回総会 (2021 年) から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直し。第 28 回 CCFO で、既存の 6 つの油脂規格の当該表示条項の修正案を総会に採択を諮るとともに CCFL に通知することとなった。 (結論) 最終採択された。
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987) の修正及び改訂	第 28 回 CCFO で、第 90 回 (2020 年) 及び第 91 回 JECFA (2021 年) が行った特定の物質の前荷⁴としての許容性の評価と特定の食品汚染物質の安全性の評価結果の議論、及び附属書 II (許容される前荷のリスト) の見直しの議論の結果、修正及び改訂を行うことに合意した。EU は、附属書 II に含まれるトリデシルアルコール、ミリスチルアルコール及び未分画脂肪酸族アルコールの混合物、または天然油脂からの脂肪酸族アルコールの混合物は食用油

³ 名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格 (CXS 19-1981)、オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981)、名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)、名前のついた動物脂規格 (CXS 211-1999)、ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッドの規格 (CXS 256-1999)、魚油規格 (CXS 329-2017)

⁴ 食用油脂をバルク (液体等の貨物を梱包されていない状態で輸送する形態) で輸送する際、当該食用油脂を運ぶ前に同じ船舶等で運んでいた貨物のこと。

	脂由来であることを明記すべきとして、留保した。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ EU 及びノルウェー：トリデシルアルコール、ミリスチルアルコール及び未分画脂肪族アルコールの混合物、または天然油脂からの脂肪族アルコールの混合物は食用油脂のリストに含めるべきであるため。
新規作業提案	
トランス脂肪酸（TFA）摂取の削減に関する既存の油脂規格の改訂作業（ステップ 1）	第 27 回 CCFO では、第 41 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）からの TFA の摂取量削減のためのリスク管理オプション（部分水素添加油脂（PHOs）の使用禁止及び TFA の上限値をリスク管理措置として導入すること）の情報提供を受けて議論した結果、食料供給において TFA と PHOs にどのように対処できるか検討することになった。 第 28 回 CCFO では、カナダが EU、エジプト、インド、サウジアラビア、ウガンダ、米国及び WHO と作成した討議文書に基づき議論し、個別食品規格がない食用油脂の規格（CXS 19-1981）、ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッドの規格（CXS 256-1999）、動物油脂の規格（CXS 211-1999）に、PHOs の使用禁止及び TFA の上限値を追加する作業を開始することに合意した。 (結論) 承認された。
微生物オメガ 3 オイルの規格策定作業（ステップ 1）	第 27 回 CCFO にオブザーバーの GOED（Global Organization for EPA and DHA Omega-3s）から、微生物オメガ 3 オイルに関する規格策定作業が提案された。EU 等複数の加盟国から、安全性に関する懸念が表明されたが、GOED から、この製品はすでに国際的に取引されており、多くの国・地域が安全性の観点から検討しており、国際的なリスク評価

	を行うことなく、製品の安全性に関してすでに十分な情報がある旨説明があり、議論の結果、作業開始に合意した。 第 86 回執行委員会でも、リスク評価の必要性について議論になったが、作業の過程で、微生物オメガ 3 オイルの安全性に関するリスク評価が必要になる可能性があることを確認し、総会に承認を勧告した。 (結論) 承認された。
--	--

4.3 食品衛生部会（CCFH）

2024 年 3 月に開催された第 54 回 CCFH から提出されている文書⁵

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドライン（CXG 99-2023）の附属文書Ⅱ（生鮮葉物野菜）及びⅣ（スプラウト類）原案（ステップ 5/8）	第 50 回 CCFH（2018 年）で作業開始に合意（チリ、ウルグアイ、米国の提案）。第 42 回総会（2019 年）で承認された（ステップ 1）。 ガイドライン本体、附属文書Ⅰ（生の牛肉）及び附属文書Ⅲ（未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ）は第 53 回 CCFH（2023 年）で合意し、第 46 回総会で最終採択された（ステップ 5/8）。附属文書Ⅱ及びⅣについては、継続して議論が行われ、第 54 回 CCFH で総会に最終採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）の附属	第 51 回 CCFH で作業開始に合意（ホンデュラスの提案）。第 43 回総会（2020 年）で承認された。 ガイドライン本体及び附属文書Ⅰ（生鮮農産物）は

⁵ 第 103 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

文書Ⅲ（乳及び乳製品）原案（ステップ 5/8）	第 53 回 CCFH（2023 年）で合意し、第 46 回総会で最終採択された（ステップ 5/8、CXG 100-2023）。附属文書Ⅲは、ガイドライン本体を考慮しつつ議論が行われ、第 54 回 CCFH での議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。なお、附属文書Ⅱ（魚及び水産製品）及び附属文書Ⅳ（目的に適した水に係る評価、水の安全管理、再利用水の回収及び処理技術）はステップ 2/3 に差し戻し、継続して議論を進めること、執行委員会に作業完了を第 55 回 CCFH まで延長することを要請することになった。 第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択と第 55 回 CCFH までの作業期限延長を勧告した。また、本ガイドライン（CXG 100-2023）について、コーデックスで進行中の作業や承認された新規作業との一貫性と整合性を確保すること、さらに CCFH に対し、CCFH が作成した他の文書をこのガイドラインに合わせるための作業が必要かどうか検討するよう勧告した。 （結論） 最終採択された。
伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案（ステップ 5/8）	第 52 回 CCFH（2022 年）で、オブザーバーの GAIN（栄養改善のためのグローバルアライアンス）から伝統的な食品市場のための食品安全に関する国際的なガイドラインの必要性が提案され、第 53 回 CCFH で作業開始に合意した。第 46 回総会で承認されたが（ステップ 1）、CCFH は、ガイドラインと路上販売食品に関する既存の地域規格との関係を慎重に検討するよう要請された。 第 54 回 CCFH では、既存の関連地域規格を補完するものである等、ガイドラインを作成することの重要性が改めて強調され、議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。また、関連の地域調整部会に対し、総会での採択後、路上販売食品に関する各文書と食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及

	び本ガイドラインとの整合性を確保するためのレビューと、必要に応じて見直しの検討を要請した。 (結論) 最終採択された。 第 53 回 CCFH の要請に基づき、関連する地域調整部会に対し、路上販売食品に関する文書が CXC 1-1969 及びガイドラインと整合性が取れているかを確認し、必要なフォローアップ措置 (例えば、改訂) を検討するよう奨励した。 議論では、本ガイドラインの採択は歓迎されたが、一部の加盟国から、関連の地域規格との整合の作業は、地域毎に慣習が異なる可能性があること、各地域や国が独自の食品安全管理アプローチを採用していることに留意すべき旨意見が出された。コーデックス事務局は、整合の目的は、食品衛生の規定における一貫性を維持することであり、整合を強制したり、柔軟性を減らすことではない旨コメントした。
予備採択	
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の改訂原案 (ステップ 5)	第 51 回 CCFH (2019 年) で、日本が、ニュージーランドの支援を得て、当時公表予定 (2020 年公表) のビブリオに関する FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の報告書をレビューし、ガイドラインの修正の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。第 53 回 CCFH で作業開始に合意し、第 46 回総会で承認された (ステップ 1)。 第 54 回 CCFH では、水の用語に関する部分が合意に至らず、すべての水に関連する文言をスクエアブラケットに留め置くことになったが、その他の箇所については合意に至り、総会に予備採択を諮ることに合意した。また、食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023) の附属文書 II (魚及び水産製品)

	が完成次第、本文書を再検討することに合意した。 (結論) 予備採択された。
新規作業提案	
食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 79-2012) の改訂作業 (ステップ 1)	第 51 回 CCFH (2019 年) で、カナダがオランダの支援を得て、本ガイドライン (CAG 79-2012) の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。 第 53 回及び第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業には、E 型肝炎ウイルス (HEV) 及び冷凍ベリー類や調理済み食品などの新たな食品媒体に対応したスコープの拡大、フードチェーンに沿った介入措置の見直し、食品中のウイルスの検出に関する情報の追加、さまざまなリスク評価モデルのレビューを踏まえた新たな検討事項、最新の JEMRA の科学的助言に基づき、さまざまな食品 (例: 貝類、調理済み食品、生鮮及び冷凍食品、豚肉及び野生動物肉など) をカバーする附属文書を構成すること等が含まれる。 (結論) 承認された。
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CAG 78-2011) の改訂作業 (ステップ 1)	第 52 回 CCFH で今後の CCFH の作業について議論し、本ガイドライン (CAG 78-2011) の改訂に必要な情報の収集を JEMRA に要請することに合意した。 第 53 回 CCFH では、米国、ブラジル、ホンジュラス及び EU が本ガイドライン (CAG 78-2011) の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。 第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業では、サルモネラ属菌とカンピロバクターに関連した食中毒の発生状況や、鶏肉及び関連業界の継続的な成長の重要性を考慮し、食鳥処理前後の介入措置、実践的な介入措置、微生物学的

	モニタリング、及び病原体の同定手法等に取り組まれる。 (結論) 承認された。
調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 61-2007) 改訂作業 (ステップ 1)	第 52 回 CCFH で今後の CCFH の作業について議論し、本ガイドライン (CAG 61-2007) の改訂に向けたリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価を JEMRA に要請することに合意した。 第 53 回 CCFH では、カナダ、フランス、及び米国が、本ガイドライン (CAG 61-2007) の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。 第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業では、生産から消費までのフードチェーン全体にわたる管理措置、微生物学的モニタリング手法、及び消費者の慣行が考慮される。 (結論) 承認された。

4.4 食品汚染物質部会 (CCCF)

2024 年 4 月に開催された第 17 回 CCCF から提出されている文書⁶

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
スパイス中の鉛の最大基準値 (ML) : 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) (CXS 193-1995) への収載 (ステップ 5/8)	鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための作業。第 13 回 CCCF (2019 年) で作業開始に合意し、第 42 回総会 (2019 年) で承認された (ステップ 1)。 第 16 回 CCCF までに、砂糖類や直接消費乳幼児用調理済み食品などにおける新しい ML の設定の

⁶ 第 111 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/111-6.pdf>

	議論が終了し、総会で最終採択された。 第 17 回 CCCF では、料理用ハーブ類及びスパイス類について検討され、乾燥仮種皮、乾燥種子、乾燥塊茎・根、乾燥花部、乾燥果実・ベリーの ML 原案を最終採択に諮ることに合意した。インドは、データの地理的代表性を確保するために更なるデータ収集が必要等の理由により、ほぼ全ての決定に留保した。EU、エジプト、インドネシア、トルコは、一部の ML 原案について、ALARA (as low as reasonably achievable) の原則（食品中の汚染物質濃度を”無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき”という考え方）に基づき、消費者の健康保護の観点からより低い ML 設定が可能との理由により、留保した。 第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。この議論の中で、あるメンバーから、最終採択に諮られるスパイス中の ML は、スパイス生産国のデータを使用して設定されていないため、もっと包括的な地理的なデータが必要との意見が出された。また、このアプローチはコーデックスにおける食品中の汚染物質に関する一般原則に一致していないと指摘された。コーデックス事務局からは、CCCF は世界的に代表的なデータを使用して ML を設定するため、GEMS/Food でのデータ提供機会を十分に設けたと説明があった。また、予備採択（ステップ 5）に諮られる ML については、追加のデータコールが行われており、最終採択までにデータを提出する時間があるとも述べられた。FAO からは、データコール以外にも、データが入手可能になった段階で GEMS/Food にさらなるデータ提出が可能であること、FAO と WHO は各国がリスク評価を行う際に使用可能なデータ作成の能力支援も可能であること、データの提出を無期限に待つことは現実的ではないため、JECFA と CCCF は ML の推定・設定のために入手可能な最良のデータを使用して作業を進めた旨のコメントもあつ
--	--

	た。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ インド、モロッコ、ロシア：乾燥仮種皮からなるスパイス類 ・ エジプト、EU、ガンビア、インド、モロッコ、ノルウェー、ロシア、セネガル、南アフリカ、スイス：乾燥花部からなるスパイス類 ・ インド、ロシア：乾燥果実及びベリーからなるスパイス類 ・ インド、ロシア：乾燥パプリカ及びスマックからなるスパイス類 ・ EU、インド、ノルウェー、ロシア、スイス：乾燥華北山椒及びスターアニスからなるスパイス類 ・ エジプト、EU、ガンビア、インド、モロッコ、ノルウェー、ロシア、セネガル、南アフリカ、スイス：乾燥根茎及び根からなるスパイス類 ・ インド、ロシア：乾燥種子からなるスパイス類 ・ EU、インド、ノルウェー、ロシア、スイス：乾燥セロリからなるスパイス類 ・ インドからは、スパイスグループに ML を設定するアプローチはカテゴリー内で不均一なサンプルとなること、輸入国からの限られたサンプルに基づいて設定されていることから、データに代表性がなく ML を歪めているとして、すべてのスパイスの ML に留保があった。 ・ ガンビア、モロッコ、セネガル、南アフリカからは、第 17 回 CCCF でコンセンサスがなかったこと、地理的に代表性のあるデータがないことから、乾燥花部、根茎、根からなるスパイス類の ML に留保があった。また、モロッコからも同様の理由により、乾燥仮種皮からなるスパ
--	--

	イス類の ML に留保があった。 ・ EU、ノルウェー、スイス、エジプトからは、第 17 回 CCCF での留保と同じ理由により、乾燥花部、乾燥根茎及び根からなるスパイス類の ML について留保があった。
キノア中のカドミウム及び鉛の ML : GSCTFF への収載	第 40 回総会（2017 年）のキノア規格原案の予備採択の際、CCCF に対し、穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、またはキノアに個別の ML を設定するか検討するよう要請された。第 14 回 CCCF（2021 年）での議論の結果、3 年間のデータ収集期間を設けて検討することに合意した。 第 17 回 CCCF では、既存の穀類の ML とは別にキノアの ML（カドミウム 0.15 mg/kg、鉛 0.2 mg/kg）を設定することに合意した。 （結論） 最終採択された。
シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範原案（ステップ 5/8）	気候変動などの要因により世界的な健康問題であるシガテラ中毒の防止または低減を目的とする作業。第 11 回 CCCF（2017 年）では、FAO/WHO に科学的助言を求めることに合意し、第 15 回及び第 16 回 CCCF での議論の結果、実施規範又はガイドラインの策定作業を開始することに合意した。第 46 回総会で承認された（ステップ 1）。 米国を議長とし、フランス、スペイン、及びパナマを共同議長とする電子作業部会（EWG）では、ガイドラインではなく実施規範とすることが適切であると判断した。EWG から提示された原案は物理的作業部会（PWG）及び第 17 回 CCCF で議論され、附属書として本文から移されて新規に作成された各国のリスク管理措置の情報源の例は、実施規範には含めず、情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載する等の修正を行った上で、総会に最終採択を諮ることに合意した。

	(結論) 最終採択された。 本作業の迅速な対応が称賛された。
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン原案（ステップ 5/8）	第 14 回 CCCF（2021 年）では、オレンジラフィーとキングクリップの 2 魚種のメチル水銀の ML の設定作業を開始することに合意した（第 46 回総会で最終採択）。あわせて、サンプリングプランの策定作業を行うことにも合意した。 第 15 回 CCCF（2022 年）では、各国から魚類中のメチル水銀又やその他の汚染物質に採用しているサンプリングプランの情報収集を行うこと、CCMAS におけるサンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改訂内容を考慮すること、サンプリングプランには魚の金銭的価値を持ち込まないことに合意した。 第 17 回 CCCF では、ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする作業部会が提案した原案について議論し、最終的に総会に最終採択を諮ることに合意した。議論の中で、サンプリング計画を使用する経験を積むことが重要であり、将来的には必要に応じて修正や改訂を行う可能性があることが指摘された。サンプリングプランは第 43 回 CCMAS で軽微な修正を加えて承認された。 第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。また、データコールが実施中であり、加盟国にデータ提出を呼びかけた（前述のスパイスの ML の最終採択の欄参照）。 (結論) 最終採択された。
予備採択	
スパイス中の鉛の ML:GSCTFF への収載（ステップ 5）	第 17 回 CCCF では、料理用ハーブ類及びスパイス類の ML が検討され、乾燥樹皮のスパイス及び乾燥料理用ハーブ類中の鉛の ML 原案を予備採択に諮ることに合意した。

	(結論) 予備採択された。
乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシンの A のサンプリングプラン原案：GSCTFF への収載（ステップ 5）	第 12 回 CCCF（2018 年）で、スパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）を実行し、3 年後に新たに収集した実態調査データ等に基づき議論を再開することに合意した。 第 14 回 CCCF（2021 年）以降、議論を進め、乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、さらに乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグ中のオクラトキシンの A の ML について、総会に最終採択を諮ることに合意した（第 46 回総会で最終採択）。第 17 回 CCCF では、インドが策定したこれらの ML に関連するサンプリングプラン原案について検討し、分析法の性能規準の開発や粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能性を除いて、概ね合意に至ったことから、総会に予備採択を諮ることに合意した。 (結論) 予備採択された。 作業完了期限を 2025 年までに延長するという執行委員会からの勧告を承認した。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂	
落花生中のアフラトキシンの汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 1）	第 16 回 CCCF では、汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業の結果、本実施規範（CXC 55-2004）の改訂の可能性についてレビューを行うことになった。 第 17 回 CCCF では、ブラジルを議長とする作業部会から、本実施規範の改訂を支持する新たな措置や実践が特定されたことについて説明があり、議論の結果、作業開始に合意した。 (結論) 承認された。
食品中のカドミウム汚染の防止	第 16 回 CCCF では、米国から、次回会合に向けて

及び低減に関する実施規範の策定（ステップ 1）	本作業の実施に関する討議文書を作成する意向が示され、了承された。日本は、国内におけるコメ等のカドミウム汚染の防止及び低減に関する情報を米国に提供する等の協力を行った。 第 17 回 CCCF での議論の結果、作業開始に合意した。品目特有の推奨事項を記載した附属文書の作成の必要性については、今後の作業で提供される情報を踏まえて決定されることになった。 （結論） 承認された。
作業中止	
乾燥花のスパイス及び生鮮料理用ハーブ類中の鉛の ML	乾燥花のスパイスについては、濃度データがすべてカモミールに由来し、カモミールがほとんどの加盟国においてスパイスではなくハーブティとして主に利用されることが確認されたため、作業を中止することになった。 生鮮料理用ハーブ類については、乾燥スパイスの ML に水分含量を考慮して適用するかどうかで意見がわかれ、議論の結果、ML 設定作業を中止することに合意した。 （結論） 中止された。

（その他の議論）

セネガルから、ビザの発行に関連して複数の加盟国が第 17 回 CCCF に参加できなかったとして懸念が表明された。これを受け、オランダ（CCCF ホスト国）から、今後これに対応することが約束されるとともに、第 18 回 CCCF（2025 年）はタイと共同でハイブリットでの開催を計画していることが共有された。コーデックス事務局からは、コーデックス会議への加盟国の参加を支援するため、適切な時期での招待状の送付や入国要件の詳細な情報提供について努力する旨の発言があった。

4.5 食品添加物部会（CCFA）

2024 年 4 月に開催された第 54 回 CCFA から提出されている文書⁷

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	第 96 回及び第 97 回 JECFA（2023 年）が作成し、第 54 回 CCFA で合意された、添加物、香料の同一性及び純度に関する仕様書。 （結論） 最終採択された。
食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂（ステップ 8 及びステップ 5/8）	第 54 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案、原案、及び改訂案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ロシア：二炭酸ジメチル（INS 242）について、健康への悪影響の起こす可能性があるメタノールの多量生成への懸念により、また、メタクリル酸共重合体（BMC）（INS 1205）について、白砂糖等への使用に技術的正当性がないことのため。
GSFA 前文の附属書 B（食品分類－01.4.3（Clotted cream (plain)）及び GSFA 前文の附属書 C（GSFA の作成に使用された食品分類システムとコーデックス規格食品の相互参照）の記述の改訂	第 54 回 CCFA において、整合作業の結果、改訂を行うことになったもの。 （結論） 最終採択された。
食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂原	食品添加物の国際番号システム（INS）に掲載されている食品添加物の追加、分類及び用途の変更を

⁷ 第 112 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

案（ステップ 5/8）（カルボマーの INS を除く）	行うもの。第 54 回 CCFA は、改訂原案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。 第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局の説明により、カルボマーに割り当てた INS 番号 1210 は、既にポリアクリル酸ナトリウムに使用されていることが判明した。このため、総会に対し、カルボマーの INS 番号を除き、最終採択を勧告した。カルボマーの INS 番号は、第 55 回 CCFA で再検討される。 （結論） 最終採択された。
乳・乳製品部会（CCMMP）の 2 規格、加工果実・野菜部会（CCPFV）の 4 規格、近東地域調整部会（CCNE）の 2 規格、アジア地域調整部会（CCASIA）の 2 規格、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）の 1 規格との整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	CCMMP の 2 規格⁸、CCPFV の 4 規格⁹、CCNE の 2 規格¹⁰、CCASIA の 2 規格¹¹、CCLAC の 1 規格¹²の食品添加物条項の改訂との整合に伴い、GSFA の食品添加物条項の改訂を行うもの。 第 86 回執行委員会では、GSFA を食品添加物の使用に関する唯一の完全かつ包括的な参照文書とするための取組の重要性と、それに向けた整合作業の重要性が強調され、関連する全ての部会にその旨を通知することになった。 （結論） 最終採択された。
CCMMP の 2 規格、CCPFV の 1 規格、CCASIA の 1 規格、CCLAC の 1 規格の食品添加物条項の改訂	上述の GSFA の修正に加え、整合作業の結果として、CCMMP の 2 規格¹³、CCPFV の 1 規格¹⁴、CCASIA の 1 規格¹⁵、CCLAC の 1 規格¹⁶の食品添加物条項を改訂するもの。

⁸ 発酵乳の規格（CXS 243-2003）、クリーム及び調製クリームの規格（CXS 288-1976）

⁹ 加工トマト濃縮物の規格（CXS 57-1981）、テーブルオリーブの規格（CXS 66-1981）、果物及び野菜漬物の規格（CXS 260-2007）、急速冷凍野菜の規格（CXS 320-2015）

¹⁰ ハリッサ（赤唐辛子ペースト）の地域規格（CXS 308R-2011）、デーツペーストの地域規格（CXS 314R 2013）

¹¹ テンペの地域規格（CXS 313R-2013）、海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）

¹² ヤーコンの地域規格（CXS 324R-2017）

¹³ 発酵乳の規格（CXS 243-2003）、クリーム及び調製クリームの規格（CXS 288-1976）

¹⁴ テーブルオリーブの規格（CXS 66-1981）

¹⁵ 海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）

¹⁶ ヤーコンの地域規格（CXS 324R-2017）

	(結論) 最終採択された。
ジェランガムの INS 番号の変更に伴う GSFA 表 1、2 及び 3 の条項修正	第 54 回 CCFA において、ジェランガムの INS 番号を 418 から 418(i)へ変更するよう JECFA に要請した。これに伴い、GSFA 表 1、2 及び 3 の関連する条項を修正するもの。 (結論) 最終採択された。
キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)、ジャム、ゼリー、マーマレード規格 (CXS 296-2009) の食品添加物条項の改訂	第 54 回 CCFA において、リボフラビン及びカロテン関連食品添加物に関する条項原案を検討した結果、これら 2 規格 (CXS 115-1981、CXS 296-2009) の食品添加物条項の改訂に合意した。 (結論) 最終採択された。
チーズの一般規格 (CXS 283-1978) の修辭上の修正	チーズの一般規格 (CXS 283-1978) の食品添加物条項に修正を行うもの。 (結論) 最終採択された。
水を含むココナッツ製品ーココナッツミルク及びココナッツクリーム規格 (CXS 240-2003) の結果的修正	ジェランガムの INS 番号の INS 418(i)への変更に伴い、本規格 (CXS 240-2003) の修正を行うもの。 (結論) 最終採択された。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂	
GSFA の新規食品添加物条項の提案	第 54 回 CCFA において提案された、GSFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改訂に関する作業 (ステップ 2)。 (結論) 承認された。
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	第 54 回 CCFA で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るも

	の。 (結論) 承認された。
パン用酵母の規格策定（ステップ 1）	第 44 回総会（2021 年）でのコーデックス事務局からの勧告を踏まえ、第 53 回 CCFA に中国から CCFA に酵母の規格策定作業が提案されたが、規格の対象範囲を再考することになった。第 54 回 CCFA では規格の対象範囲をパン用酵母に絞ることとし、作業開始に合意した。 第 86 回執行委員会では、CCFA が本作業を行うのに適切な部会かどうかや、国際標準化機構（ISO）でも類似の作業が行われているため、作業の重複は避けるべきではないか等の意見が出されたが、議論の結果、①作業の対象となる酵母は食品添加物ではなく食品原材料であること、②CCFA がこの作業を行うのに引き続き適切な部会であること、③この作業には CCFA と連携して適切な専門知識を有する加盟国が重要であること、④CCFA に対し、重複を避け、一貫性を確保するために ISO と協調するよう奨励する必要があること、を確認した上で、総会に対し、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
作業中止	
GSFA の食品添加物条項案及び原案	第 54 回 CCFA で規格策定作業を中止することに合意された GSFA の食品添加物条項の案及び原案。 (結論) 中止された。
既存のコーデックス文書の廃止	
GSFA の食品添加物条項	第 54 回 CCFA で合意された GSFA の既存の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い、関連する条項を廃止するもの。

	(結論) 廃止された。
--	----------------

(その他の議論)

二酸化チタン (INS 171) について、セネガル、モロッコ及びマリは、潜在的な発がん性へのおそれ、遺伝毒性に関する証拠の不確実さ、適切な試験方法の欠如に関することから懸念を示した。また、EU は、自地域では食品への使用が認可されていないこと、JECFA のモノグラフが第 54 回 CCFA にて入手できなかったことから、完璧な基礎情報に基づき議論することが重要であることを言及した。以上から、議長は、第 55 回 CCFA のさらなる議論のために、「FAO/WHO からの関心事項」の会議文書に二酸化チタン関連事項を含めることを検討するよう提案した。

4.6 分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

2024 年 6 月に開催された第 43 回 CCMAS から提出されている文書¹⁷

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
分析法、分析法の性能規準、サンプリングプラン：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への収載	第 43 回 CCMAS は、CCSCH 及び CCFO から提出された各種規格の分析法条項について、検討の結果、一部を除いて承認した。また、粉乳、穀類・豆類、魚・魚加工品、果物ジュース、照射食品の分析法の点検作業の結果、一部改訂に合意した。分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への収載のため、総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン：GSCTFF への収載	第 43 回 CCMAS は、第 17 回 CCCF から提出された魚類中のメチル水銀のサンプリングプランについて、軽微な修正を加えて承認した。GSCTFF への収載のため、総会に採択を諮ることに合意した。 (結論)

¹⁷ 第 112 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

	最終採択された。
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への附属書の収載	第 42 回 CCMAS では、窒素含有量からたんぱく質含有量を求めるための窒素換算係数の記載方法（CXS 234 に記載するか、元の規格に記載するか）について、チリとブラジルが討議文書を作成して検討することになった。第 43 回 CCMAS では、窒素換算係数を CXS 234 の附属書に収載することとし、総会に採択を諮ることに合意した。また関連の部会に、個別食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧告した。 （結論） 個別食品規格の窒素換算係数との整合性をとるため、CCMAS にて再検討することに合意した。
既存のコーデックス文書の廃止	
照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）	第 40 回 CCMAS（2019 年）では、CCFH に対し、CCMAS での CXS 234 の点検・更新作業に関して、照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）に収載されている分析法が適切かどうかや CXS 234 に移動させるか等の検討を要請した。第 53 回 CCFH（2022 年）では、ブラジルが用意した文書を踏まえて議論した結果、CCMAS による分析法タイプの確認と部会で指摘された問題の解決を条件に、CXS 231-2001 で定められている分析法に所要の変更を行った上で、CXS 234 に含めること等を CCMAS に回答することに合意した。第 42 回及び第 43 回 CCMAS での検討の結果、照射食品の分析法を CXS 234 に含めること、また、それに伴い CXS 231 を廃止することを総会に諮ることに合意した。 （結論） 廃止された。
総会による検討・助言が求められている事項	
穀類・豆類の規格に関する灰化温度の決定（議題 6 で議論された）	第 43 回 CCMAS での穀類・豆類の規格の分析法の検討において、灰化温度の決定を CCMAS が支援

	できるかどうか、また、支援できない場合には、一部の個別食品について 2 つの灰化温度の規定（550℃、900℃）が代替案となるかどうか、総会に助言を求めることになった。 第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局から、2 つの規定を承認するため、米国及び CCMAS 議長と協議して、灰分温度と許容性に関する提案を準備する旨通知された。 （結論） ハンガリー（CCMAS ホスト国）と米国（穀物・豆類部会（CCCPL）ホスト国）にて、CCMAS で分析法を承認するための解決策を模索していることを確認した。
--	---

4.7 残留農薬部会（CCPR）

2024 年 6 月に開催された第 55 回 CCPR から提出されている文書¹⁸

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 (ステップ 5/8)	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR で 29 農薬の MRL 原案についてステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 EU、スイス、タイ、UAE が一部留保した。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ コロンビア、エジプト、UAE：精米 (CM 1205) に対する propiconazole (160) の MRL 原案について、食品の安全性確保の観点から、国内法にてより厳しい MRL を適用しているため。 ・ タイ：マスタードグリーン (VL 0485) に対する

¹⁸ 第 113 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/113.html>

	difenoconazole (224)の MRL 原案について、自国のリスクアセスメントに基づく食品安全上の懸念のため。 ・ ロシア： オーツ麦 (GC 0647) 及び大麦(GC 0640)に対する fluopyram (243) の MRL 原案について、食品安全上の懸念のため。 ・ EU、ノルウェー、スイス：20 農薬の MRL 原案について、CXL を EU の MRL として設定する条件¹⁹を満たしていないため。
ペッパー類のグループ/サブグループのコーデックス MRL (CXL) の過去の決定に基づく修正：オクラの MRL	オクラの MRL の設定に関して、第 54 回 CCPR は、マルティニア、ローゼル及びオクラを含む現在のサブグループ 12B の分類や代表作物はそのままとし、オクラ等にはペッパー（サブグループ）の CXL を暫定的に適用する旨の注記を付すことに合意し、第 46 回総会で採択された。第 55 回 CCPR では、2 農薬のペッパー（サブグループ）の CXL にも同じ注記を付すことに合意した。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ コートジボワール：自国にて MRL 設定のデータを作成しているため。
食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の過去の決定に基づく修正：クラス D (植物由来加工食品) の追加食品 (ケチャップ)	クラス D (植物由来加工食品) について、2023 年の JMPR からの新しい MRL 勧告を農薬の MRL データベースに含めるために、食品及び飼料のコーデックス分類の結果的な修正として、食品コードを追加するもの。 (結論) 最終採択された。
予備採択	
長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリング	第 51 回 CCPR (2019 年) では、インドとアルゼンチンから、残留農薬を分析する際に使用する認証標準物質 (CRM) は、有効期限が切れると使用す

¹⁹ [第 47 回コーデックス総会の CRD15 参照](#)

に係るガイドライン原案（ステップ 5）	ることができず、特に途上国では新たに CRM を入手するのは困難であることや、適切に保管されていれば、有効期限を過ぎても CRM の純度等に大きな変化がないことから、CRM を含む標準物質の有効活用に関するガイダンス作成が提案された。 第 54 回 CCPR で新規作業の開始に合意し、第 46 回総会で承認された。 第 55 回 CCPR では、インドを議長、アルゼンチン、シンガポールを共同議長とする作業部会からガイドライン原案が提案され、議論の結果、総会に予備採択を諮ること、また、本ガイドライン案の範囲を標準物質の混合溶液も含むよう拡張することを総会に報告することに合意した。 （結論） 予備採択された。
新規作業提案	
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先リスト	2025 年に JMPR が評価（新規農薬、新規用途、定期的再評価）を行うべき農薬の優先リストの承認を諮るもの。 （結論） 承認された。
既存のコーデックス文書の廃止	
廃止が提案された CXL	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR での合意に基づき既存の 16 農薬に関する CXL を廃止するもの。 （結論） 廃止された。
作業中止	
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR での合意に基づき 4 農薬の MRL 案の作業を中止するもの。 （結論）

	中止された。
--	--------

(その他の議論)

JMPR による健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の定期的再評価を促進するため、加盟国やオブザーバーに対してデータ提出が奨励された。

4.8 ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

2024 年 6 月に開催された第 23 回 CCLAC から提出されている文書

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
ルロ (ナランジラ) の地域規格 (ステップ 5/8)	第 22 回 CCFFV (2022 年) では、コロンビアの提案により、ルロの規格策定作業の開始に合意したが、第 45 回総会 (2022 年) での議論の結果、CCLAC の地域規格として作業を進めることになった。 第 23 回 CCLAC では、コロンビアを議長、メキシコを共同議長とする作業部会から提案された、規格の名称に英語名称の一つを追加することや生鮮果実・野菜規格のレイアウトを使用すること等に合意し、また、総会に最終採択を諮ること、食品添加物条項は CCFA に、表示条項は CCFL にそれぞれ承認を求めることに合意した。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。 第 87 回執行委員会では、コーデックス事務局から、手続きマニュアル 2 章の「クリティカルレビュー」の規定に従い、今後は、食品添加物条項と食品表示条項の承認手続きが完了するまで、総会への最終採択または予備採択の勧告を保留にするアプローチをとりたいとの説明があった。このため、ルロの地域規格原案の食品表示条項は承認が完了したが、食品添加物条項の承認が完了するまで、クリティカルレビューは見送ることになった。

	(結論) CCFA において食品添加物条項の承認後、総会で検討することを確認した。
--	---

4.9 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

2024 年 9 月に開催された第 27 回 CCFICS から提出されている文書²⁰

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
予備採択	
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 5）	第 25 回 CCFICS（2021 年）で、食品偽装に関する用語の定義、食品偽装に関する監督当局及び食品事業者の役割と責任、食品偽装に関する輸出入国間の協力と情報交換等を含むガイドラインを策定する作業を開始することに合意し、第 44 回で承認された。 第 26 回及び第 27 回 CCFICS では、米国を議長、英国、中国、EU、イランを共同議長とする EWG から提案された原案について議論し、規格の範囲や定義以外の箇所は概ね合意に至ったことから、総会に予備採択を諮ることに合意した。 (結論) 予備採択された。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂	
輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイドランス作成（ステップ 1）	第 26 回 CCFICS（2023 年）で、インドから、公正な食品貿易を確保するための統一的な不服申し立てメカニズムの必要性が提案された。第 27 回 CCFICS で、作業開始に合意した。作成されるガイドランスは、既存の「輸入食品の却下に関する政府間での情報交換のためのガイドライン（CXG 25-1997）」または「食品輸入管理システムに関するガイドライン（CXG 47-2003）」のいずれかの修正または附属文書となる予定。

²⁰ 第 114 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/114.html>

	(結論) 承認された。
衛生要件の表現の標準化に関するガイダンスの作成 (ステップ 1)	第 26 回 CCFICS (2023 年) で、ブラジルから、各国独自の要件を維持しながら、食品安全性の向上、通関手続きの簡素化及び迅速化できる電子証明の利用を促進するための作業が提案された。第 27 回 CCFICS で作業開始に合意した。 (結論) 承認された。
食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン (CXG 89-2016) の改訂作業 (ステップ 1)	第 27 回 CCFICS で、ノルウェーから、輸入国からの施設リストの要求が増加していることを受け、項目や様式、デジタル化を含めた運用メカニズム等の調和を図るための原則及びガイドラインの作成が提案された。議論の結果、既存の原則及びガイドライン (CXG 89-2016) の附属文書として、新たに原則及びガイドラインを作成する作業を開始することに合意した。 (結論) 承認された。
国の食品管理システム (NFCS) におけるデジタル化の原則の作成 (ステップ 1)	第 27 回 CCFICS で、豪州から、国の食品管理システム (NFCS) に関するデジタル化について、包括的な枠組み、既存のデジタルに関する国際規格及びガイダンスの特定、定義等を含むハイレベルの原則を策定することが提案された。議論の結果、作業開始に合意した。 (結論) 承認された。

CCFICS の 4 つの新規作業提案について、第 87 執行委員会において、議長から、会議に先立ち、CCFICS 議長に対し、新規作業の CCFICS における作業スケジュールの実行可能性について確認した旨共有された。

4.10 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

2024 年 10 月に開催された第 44 回 CCNFSDU から提出されている文書²¹。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
6～36 か月児の栄養参照量の設定に関する一般原則案：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 8）	第 37 回 CCNFSDU（2015 年）で、年長乳児（6～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参照量（NRVs-R）について検討を進めることに合意。 第 39 回 CCNFSDU（2017 年）以降、実質的な議論を行ってきた。第 41 回 CCNFSDU（2019 年）で、6～36 か月児を対象とした NRVs-R の設定に関する一般原則を作成することに合意した。第 46 回総会で予備採択された。 第 44 回 CCNFSDU では、目安量の定義、2 つの年齢区分を組み合わせた値では平均値を用いること等の未解決の事項で合意に至ったことから、総会に最終採択を諮ることに合意した。栄養表示ガイドラインの附属文書 1 に収載される。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ コロンビア：AI（目安量：adequate intake）の定義について、国内での検討の結論が出ていないことにより。
6～36 か月児の栄養参照量：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 5/8）	第 43 回 CCNFSDU では、一般原則の適用に関する試験的な段階アプローチを適用し、NRVs-R を算出することに合意した。第 44 回 CCNFSDU では、ビタミン A、B6、D、E、チアミン、リボフラビン、ナイアシン、パントテン酸、カルシウム、銅、ヨウ素、カリウム、亜鉛、たんぱく質の NRVs-R に合意した。栄養表示ガイドラインの 3.4.4.2 章（栄養成

²¹ 第 114 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/114.html>

	分の情報の表示) に収載される。段階アプローチについては、情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載することになった。 残りの NRVs-R (ビタミン C、B12、K、葉酸、ビオチン、セレン、マンガン、マグネシウム、リン、鉄) の作業のため、作業完了を 2026 年まで延長することを執行委員会に要請した (2025 年に CCNFSDU は開催されない)。 (結論) 最終採択された。 また、作業完了期限を 2026 年に延長するという執行委員会からの勧告を承認した。 以下の加盟国が留保した。 ・ コロンビア：ビタミン D、パントテン酸、銅及び亜鉛の NRV-Rs について、国内での検討の結論が出ていないことにより。
乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) の結果的修正	第 44 回 CCNFSDU で、第 46 回総会で最終採択されたフォローアップフォーミュラ等規格 (CXS 156-1987) との整合を取るため、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) の 100 kJ あたりの値の修正を行うことに合意した。 (結論) 最終採択された。
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) 附属書への収載	第 43 回 CCMAS から総会に採択を諮る分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) へのたんぱく質・窒素換算係数の附属書の収載に関連して、関連の部会に対し、個別食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧告している。この附属書には年長乳児用フォローアップと年少幼児用製品の窒素換算係数が含まれていないことから、第 44 回 CCNFSDU で議論した結果、これらの窒素換算係数の CXS 234-1999 の附属書への収載を総会に諮ることに合意した。

	(議論) 議論 4. 6 で議論された内容である、窒素換算係数について、CCMAS に戻して議論されるという結論と、CCNFSDU から提案され年長乳児用フォローアップフォーミュラの窒素換算係数を含めるよう CCMAS への要望等を確認した。
新規作業提案	
年長乳児及び年少幼児向け食品に関する基準の策定	第 44 回 CCNFSDU に、米国から、既存の 3 つの補完食に関する文書（年長乳児及び幼児向けの栄養補助食品に関するガイドライン（CXG 8-1991）、缶詰ベビーフードの規格（CXS 73-1981）、乳幼児向け加工シリアル食品の規格（CXS 74-1981））の更新・統合を含む新たな補完食に関する基準策定作業が提案された。議論の結果、栄養補助食品ガイドラインは作業の対象外とし、また、規格の名称から「補完」を除き、作業開始に合意した。 (結論) 承認された。 メキシコは、採択を支持するが、この規格策定が年長乳児や幼児の栄養状態を改善する代替品として加工食品を推進等するものとなつてはならないとの意見を示した。

4.11 魚類・水産製品部会 (CCFFP)

2024 年 10 月に開催された第 36 回 CCFFP から提出されている文書。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の修正：対象の種のリスト (2.1 Product Definition) への <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) の追記	イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の対象の種のリストに <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) を追記するもの。フィリピンから、CCFFP が休会中だが、本作業は、新しい種の追加に関する手続きマニュアル

	ルの記載に従って、CCFFP を再開して検討する必要があるため、第 43 回総会に直接提出された。第 43 回総会は、CCFFP を Working by correspondence で再開することに合意した。 第 35 回 CCFFP (2021 年) は、手続きマニュアルの記載に従って、官能評価を実施する研究室の決定と、フィリピンを議長、EU を共同議長とする EWG でその作業を監督すること等に合意した。 第 36 回 CCFFP では、EWG からの提案に基づき、<i>Sardinella lemuru</i> を種のリストに追記すること、総会に採択に諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の修正：対象の種のリスト (2.1 Product Definition) の生物学的名称の修正	イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の対象の種について、3 魚種の名称を最新の文献に基づき修正することに合意した。 (結論) 最終採択された。
CCFFP の既存の 24 の全規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	第 44 回総会 (2021 年) から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直し。第 36 回 CCFFP で、既存の 24 の全規格の当該表示条項の修正案を総会に採択を諮るとともに CCFL に通知することとなった。 (結論) 最終採択された。
情報	
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の以前の総会の決定に基づく修正	第 13 回総会 (1979 年) 及び第 15 回総会 (1983 年) で本規格に含めることになった 2 魚種が規格に反映されていないことが第 44 回総会 (2021 年) でタイから指摘されていた。第 36 回 CCFFP はこの 2 魚種を規格に反映することに合意した。モロッコは、総会の決定から時間が経っていること、2013 年に合意した新しい種の追加に関する手続きマニユ

	アルの記載にも順守する必要があるとして、留保した。 (結論) 承認された。 南アフリカ、モロッコを始めとする複数の加盟国から、2 種のイワシの名称を追記することについて、技術的な情報がないこと、また過去の総会の決定から時間が経過していることから、懸念が表明されるとともに、手続きマニュアル中の「魚類・水産製品の規格に新しい種を追記する手続き」が適及的に適用されるかについての質問があった。コーデックス事務局から、2 種のイワシを追加することは第 13 回総会（1979 年）にて決定、第 15 回総会（1983 年）にて確認されたものであるが、オンライン版とする際に誤って落としてしまったものを事務的に修正するものである旨、第 36 回総会（2013 年）にて採択された「魚類・水産製品の規格に新しい種を追記する手続き」は 2013 年より前に追加された種には適用されない旨について説明があった。
海藻類及びその他の藻類に関する今後のコーデックス作業への大きな関心	第 36 回 CCFFP で、韓国から、海藻の安全性に関する作業を行うため、CCFFP の付託事項に「海藻」を含めることが提案された。コーデックス事務局から、CCFFP の TOR の拡大を検討する前に、作業に関心のある国は、新規作業提案を提出する必要がある旨説明があった。第 36 回 CCFFP は、総会に、海藻類及びその他の藻類に関する今後のコーデックス作業への大きな関心が寄せられたことを情報共有することに合意した。 (議論) 今次総会では、韓国から海藻に関する具体的な新規作業提案に関する情報はなかったが、タンザニア、ペルー等から作業への関心が示された。日本か

	ら、新規作業提案の審査と、現在海藻を対象としていない CCFFP の TOR の変更は、コーデックスで定められた手続きに沿って進める必要がある旨強調した。
--	---

(その他の議論)

今後の CCFFP

第 87 回執行委員会では、CCFFP ホスト国であるノルウェーから今次総会に提出された議場配布文書 (CRD) において、第 36 回 CCFFP において水産製品に関する新たな作業への関心が示されたことや、CCFFP の既存の規格を見直す新規作業提案を検討していることから、CCFFP を休会せずに活動中のままとすることが提案された。本来 CCFFP は総会から付託された作業が完了したため、無期限で休会する予定にはなっていたが、このまま存続するか、議論が行われた。その結果、手続きマニュアルに基づく通常の慣行では、CCFFP は休会するが、CCFFP ホスト国から提出された新規作業提案がまだ検討されていないことを考慮し、総会は CCFFP の休会に関する決定を延期し、新規作業提案とそれに関連する適切な部会を検討した後に決定を行うことを総会に勧告した。

今次総会では、ノルウェーから CCFFP を休会せずに活動中のままとする提案の背景について説明があり、また、意見照会の結果に基づき作業方法を決定したいとのコメントがあった。アジア、アフリカ地域の国々をはじめとする多くの加盟国が CCFFP を休会せず存続することを支持した。CCFFP の作業方法について、コーデックス事務局から、CCFFP は **working by correspondence** により再開されており、今後の作業方法は行われる作業の性質に応じて決定されること、作業方法について決定を下す前に、CCFFP でどのような新規作業が行われるかを明確にする必要があることが説明されるとともに、ノルウェーが提案した既存の規格のレビューに関し、ノルウェーに協力する意向を表明した。

(結論)

既存の規格の見直しや海藻に関する規格策定等の新規作業が提案される可能性があることから、CCFFP の休会を延期することに合意した。また、関心国はあらゆる新規作業提案を提出可能であることを確認した。

4.12 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

2024 年 10 月に開催された第 27 回 CCRVDF から提出されている文書。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
動物用医薬品の食品中の MRL 案 (ステップ 5/8)	第 98 回 JECFA (2024 年) の評価を受けた動物用医薬品の食品中のクロピドール (抗コクシジウム薬) (鶏の筋肉、皮膚／脂肪、肝臓、腎臓) 及びイミダクロプリド (寄生虫駆除剤) (タイセイヨウサケ及びニジマスの切り身) の MRL 原案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、最終採択を諮ることに合意した。クロピドールについて、EU、ノルウェー、スイスが留保した。EU は、留保の理由として、EU でのデータが不足していること、EU による JECFA のモノグラフのレビューが完了していないことを挙げた。また、FAO のモノグラフが最近公表されたところであり、この会合までにレビューする時間が十分になかったとの懸念も示された。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ EU、ノルウェー及びスイス：クロピドールについて、EU 内におけるデータ不足により EU において評価できていないことにより。 ・ ロシア：クロピドール及びイミダクロプリドについて、国内におけるリスク評価に必要な国内データが不足していることにより。
食品中の動物用医薬品に対する 外挿 MRL 案 (ステップ 5/8)	- 魚類に対するルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩の MRL の外挿案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、最終採択を諮ることに合意した。(エマメクチン安息香酸塩の外挿案の最終採択は外挿アプローチの修正案の承認が条件) - 牛の乳から他の反芻動物の乳へのイベルメクチンの MRL の外挿案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、外挿アプローチの修正案の承認

	認を条件に、最終採択を諮ることに合意した。EU は、イベルメクチンの外挿案については不遵守につながる懸念事項があることから、貿易問題をもたらすとして、外挿を進めることに留保を表明した。ノルウェー、スイスも同様に留保した。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ EU、ノルウェー及びスイス：イベルメクチンの外挿について、部会と同様にオフラベル使用が増える可能性等の理由。 ・ ロシア：ルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩、並びにイベルメクチンの MRL の外挿について。
適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) の脚注 9 の更新 (修正)	既に廃止された実施規範が引用されていたため、引用を「食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン (CXG 71-2009)」に修正するもの。 (結論) 最終採択された。
CCRVDF のリスクアナリシスの原則：附属書 C 「1 つ以上の種への MRL の外挿に関するアプローチ」の修正	- 親化合物が複数の相同化合物から構成されている場合に、マーカー残留物が親化合物の主要な相同化合物である場合の外挿の可能性を考慮し、外挿アプローチの規準 2b を修正するもの。 - ラクダ科動物に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチを追加するもの。 - 牛の乳に設定された MRL を異なる動物種の乳に外挿するための規準を追加するもの。 (結論) 最終採択された。

CCRVDF のリスクアナリシスの原則：附属書 D の追加	第 27 回 CCRVDF で、動物用医薬品の飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のためのアプローチ案に合意し、CCRVDF のリスクアナリシスの原則に附属書 D として収載すること、また、この収載に伴い、CCRVDF のリスクアナリシスの原則のパラ 133 を修正することに合意した。 (結論) 最終採択された。 EU は、採択は支持するが、薬剤耐性菌（AMR）との戦いは世界的な公衆衛生上の優先事項であり、アクションレベル設定のための基準と手順においても配慮する必要があるとの意見を示し、ノルウェーもこの意見を支持した。
予備採択	
動物用医薬品の食品中の MRL 案（ステップ 5）	第 98 回 JECFA（2024 年）の評価を受けた動物用医薬品の食品中のフマギリンジシクロヘキシルアミン（抗生物質）（魚類の切り身、はちみつ）の MRL 原案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、予備採択を諮ることに合意した。また、本会合終了後 1 ヶ月以内に、JECFA に対してコンサーンフォームを提出することを確認した。 (結論) 予備採択された。
新規作業提案	
飼料への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関連して、非対象動物由来の食品に動物用医薬品の残留物が検出された場合、管轄当局が講じるべき措置に関するガイドラインの策定（ステップ 1）	第 27 回 CCRVDF で、飼料から畜産食品への動物用医薬品の非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関し、残留がアクションレベルを下回る/上回る場合、又はアクションレベルが設定されていない場合に、管轄当局が講じるべき措置に関する指針を提供するため、作業開始に合意した。 (結論)

	承認された。
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	第27回CCRVDfで追加及び変更された JECFA による評価のための動物用医薬品の優先順位リストの承認を諮るもの。Part I（JECFA 評価関係）として、フマギリンジシクロヘキシルアミン等5品目、Part V（外挿関係）として、アルベンダゾール等3品目、Part VI（アクションレベル関係）として、ナイカルバジン等2品目を優先順位リストに含めることになった。 （結論） 承認された。

（その他の議論）

CCPR/CCRVDf の合同 EWG のバーチャル会議の勧告を検討するため、CCPR と CCRVDf のバーチャル会合のスケジュールを検討することを承認した。このような取り組みは今回が初めてであり、今後異なる部会が関与する共通の問題に対処するために利用され得ることに言及した。

4.13 食品表示部会（CCFL）

2024 年 10 月に開催された第 48 回 CCFL から提出されている文書。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の改訂案：アレルギー表示に関する条項（ステップ 8）	第 45 回 CCFL（2019 年）において、GSLPF のアレルギー表示に関連する規定を見直し明確化する作業及び予防的アレルギー又は注意表示（precautionary allergen or advisory labelling）に係るガイダンス策定作業を開始することに合意。また、GSLPF のアレルギーのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。第 42 回総会において新規作業承認（ステップ 1）。 GSLPF のアレルギー表示関連規定の見直しに関し、第 47 回 CCFL（2023 年）は、食物アレルギー

	のリスク評価に関する FAO/WHO 合同専門家会議の報告書を踏まえて検討作業を行い、第 46 回総会で予備採択された（ステップ 5）。 第 48 回 CCFL では、アレルゲンリスト、表示の適用除外、亜硫酸塩の表示、表示方法等の残りの論点について、事前に行われたバーチャル作業部会の結果を踏まえて議論した結果、最終採択を諮ることに合意した。また、食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範（CXC 80-2020）との整合性を確保するため、CCFH に改訂作業の完了を通知することになった。 （結論） 最終採択された。
e コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン案（ステップ 8）	インターネット販売における食品表示に関するガイドラインの作成を行うもの。第 42 回総会で新規作業承認（ステップ 1）。当初、本ガイドラインは GSLPF の補足文書と位置付けていたが、第 47 回 CCFL では本ガイドラインを独立した文書として作成すること、WTO の定義を基にした e コマースの定義等に合意し、第 46 回総会で予備採択された（ステップ 5）。 第 48 回 CCFL では、保持期限（durability）等の残りの論点を事前に行われたバーチャル作業部会の結果を踏まえて議論した結果、最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 8）	技術革新を利用した食品表示に関するガイドラインを提供するもの。第 44 回総会で新規作業承認（ステップ 1）。第 47 回 CCFL では、本ガイドラインを独立した文書として作成すること、タイトルに食品表示に関する情報の提供であることを明確化するための追記を行うこと等に合意し、第 46 回総会で予備採択された（ステップ 5）。

	第 48 回 CCFL では、テクノロジーを利用して食品情報が提供される場合の原則等の残りの論点について議論した結果、最終採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。 ロシアは、セクション 7.10 (「テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する際に適用される原則」第 10 項) に関連して、技術を使用して消費者に情報を提供する場合は、常に書面で提供する必要がある、音声の使用は表示の基本原則に反し、混乱を招くとの意見を表明した。CCFL のホスト国 (カナダ) は、第 48 回 CCFL での広範囲にわたる議論を経て声の使用を含めることで合意が得られていることを説明した。
予備採択	
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) の附属書：予防的アレルギー表示 (PAL) ガイドライン (ステップ 5)	第 47 回 CCFL では、GSLPF の補足的な文書とすること、分析手法とサンプリングについては、CCMAS に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することに合意した。CCMAS では検討継続中。 第 48 回 CCFL では、一般原則については、分析法がないことやリスク評価を行う小規模事業者の負担等の懸念が挙げられたが、目的、範囲、定義、PAL の提示については概ね合意に至ったことから、予備採択を諮ることに合意した。また、執行委員会に作業完了期限を 2026 年に延長することを要請することになった。 (結論) 予備採択された。また、作業完了期限を 2026 年に延長するという執行委員会からの勧告を承認し

	た。
新規作業提案	
緊急事態における食品表示規定の適用（ステップ1）	第46回部会で、米国から、COVID-19 パンデミック下において得られた知見を踏まえて「非常時における食品表示除外」に関する討議文書を用意する旨申し出があった。第47回 CCFL と第48回 CCFL での議論の結果、政府が緊急事態における食品表示措置の開発と適用を検討するのを支援するためのハイレベルのガイダンス（原則と規準）を提供する作業を開始することに合意した。 （結論） 承認された。 ・ サウジアラビアは、COVID-19 パンデミックを柔軟性が必要であった例として挙げつつ、支持を表明した。EWG 議長国の米国は、緊急事態の際に安全な食品の供給を確保するために国家の管轄当局による決定を可能にするというガイダンスの目的を説明した。
情報及び検討事項	
個別食品規格の表示条項の承認	第47回 CCFL で魚油規格、ルロ（ナランジラ）LAC 地域規格、ターメリック規格、サフラン規格（8.3.1 原産国）の表示条項を承認した旨総会に通知するもの。 サフラン規格の表示条項は、第47回 CCFL から CCSCH に、原産国（8.3.1）と収穫国（8.3.2）の規定の再考、原産国と収穫国の区別の明確化と収穫国を義務表示とすべき理由、収穫国の表示が偽装防止にどれだけ寄与するのか根拠を示すことを求めている。第7回 CCSCH からの回答を踏まえて議論した結果、8.3.1（原産国の義務表示）は承認したが、8.3.2（収穫国の義務表示）は意見がわかれ、コンセンサスに至らなかった。第48回 CCFL は、執行委員会と総会に検討を依頼することになった。執行委員会は、スパイスの食品表示における収穫

	国の使用に関する可能性のある解決策を模索するための CL の発行、CL の回答を踏まえて、第 49 回 CCFL に助言するための EWG の設置等を勧告した。 サフラン規格の表示条項については、議題 6 で議論されることとなった。
--	--

議題 5. 新規作業提案

(各部会の新規作業提案の審議内容の詳細は議題 4 に記載する。)

新規作業提案に関連する一般的な議論

第 47 回総会で検討される新規作業提案一覧が紹介された。第 87 回執行委員会において議論された、新規作業提案に関連する問題等の結果について、加盟国から以下の意見が示された。

- ・ 新規作業提案の多さは、コーデックスが健全に、加盟国のニーズに迅速に対応していることを反映しているが、新規作業に伴う作業量とそれに伴う EWG の数の増加が懸念される。部会は引き続き作業の優先順位付けを活用し、あるいは新たに設定し、効率的な作業管理を確保することが重要。(米国)
- ・ 新規作業提案の優先順位付けについてさらに検討し、作業負荷が管理可能な範囲に保たれるようにすることが重要である。(EU、米国の発言を支持して)
- ・ 優先順位付けと作業管理は増加する規格の需要に持続可能に対応する上で重要(ウガンダ、米国の発言を支持して)
- ・ 優先順位付けの仕組みは、加盟国のニーズを最優先にし、ニーズと作業負荷のバランスを取ることが必要である。(エクアドル、チリ、米国の発言を支持して)
- ・ 新規作業提案が、グローバルな健康の文脈において有用であることを確保することが重要である。(オブザーバーの IBFAN (乳児用食品国際行動ネットワーク))

コーデックス事務局から、新規作業提案一覧は、新規作業の全体像を共有し、作業を最適に管理する方法についての考慮を促すことを目的としている、第 87 回執行委員会で議論が行われたように、作業管理と優先順位付けの実践を部会に引き続き促すことが重要とのコメントがあった。

雑穀のグループ規格の策定作業

(経緯)

第 46 回総会において、インドから、本年（提案時点）は国際雑穀年であり、栄養価

の高い穀物として重要性が高まっているとして、雑穀のグループ規格の策定作業が提案された。ヒエ、キビ類が対象。議論の結果、コーデックス事務局が提案の完全性を評価した後、回付文書（CL）により加盟国・オブザーバーへの意見照会を行い、執行委員会のクリティカルレビューを経て、第 47 回総会で検討されることになった。

第 87 回執行委員会は、今次総会に新規作業提案の承認を勧告した。また、CCCPL を再開し、**working by correspondence** で作業を行うこと、必要に応じて EWG やバーチャル会合を活用する柔軟性を持たせることもあわせて勧告した。さらに、提案国のインドに対し、雑穀の既存の規格を考慮した上で、すべての雑穀を対象とするグループ規格を策定するよう作業範囲を精査し、総会に提案の改訂版を提出するよう要請した。

執行委員会の勧告を受けて、今次総会にインドから改訂提案が提出された。改訂提案では、既存のパールミレットの規格（CXS 169-1989）とソルガムの規格（CXS 172-1989）が組み込まれ、また、作業範囲は小麦粉等の加工品は除外し、食用を目的とした雑穀のグループ規格に焦点を当てることが明確化された。

（議論）

アジア、アフリカ地域の国々をはじめとする多くの加盟国・地域が、雑穀（全粒）のグループ規格の策定を支持した。CCCPL のホスト国である米国も、CCCPL を再開して **working by correspondence** で作業を進めることを支持した。また、グループ規格を策定するために EWG を設置し、これは CCCPL にとって初めての穀物のグループ規格となるため、EWG は最初に雑穀（全粒）の特徴や物理的なパラメータの定義に力を入れるべきと提案した。

議長は、この規格が CCCPL にとって初めてのグループ規格であるため、まずアプローチを策定するための予備作業が必要であると指摘した。

（結論）

総会は以下の結論に合意した。

- ・ 部会から提出されたすべての新規作業提案を承認した。新しい個別食品規格の開発作業の初期段階から食品安全の考慮を組込むことの重要性を確認した。
- ・ 穀物（全粒）のグループ規格の開発に関する新規作業提案を承認した。
- ・ CCCPL を **working by correspondence** により再開し、必要に応じて EWG やバーチャルツールを用いて作業を行う柔軟性を備える。
- ・ 新規作業提案と評価対象化合物の優先順位付けに関し、CL に定められた期限内に回答するよう加盟国に奨励した。
- ・ 多数の新規作業提案の管理に関連する加盟国の課題を認識した。部会に対し、効果的な優先順位付けメカニズムを引き続き適用するよう奨励した。

議題 6. コーデックス部会から総会への付託事項

(CCMAS から総会による検討・助言が求められている事項「穀類・豆類の規格に関する灰化温度の決定」は議題 4.6 に記載する。)

フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005) の修正提案

(経緯)

第 45 回総会に、ブラジルから、グレープジュースの最低 Brix 値に関し、現行の規格では、グレープジュースは、*Vitis Vinifera* L. or hybrids thereof (ヨーロッパブドウ) または *Vitis Labrusca* or hybrids thereof (アメリカブドウ) が同じ最低 Brix 値 (16.0) となっているが、両者は糖度が全く異なり、一般的にアメリカブドウ由来のジュースはこれを下回る結果が示されているため、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を適用する提案が提出された。(この規格は、現在は加工果実・野菜部会 (CCPFV) の管轄下にあるが、休会中のため、総会に提案されているもの。)

その後に行われた加盟国・オブザーバーへの意見照会において、反対意見が出されたことから、第 46 回総会では、ブラジルから、ブドウの品種毎に最低 Brix 値を設定するのではなく、最低 Brix 値は 16.0 としつつ、注釈をつけて、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を許容する案が提案された。しかし、単なる簡易な修正 (amendment) の性質を超えており、総会で決定する前に、技術的な議論を行う場を設けるべき等の反対意見が出たため、議論の結果、総会の下にブラジルを議長とする EWG を設置して、議論することになった。

EWG では、第 46 回総会で示された提案に引き続き反対意見が出されたため、合意に至らなかった。しかし、提案に対する科学的根拠に基づく反対意見や代替策が示されなかったことから、EWG 議長 (ブラジル) からは、第 47 回総会においてコーデックスのコアバリュー (包摂性、協調性、コンセンサス形成、透明性) と戦略目標 (加盟国のニーズを踏まえて現在及び新興の課題に取り組む) に基づき、第 46 回総会で示された案を採択に諮ることが提案された。

(議論)

第 87 回執行委員会からの合意形成への奨励を受けて、フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005) における、グレープジュースの最低 Brix 値に関する注釈について、EU は他の加盟国とともに作成した改訂文案を提案した。これは、輸入国の国内法の適用への一致、特定の気候条件下で生産されたジュースの Brix 値の変動性等に配慮したものであり、EWG 議長国のブラジルをはじめ、多くの国が EU の提案を支持した。

(結論)

フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005) において、国内デ

ータに裏付けされた特定の気候条件下等において、*Vitis Labrusca* or hybrids thereof（アメリカブドウ）由来のグレープジュースの最低 Brix 値を 14 として許容する EU 提案の改訂文案を注釈として追記することに合意した。

CCFL からの付託事項

サフラン規格の表示条項の検討

（議論）

米国、カナダ等の消費国及びイラン、マダガスカル等の生産国等の多くが、第 87 回執行委員会からの勧告を支持したため、EWG の TOR 及び議長国について検討することとなった。

TOR については、特に取り扱う範囲（特定のスパイスのみか、スパイス全般か、あるいは料理用ハーブを含むか）と収穫国の定義の策定について議論された。

インド等の一部の国は、規格が策定済み又は策定中であり高価なスパイスであるサフラン及びバニラに対象を絞るべきとの意見を表明した。一方、米国、アルゼンチン、エジプト等の国は、全てのスパイスを取り扱うべきとの意見を表明した。これを踏まえ、議長は、範囲を「サフランやバニラを含むスパイス」と記載する提案をし、多くの国が支持した。日本は、第 87 回執行委員会が“horizontal（水平的な）”アプローチが有用であると合意していることを理由に、この提案を支持する意見を表明した。

スーダン、マダガスカル、エジプト、イラン等は、EWG で収穫国の定義を明確にするような TOR を求めたが、米国、カナダ等は、定義の決定は EWG や部会のマンドートを超えるため、TOR に含めるべきではないと主張した。議長は、「収穫地の定義の選択肢をレビューし、原産地との違いを検討する」との記載を提案し、今次総会はこれに合意した。

議長は、EWG の議長国について、生産国（CCSCH）寄りの国と消費国（CCFL）寄りの国との合同議長国（joint-chair）を設置することを提案した。カナダは、議長の提案を支持し、消費国寄りの合同議長国又は共同議長国を務める意思を表明した。インド及びイランは、生産国寄りの合同議長国を務める希望を表明し、マダガスカルは合同議長国又は共同議長国を務める意思を表明した。協議の結果、イラン及びカナダを合同議長国、インド及びマダガスカルを共同議長国とすることで合意した。言語は、モロッコやマダガスカルからの要望を受けて、英語及びフランス語で作業することで合意した。

今次総会は、この作業のタイムラインが重要であることに留意し、2025 年 10 月開催の第 8 回 CCSCH と 2026 年 5 月開催の第 49 回 CCFL による検討のために、2025 年半ばを CL への回答期限とし、CCFL からの勧告を第 49 回総会（2026 年 7 月）で検討することに合意した。

（結論）

今次総会は、以下の事項に合意した。

- i. 加盟国及びオブザーバーに CL を発行するようコーデックス事務局に要請し、スパイスの食品表示における収穫国の使用に関する解決策案を求めること。
- ii. イラン及びカナダが合同議長国、インド及びマダガスカルが共同議長国を務め、英語及びフランス語で作業する、以下を TOR とする EWG を設置する（これを CCFL に報告する）。
 - CL へのコメント及び CCSCH、CCFL、今次総会での議論から収集した情報を検討し、次の事項を実施する。
 - ・ サフランやバニラを含むスパイスの食品表示における原産国の義務表示に加えて収穫国を使用することに関する加盟国の見解を考慮し、選択肢案を提示する。
 - ・ 収穫国の定義の選択肢をレビューし、原産国との違いを検討する。
 - ・ 表示規定の適用について説明が必要かどうかを検討する。
 - 第 49 回 CCFL の検討のために報告書を作成する。
- iii. 第 8 回 CCSCH にも、CL への回答を検討し、第 49 回 CCFL に対して見解を示すよう要請する。
- iv. 加盟国に対し、EWG、第 8 回 CCSCH、第 49 回 CCFL での議論が、全ての関連する利害関係者の情報に基づいて行われるよう強く奨励する。
- v. 第 49 回 CCFL に、スパイスの食品表示における収穫国の使用に関する問題を検討し、加盟国が表明した懸念を考慮した選択肢を提案するよう要請する。

サフラン規格の公表

(議論)

今次総会は、執行委員会が規格の公表についていかなる勧告も行っていないことに留意し、以下の提案を検討した。

- 第 8 章（表示）を含めて又は含めずに規格を公表する、若しくは第 8.3 章（原産国及び収穫国）又は第 8.3.2 章（収穫国）を除く第 8 章（表示）を含めて公表する。
- 規格を公表せず、上記で合意したプロセスの結果を待つ。

イランは、公正な取引と消費者保護の観点から規格の公表を強く主張し、エジプト、インド、米国、カナダ等が支持した。EU は、コーデックスの手続きに則っていないとの見解から公表に反対し、モロッコ及びリビアが支持した。公表を支持する国と支持しない国とでの協議の結果を受けて、EU は、第 8 章（表示）を全て除いて公表することを提案した。コーデックス事務局は、表示規定を一切付けずに規格を公表することは、GSLPF への参照もなくなるため、コーデックス手続きマニュアルの第 2 章『コーデックス規格の策定』の『個別食品規格の形式』に反し、規格が不完全になることを意味する、また、第 8.3 章に「策定予定」という注記を付けて規格を公表することは、解決策の 1 つではあるが、コーデックスが従うべき良い慣行にはならないと説明した。

EU をはじめ多くの国は、第 8.3 章に「策定予定」と注記して規格を公表することを支

持したが、コスタリカ、南アフリカ及びガンビアは、良い慣行にはならないというコーデックス事務局の見解を支持し、また、不完全な規格の公表を意味することから、第 8.3 章に「策定予定」と注記して規格を公表することへの留保を表明した。

コーデックス事務局は、第 49 回 CCFL の結果を受けて原産国・収穫国が規格に直接組み込まれるかという点について、追加の表示規定を扱うには、新規作業提案の手続きに従って規格改訂の提案が必要になると説明した。

(結論)

今次総会は、サフラン規格が、第 8.3 章（原産国及び収穫国）に「策定予定」を注記して公表されることに合意（コスタリカ、南アフリカ及びガンビアは留保）し、第 49 回総会が第 49 回 CCFL から受け取った助言を踏まえて、定められた手続きに沿ってこの問題を再検討する可能性があることに留意した。

議題 7. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

(概要)

コーデックス事務局から、複数のコーデックス規格・文書中の修正 (editorial amendment) が提案された。

- ・ 様々な文書の誤記等の修正
- ・ GSFA : ①注釈 475 に誤って含まれている二リン酸カリウム(INS 450(iv))の削除、②GSFA の表 3 中の”CS 262-2006”に関する注釈に誤りがあるため、正しく”CS 262-2006 (for use in cheese mass only)”に修正
- ・ 適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) : ①脚注 5 の CCFL への言及は、CCFL は飼料の表示に関するガイダンスを策定していないため削除。②脚注 12 の「農業生産工程管理 (GAP) の定義に関するガイドラインは FAO において作成中」について、当該ガイドラインは本実施規範の策定当時は作成中だったが、2003 年に既に作成されているため削除し、代わりに GAP の定義として、「農場での生産と生産後のプロセスにおける環境、経済、社会の持続可能性に対処するために利用可能な知識を適用し、安全で高品質の食品及び非食品農産物を生み出すこと」と定義されているため、この文言に修正することが提案されていた。しかし、その後、コーデックス事務局による提案文書が差し替えられ、FAO は GAP に関する特定の 1 つのガイドラインを持つのではなく、さまざまな商品に関連する複数のガイドラインを持っているため、脚注 12 を削除することが提案された。

(議論)

適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) について、カナダは、脚注 5 が時代遅れであることは認識するものの、脚注 5 を削除すると、現代のバイオテクノロジーによって得られる飼料が、飼料に適用される基本的な表示規定から意図せず除外される可能性があり、

削除又は修正することは修辭上の修正の範疇を超えているとして、脚注 5 の削除を支持しなかった。脚注 5 は、CXC 54-2004 の将来のレビューの一環として議論される可能性があるとの意見を表明した。

今次総会は、脚注 5 を保持することで合意した。

(結論)

今次総会は、編集の一貫性と正確性を向上させるために コーデックス事務局から提案された様々なコーデックス規格・文書の修辭上の修正を歓迎し、留意した。

また、以下のコーデックス規格の修正を承認した。

- ・ GSFA における、上記 2 つの修辭上の修正
- ・ 適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) における、脚注 12 の削除及び CCRVDF によって承認された脚注 9 の修正 (議題 4.12 参照)

議題 8. コーデックスの予算及び財政に関する事項

(経緯)

コーデックスの予算及び財政に関して、第 85 回執行委員会 (2023 年 11 月) では、2022-2023 年の支出が当初予算を上回り、FAO から補填を受けたこと、2024-2025 年に予算の増額がないこと等から、支出内容をより精査する必要性や優先的に配分する分野の特定等について議論になった。第 46 回総会でも多くの国から懸念が表明され、コーデックス事務局に、支出内容をより深く理解し、将来のニーズと優先事項を特定するため、2022-2023 年の支出と 2024-2025 年の予算案の内訳に関するより詳細な情報を要請した。

第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局から、FAO の会計システムに基づく可能な限りの追加情報が中間報告として示された。また、会議開催費用についてホスト国から提供された情報も共有された。多くのメンバーが、追加情報に感謝を表明しながらも、更なる情報の必要性や活動の精査を要望した。議論の結果、コーデックス事務局に対し、2024-2025 年の予算に関連づけし、資金源を詳述した作業計画を含めた予算と財政に関する文書を第 87 回執行委員会に用意するよう要請した。

第 87 回執行委員会及び今次総会に示された文書では、2024-2025 年の予算と活動計画の詳細に加え、コーデックスの数値基準に関連するデータベースの更新と新しいシステムの開発、コーデックス規格の使用と影響のモニタリング作業、コーデックス文書の翻訳のバックログの解消、休会中の部会の再開やタスクフォースを設置する場合の追加スタッフ、コーデックス文書の FAO 知識リポジトリへの統合については、十分に予算化されておらず、追加コストが必要とされていた。

第 87 回執行委員会では、活動の優先順位を検討するためにさらに詳細な活動毎の支出に関する情報提供を求める意見や、コスト削減の観点で執行委員会と総会の開催をジュネーブよりもローマで増やすことを提案する意見が出された。また、翻訳業務の外注への柔軟性等について、コーデックス事務局への検討を求める意見が出された。議論の結

果、FAO 及び WHO への追加予算の要請、財務の透明性とリソースの優先順位付けの重要性、FAO 及び WHO の事務局長に対する公平な資金調達の検討の推奨、経済的な通訳及び翻訳の提供の検討、活動別のコスト内訳の提供等に関する総会への勧告に合意した。

今次総会では、第 87 回執行委員会での検討結果を踏まえて、議論された。

（議論）

コーデックス事務局から、2022-2023 年の予算と支出、2024-2025 年の予算案について、プログラムや活動ごとの費用内訳を示し、支出分野の理解を深め、将来のニーズや優先事項を特定するための情報を提供したこと、また、コーデックス作業プログラムに現在含まれていない、または十分に予算が割り当てられていない重要な分野に対する追加予算の必要性について言及があった。

日本を含む多くの加盟国がコーデックス事務局から提供された詳細な情報への感謝を表明し、第 87 回執行委員会の勧告を支持した。また、日本、韓国、シンガポールに対し、コーデックス活動のための予算外の支援に感謝が表明された。その他、総会前の執行委員会の活動別の費用内訳の提供の要請、コーデックスの作業を進めるために対応するための追加的かつ持続可能な資金の必要性、リソースの効率的な使用の重要性、FAO と WHO によるコーデックスの活動への公平な資金提供の重要性に関する意見があった。

（結論）

総会は以下の結論に合意した。

- ・ 2022-2023 年の最終的なコーデックス予算報告、2024-2025 年の予算案、及び追加予算要求を確認した。
- ・ 日本、韓国、シンガポールからの予算外の貢献を認識した。
- ・ コーデックスの作業プログラムを支援するために、財政の透明性を維持し、リソースの優先順位付けと再分配を改善する必要性を確認した。
- ・ コーデックスの重要な作業に対応するため、追加的かつ持続可能な資金の必要性を認識した。
- ・ 加盟国に対し、FAO 理事会と WHO 運営機関において、非継続的な追加予算として 210 万 USD の特別配分を、継続的な予算としてコーデックス事務局予算の 200 万 USD の増額を提案するよう奨励した。
- ・ FAO 及び WHO の事務局長に対し、FAO/WHO 合同食品規格計画の性質に沿って、コーデックスへのより公平な資金提供の機会を共同で探るよう推奨した。
- ・ コーデックス事務局に対し、通訳・翻訳サービスは、革新的な方法を用いることにより、より経済的に提供することが可能か検討するよう要請した。
- ・ コーデックス事務局に対し、総会開催前の執行委員会に、活動別の費用内訳を毎年提供するよう要請した。

議題 9. 地域調整部会からの報告

(議論)

第 33 回ヨーロッパ地域調整部会 (CCEURO) (2024 年 5 月) 及び第 23 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) (2024 年 7 月) における地域規格の採択及び今後の活動等について、各部会の議長から報告された。注目すべき点は以下のとおり。

(CCEURO)

- ・ 第 33 回会合では食品安全とコーデックス作業におけるワンヘルスアプローチと食品システムの持続可能性の関連性が議論された。
- ・ 今後、持続可能性を考慮した食事ガイドラインの作成に取り組むことに合意した。ガイドライン策定のため、情報交換と現在の知見の交換を行うこととしている。また、この作業は WHO と FAO の支援を受ける予定である。
- ・ AMR に対する最近の対策について情報交換を行った。2024 年 9 月の国連総会においてもその重要性が強調され、コーデックス文書が食品及び農業セクターにおける AMR の蔓延を管理するための基礎として認識された。

(CCLAC)

- ・ 第 23 回会合における基調講演「食品中の汚染物質の予防と低減」では、地域加盟国がこのテーマの重要性を認識し、また、コーデックスのリスク分析原則を適用することの重要性を指摘した。この分野における FAO と全米保健機構 (PAHO) /WHO の継続的な取り組みに留意し、加盟国に対し、この問題に関して FAO、PAHO/WHO 及び関連するコーデックス部会と引き続き連携するよう奨励した。
- ・ CCLAC ではフランス語を地域の公用語として追加することについても議論をした。CCLAC 設立時はフランス語圏の加盟国はいなかったが、その後フランス語を使用する加盟国が加わり、地域全ての加盟国の参加を促進するため、エクアドルが米州農業協力研究所 (IICA) の支援を受け、フランス語、スペイン語、英語の通訳を提供した。事務局からの追加予算に関する説明を考慮し、CCLAC において必要なリソースが利用可能であれば、第 24 回 CCLAC の言語としてフランス語を試験的に追加することに合意をした。
- ・ ルロ (ナランジラ) の地域規格の食品添加物条項を CCFA に承認してもらうという目標についても議論をした。
- ・ 加盟国は任期が終了する地域調整国であるエクアドルに対し、COVID-19 の困難な時期での多大な貢献と柔軟な対応に改めて感謝を示すとともに、フランス語の追加を検討することについて歓迎した。

議題 10. コーデックス戦略計画 2020-2025 - 実施報告 2022-2023

コーデックス事務局から、コーデックス戦略計画 2020-2025 の 2022-2023 の実施状況

について報告された。主なものは以下のとおり。

- ・ コーデックス戦略計画 2020-2025 の改善されたモニタリングフレームワークに基づき、2022-2023 年の実施状況を評価した。
- ・ 現行のモニタリングフレームワークは、戦略計画に含まれるいくつかの指標を測定することになっているが、これは各国におけるコーデックス文書の使用及び影響に関する調査に寄るところが大きい。この調査は追加的な資金援助によってまかなわれている。
- ・ 2020 年から 2021 年の 2 年間は COVID-19 パンデミックの影響により異例の対応になったが、2022 年から 2023 年の 2 年間は活動がパンデミック前の水準に戻り、ほとんどの指標でパフォーマンスが良好であることが示された。
- ・ モニタリングフレームワークの実施から得た教訓は、戦略計画 2026-2031 のモニタリングにも有用である。
- ・ 年次調査、ケーススタディ、WTO との協力など、コーデックス文書の使用及び影響をモニタリングするメカニズムの構築が進行中。2024 年の調査に参加した加盟国に感謝。

また、議長は、第 87 回執行委員会の勧告（低中所得国におけるコーデックス文書の重要性、継続的な資金の確保、CTF プロジェクトの結果のモニタリング、効率的で低予算のサーベイランスの検討、定量的な指標の必要性等）を紹介した。

議論では、コーデックス文書の使用に関する好事例として、穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 51-2003）の適用に関するケーススタディが紹介された（ブラジル）。

コーデックス事務局の通常プログラム予算において、モニタリングのための資金が不足していることへの懸念が示されるとともに、WTO の衛生植物検疫措置（SPS）事務局や貿易の技術的障害（TBT）事務局と協力して、モニタリングに関する情報収集を改善することの重要性が強調された（EU）。また、会議文書のタイムリーな提供については課題が残ることが指摘された（ケニア）。さらに、特に途上国での活用推進のため、将来のコーデックス文書の使用に関する調査の対象について、地域規格を含めてはどうか提案があった（ウガンダ）。

（結論）

コーデックス戦略計画 2020-2025 の残りの実施期間は、注視すべき分野についての情報、コメント及びフィードバックに留意し対応する。SMART 指標²²を導入した次期戦略計画 2026-2031 のためのモニタリングフレームワークの草案を適時に提出することの重

²² Specific（具体性）、Measurable（測定可能）、Achievable（達成可能）、Relevant（関連性）、Time-based（期限）のある指標

要性が改めて確認された。

議題 11. コーデックス戦略計画 2026-2031

(経緯)

次期戦略計画の準備作業は第 84 回執行委員会（2023 年 7 月）に開始され、加盟国の関与とオーナーシップを確保しつつ、2026 年 1 月 1 日までに、次期戦略計画、モニタリングフレームワーク、実施作業計画を策定することに合意している。

第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）では、パート 1（ビジョン、ミッション、コアバリュー、序文、変化の推進力、コーデックスの役割、コーデックスの作業方法のハイレベルな説明）の一次案に合意した。その後、回付文書や総会議長・副議長と各地域との非公式協議により意見照会の機会が設けられた。

第 86 回執行委員会では、意見照会を踏まえ、パート 1 について引き続き議論したが、様々な意見が出されたことから、作業をいったん中断することになった。パート 2（戦略目標と成果）に関する議論では、序文、3 つの戦略目標と 1 つの機能目標、さらにそれぞれの成果が作成された。これらは加盟国とオブザーバーに CL を通じて意見照会されることになった。また、第 87 回執行委員会の前日にワークショップを開催し、提出された意見を踏まえて最終案を作成することになった。

第 87 回執行委員会では、パート 1 の議論が再開され、スクエアブラケットの箇所を中心に議論が行われた。「変化の推進力」の章に「生物多様性の損失」を含めるかどうかについては引き続き意見がわかれ、代替案も検討されたが、最終的にはメンバー間で歩み寄り、このパラグラフは最初の文”The environment in which Codex operates continues to evolve”のみ残し、削除されることになった。その他のスクエアブラケットにも合意が得られた。「コーデックスの作業方法のハイレベルな説明」の章はパート 2 との重複があるため、削除されることになった。

パート 2 部分は、第 87 回執行委員会前日に開催されたワークショップと、執行委員会の 1 日目及び 2 日目の昼休憩中に議論され、最終的に以下の案に合意された。

(序文)

コーデックス委員会は、コーデックスの目的の範囲内で、以下の戦略目標の達成に向けて取り組むことにコミットする。

(戦略目標) ※それぞれの目標の成果も作成されている

- ・ 戦略目標 1: 科学に基づく規格及び関連文書を開発することにより、変化する世界情勢において消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を確保するという加盟国のニーズに応える
- ・ 戦略目標 2: 規格及び関連文書の効果的及び効率的な開発をサポートするコーデックス作業管理システムを強化する
- ・ 戦略目標 3: 関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するため

の調和したアプローチを推進する

- ・ 戦略目標 4: 規格の認知度と利用を高めることによりコーデックスの影響を最大化する

第 87 回執行委員会は、総会に次期戦略計画案（ビジョン、ミッション、コアバリュー、序文、変化の推進力、コーデックスの役割、戦略目標と成果）の採択を勧告した。モニタリングフレームワークについては、当初の計画では第 87 回執行委員会で次期戦略計画とあわせて検討されることになっていたが、合意された戦略目標と成果に基づき開発され、第 88 回執行委員会で議論されることになった。

（議論）

今次総会では、議論の冒頭、議長及び副議長（ケニア）から、第 84 回執行委員会から開始された次期戦略計画の策定プロセスについて、加盟国とオブザーバーへの意見照会や非公式な地域別協議等が行われたことも含めて紹介された。

日本を含む多くの加盟国が、戦略計画案の策定に尽力した議長、副議長、執行委員会及びコーデックス事務局に感謝を表明し、第 87 回執行委員会の勧告と最終案の採択を支持した。モニタリングフレームワークの作成について、複数の加盟国（サウジアラビア、スーダン、ザンビア、カナダ等）から、戦略目標と成果に対する進捗を測定するため、SMART 主要業績評価指標（KPI）を導入した明確なモニタリングフレームワークが必要との意見が出された。ロシアは、執行委員会の勧告を支持しつつも、執行委員会の戦略目標 4 の成果の一つに統合的なアプローチの例として「ワンヘルス」に言及されていることについて、これは学際的なアプローチであり、コーデックスが主導的な役割を果たすべきではなく、他の国際機関の任務との重複を招く可能性があり、特定のアプローチを記載すべきではないとして、懸念を表明した。

（結論）

総会は以下の結論に合意した。

- ・ コーデックス戦略計画 2026-2031 の策定に関し、正式・非公式な意見提出の機会も含めて、これまでの作業を確認した。
- ・ コーデックス戦略計画 2026-2031 案を採択した。
- ・ コーデックス事務局は第 88 回執行委員会にモニタリングフレームワークを提示する。改訂版への意見照会を加盟国及びオブザーバーに CL を通じて行った後、第 48 回総会で最終版の承認を諮る。

議題 12. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO と WHO から、コーデックスに関連する最近の活動について、作業文書に記載さ

れた情報に基づき紹介された。FAO からは、総会期間中に出版されたばかりの、食品包装容器に使用される新しい包装材料の安全性に関する課題について、FAO と業界の専門家が共同でまとめた最近の出版物も紹介された。

議長から、第 87 回執行委員会では、FAO と WHO のコーデックス規格策定作業の貢献への感謝、FAO と WHO による科学的助言機関の重要性の認識、物理的及びバーチャルな方法で実施される能力構築と啓発イベントの継続の有益性の認識、FAO によるコーデックスの科学的助言プログラムへの持続可能な資金提供の推奨、WHO 事務局長に対するコーデックスの科学的助言提供のための持続可能な追加の資金確保の推奨が結論に含まれたとの説明があった。

議論では、多くの加盟国が FAO と WHO の貢献に感謝し、科学的助言プログラムと能力開発活動の重要性を強調するとともに、第 87 回執行委員会の提案を支持し、FAO と WHO による科学的助言の提供に対する持続可能な資金確保の重要性に言及した。主な発言は以下のとおり。

- ・ 日本は、FAO と WHO による科学的助言プログラムの提供に感謝を表明し、その継続の重要性について述べた。また、2024 年 9 月に FAO アジア太平洋地域事務所と共同で東京において開催した、コーデックスの新規作業提案の策定に焦点をあてたワークショップについて触れ、新規作業提案に関する能力開発活動の必要性を強調した。
- ・ シンガポールは、細胞培養食品に関する新規作業提案について、「細胞培養食品の製造に使用される細胞培養培地成分の食品安全性評価の実施に関するガイドライン」を CCFA へ、「細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範」を CCFH へ、それぞれ提出予定であること、中国と共同で提案準備を進めていることを情報共有し、関心国に議論への参加を呼びかけた。中国からも加盟国に対し議論への参加を呼びかける発言があった。韓国も作業への支持を表明した。オブザーバーの IBFAN は、細胞培養による母乳が実際の母乳とミスリードされる可能性について懸念を示し、マーケティング規制の必要性を強調した。
- ・ インドネシアは、工業的に生成された TFA 削減に関する WHO の取組に関連し、CCFO の新規作業（トランス脂肪酸（TFA）摂取の削減に関する既存の油脂規格の改訂作業）によるコーデックスのイニシアティブに感謝を表明した。一方、熱帯油であるパーム油の主要な生産・消費国として、熱帯油は公共の場でネガティブなイメージを持たれることがあり、ネガティブな影響を避けるために熱帯油の正確な定義を策定する重要性を指摘し、WHO のガイドライン作成に懸念を示した。また、ガイドラインが包摂的かつ代表的であり、全ての利害関係者の利益を考慮したものとなるよう、関係国の専門家を関与させることを提案した。マレーシアからも同旨の発言があった。WHO から、ガイドライン策定は WHO の定めた手順に厳格に従い、透明かつ客観的に行われている、専門家は公募で選ばれ、熱帯油生産国の応募者も考慮されている、ガイドライ

ン策定の過程は、オブザーバー参加や公開協議を通じて、多様な意見が反映されることが確保されている、WHO 専門家グループのオブザーバー参加者の指名について、関心国と議論する用意がある旨コメントがあった。

- アイルランドは、アグリフードシステムにおける環境阻害剤の使用に関する食品安全への影響についての FAO の作業を歓迎し、環境阻害剤の食品の安全性や規制面への影響に関する貴重な情報を提供するものであり、議論を進めるための良い基盤を築いたと述べた。また、この取組の継続的な活動に対し強い支持を表明した。ニュージーランドも環境阻害剤の取組を支持した。
- マレーシア、ザンビア、セネガルは、コーデックス基準の策定のためのデータ生成と専門家の能力開発支援を強化する必要性を指摘した。
- エリトリアは、世界食品安全の日の祝賀イベントに向けて、FAO と WHO が提供する資料の重要性を強調し、資料が早めに提供されるように要請した。

(結論)

総会では以下の結論に合意した。

- ・ FAO と WHO に対し、食品安全と栄養の国際的な向上に向けた包括的な報告書と支援に感謝。
- ・ 日本の WHO への継続的な追加の予算拠出に感謝。
- ・ コーデックスの活動を支える FAO/WHO 合同科学的助言機関の重要性を再確認。
- ・ FAO がコーデックスの活動を支える科学的助言プログラムへの持続可能な資金提供を継続するよう推奨。
- ・ WHO 事務局長に対し、コーデックスへの科学的助言を提供するための持続可能な追加資金の確保を要請。
- ・ 物理的及びバーチャルな方法で実施される能力構築と啓発イベントの有益性を認識。また、関与を構築し続ける適切に組み合わせられた方法での継続を支持。

議題 13. 執行委員会のウェブ配信

(経緯)

これまでの執行委員会において、ヨーロッパのメンバーから執行委員会のウェブ配信に関する要請があった。第 46 回総会では、CCEURO からの報告の議題において、ヨーロッパの加盟国から検討が要請されたが、他の地域の加盟国からは慎重な意見が出された。議論の結果、コーデックス事務局は、FAO の他の同様の会議体における既存の慣行を考慮してこの問題についてさらに調査し、第 47 回総会に向けて文書を用意することになった。

(議論)

今次総会では、FAO 法務部門から、FAO 内の他の委員会の慣行を調査したところ、ウ

ウェブ配信が行われているのは公開の会議のプレナリーに限定されていること、コーデックス手続きマニュアルでは執行委員会の非公開または公開について明示しておらず、その役割、限定された構成員及び FAO の関連規則と慣行を考慮して非公開で開催されてきたことが説明された。さらに、執行委員会の音声録音は 2005 年から利用可能であり、ウェブ配信にともなう主な変更はリアルタイムに議論をフォローできるかどうかになることが指摘された。

執行委員会のウェブ配信を支持しない加盟国からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 手続きマニュアルの規則 V で定義されているとおり、執行委員会は限定された構成員で構成される委員会であり、これに基づき、その会議は公開で開催されていない（米国、ケニア、フィジー、パナマ、メキシコ、カーボベルデ）、また、運営方法の変更には、手続きマニュアルの改訂も必要である（ブラジル）。
- ・ 地理的に選出された地域代表国と地域調整国は、コーデックス委員会の広範な利益を追究し、透明性の確保に貢献している（セネガル、エクアドル、ベニン、チリ、ウガンダ、オーストラリア、ガーナ、パラグアイ）。
- ・ ウェブ配信への変更は、地理的に選出された加盟国が、地域または国の利益を優先するように自国または組織から不当な圧力を受け、その役割を損なうこと（米国）、解決策に焦点を当てた素直で生産的な議論を躊躇させ、執行委員会の有効性を低下させる可能性がある（カナダ、ブラジル）。会議の非公開の性質を考慮して、地域代表国ごとに 2 人のアドバイザーに制限されているが、ウェブ配信への変更は、多数の外部アドバイザーを、電子的に参加可能とすることへの懸念がある（アルゼンチン）。
- ・ 執行委員会の報告書や音声録音など、現在の透明性のある協議プロセスで十分であり、FAO の規則や慣行と一致している（ナイジェリア、カナダ、セネガル）。執行委員会の報告書は、コーデックスの加盟国、オブザーバー及び一般の人々が利用でき、透明性を促進しながら、執行委員会に精通するための貴重な情報源となり得る（ウルグアイ、エジプト、ウガンダ、パラグアイ）。執行委員会の参加に当たっての教育ツール及び能力開発についても利用可能であり（カーボベルデ、アルゼンチン）、執行委員会の役割は、決定を下すのではなく、総会に対して助言を行うものである（ザンビア、エクアドル、ガンビア、エリトリア）。

執行委員会のウェブ配信を支持する加盟国からの主な意見は以下のとおり。

- ・ FAO の慣行に照らして、法的な支障がないのであれば、ウェブ配信により、透明性が向上し、他の加盟国は執行委員会の勧告をより深く理解することができ、各部会の議長もこれらの議論を聞くことができる（EU、ドイツ、ノルウェー、カザフスタン、ロシア）。
- ・ 通常、執行委員会は総会の前週に開催されるため、報告書は直前に公表され、準備

時間が不足している（EU、ドイツ、ノルウェー、オランダ）。

- ・ そもそも、執行委員会の構成員は全体の利益のために活動しているので、ウェブ配信を通じて執行委員会の議論が傍聴されても支障はない（ドイツ、ノルウェー）。
- ・ 執行委員会のウェブ傍聴は、加盟国のみに制限でき（EU、ドイツ、ロシア）、センシティブな問題に関する議論やインセッションの作業部会は、ウェブ配信なしで引き続き実施できる（EU）。
- ・ 執行委員会内への継続的な出席は、加盟国の多い地域にとっては困難であり、ウェブ配信はトレーニングと知識の伝達のための貴重な機会を提供する可能性がある（ノルウェー）。

コーデックス事務局は、過去数年間に一般公開されているすべてのコーデックス部会会合のウェブ配信を通じて、コーデックスの透明性とアクセス性の向上において大幅な進展があったとしつつも、その実施には相当なリソースの投入も必要であることを指摘し、執行委員会から総会までの時間的制約については、執行委員会は総会の直前に会合を開くことがコーデックス手続きマニュアルに規定されていることを説明した。

議長は、将来的には各部会で議論された事項と新しい作業提案の検討についてのクリティカルレビューの部分については、ウェビナー形式で加盟国が傍聴可能とするか、またどのように実施できるかを検討する可能性があるコメントした。

（結論）

FAO の法務部門及びコーデックス事務局からの情報提供に感謝し、現在の慣行の変更には合意しなかった（執行委員会はウェブ配信をしない）。

議題 14. 議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命

（概要）

コーデックス委員会の議長（1名）及び副議長（3名）は、総会の都度、選出され、2回まで（3期）再選可能。これまで議長及び副議長ともに3期務めたため、今次総会において新議長、副議長の選出が行われた。

1. 総会議長・副議長の選出

（1）議長

事前の立候補表明のとおり、現副議長の Allan Azegele 氏（ケニア）の1名のみが立候補した。このため、投票は実施されず、同氏が議長に選出された。

（2）副議長

事前の立候補表明のとおり、6名（カナダ、中国、サウジアラビア、エクアドル、トルコ、ヨルダン）が立候補したため、投票が実施され、中国、サウジアラビア、トルコの候補者が選出された。

(結論)

以下のとおり改選された。

議長：Allan Azgele 氏（ケニア）

副議長：Jing Tian 氏（中国）

Khalid Al Zahrani 氏（サウジアラビア）

Betül Vazgeçer 氏（トルコ）

2. 執行委員会メンバー（地域代表国）の選出

(概要及び結論)

執行委員会メンバーである地域代表国（Members elected on a geographical basis）は1期2年、1回再選可能で、全地域代表国が第46回総会で選出・再選されて任期途中（第48回総会まで）であり、今次総会での新議長・副議長の選出に伴う現地域代表国の辞任等は生じなかったが、南西太平洋地域代表国のバヌアツから、国内における責任の変化と自身が現在バヌアツ代表として負っている任務を鑑み、地域代表を辞任したいとの申し出があり、同地域からバヌアツの残りの任期（第48回総会までの1年間）を務める地域代表国を選出することになった。立候補は豪州の1ヶ国のみであり、投票は実施されず、コンセンサスにより豪州が選出された。

3. 地域調整国の任命

(概要)

地域調整国は、地域調整部会（RCC）において次期地域調整国が指名され、総会において任命される。任期は1期2～3年程度（次期RCC後の総会まで）、1回再選可能。

第33回CCEURO（2024年5月）においてドイツが再指名され、また、第23回CCLAC（2024年7月）において、エクアドルが2期目であることから、ウルグアイが新たな地域調整国に指名され、それぞれ今次総会において任命された。

アジア地域及び近東地域の調整国については、次期アジア地域調整部会（CCASIA）及び近東地域調整部会（CCNE）で指名される予定だったが、これまで調整国を務めていた中国とサウジアラビアの候補者が副議長に選出されたため、それぞれの残りの任期を務める新たな地域調整国が任命されることになった。

アジア地域調整国として中国から、アジア地域加盟国との協議の結果、日本を中国の残りの期間を務める地域調整国に指名することで合意があった旨説明があった。これを受けて、日本は調整国を受け入れる旨表明し、アジア地域調整国として任命された。

近東地域調整国については、エジプトとサウジアラビアから、近東地域加盟国との協議の結果、オマーンを指名することで合意があった旨説明があった。オマーンからこの説明のとおり調整国を受け入れる旨表明され、オマーンが近東地域調整国として任命された。

(結論)

- ・ CCASIA：日本（任期は、次期 CCASIA は 2025 年 9 月頃に予定されているため、2025 年 11 月に開催される第 48 回総会までの 1 年間の予定）
- ・ CCEURO：ドイツ（再選）
- ・ CCLAC：ウルグアイ
- ・ CCNE：オマーン

議題 15. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国（ホスト国）を確認した。

CCFFP について、ノルウェーから、今後提出される新規作業提案の内容に基づき作業方法を決定するため、CCFFP に付されている脚注 2（working by correspondence）を削除するよう要請があった。これに対し、コーデックス事務局から、今次総会において、総会により付託された任務を完了した CCFFP を休会すべきかどうかについて多くの議論が行われた結果、休会を決定せず、作業方法（working by correspondence）も変更しないことになったとの説明がなされた。また、作業方法に関する決定は具体的な作業内容に関連しており、今次総会では今後の作業についての明確な情報がなかったため、作業方法（working by correspondence）を変更する決定はなされなかったが、今後行われる作業内容を踏まえて、次回総会で再考される可能性があるとの回答があった。

休会中だった CCCPL について、議題 5 の議論の結果、雑穀（全粒）のグループ規格策定に関する新規作業が、CCCPL を再開して working by correspondence により進められることになったことが確認された。米国から引き続きホスト国を務める意向が表明された。

議題 16. その他の作業

サプリメント（健康補助食品、栄養補助食品、機能性食品及び栄養補助食品）の規格に関する新規作業提案（インド）

インドは、総会直前に CRD02 を提出し、国際的に使用されているサプリメントに関する用語、分類、規制が様々であるため、国際的なハーモナイゼーションを目指し、サプリメントの表示や強調表示に関する提案は CCFL に、定義や原材料等の品質に関する要件は CCNFSDU に提案する意向を表明した。議論の冒頭、コーデックス事務局から、新規作業提案の検討方法について、手続きマニュアルに従い、検討可能な部会が明確にある場合には定められた経路に従って提出することが求められる、本件は CCNFSDU の TOR に含まれる内容であり、インドは CCNFSDU の新規作業に関する照会の CL の要件に従って提案を提出し、技術的な審査を受けることが可能との説明があった。インドはこれを承諾した。米国から、米国はサプリメントのトピックを歴史的にコーデックスの範囲外と考えているが、新規食品や食品包装容器へのリサイクル材の使用のような最近のトピックのアプローチと同様、加盟国はいつでも自由に既存の部会に新規作業提案を提出可能である、また、ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン（CXG 55-2005）

の規格はインドの提案の大部分をカバーしているように見受けられる旨発言があった。

(結論)

総会は、インドに対し、既存のプロセスにより CCNFSDU に、または必要に応じて他の関連する部会に新規作業提案を提出するよう要請した。

カシューカーネルの規格に関する提案 (インド)

インドは、総会直前に CRD02 を提出し、新規作業として承認されたカシューカーネルの規格の策定作業を行うため、休会中の CCPFV を **working by correspondence** で再開するよう要請した。

コーデックス事務局から、第 40 回総会 (2017 年) において、カシューカーネルの規格策定作業が承認されたが、その後、CCPFV での優先順位付けにおいて、カシューカーネルの新規作業提案は低優先とされ、さらに第 43 回総会 (2020 年) において CCPFV は休会となり、提案は保留中であるとの経緯の説明があった。また、当初の承認時点から 7 年が経過しているため、現在の貿易量、食品安全上の懸念、現行のあるいは次期のコーデックス戦略計画の目標に沿った修正提案を提出することが提案された。さらに、新規作業提案の審査と加盟国からの意見照会を行うことなく休会中の部会の再開を議論するのは時期尚早であること、第 87 回執行委員会でも議論されたように、コーデックス事務局と加盟国のリソースを考慮した検討も必要であることから、包括的で情報に基づき意思決定を確実に行うため、段階的なアプローチをとって慎重に検討することが重要であるとの説明があった。インドからは異論は示されなかった。

(結論)

総会は、インドに対し、カシューカーネルに関する規格策定の作業提案を見直し、総会での検討のため、コーデックス事務局に再提出するよう要請した。

ラクダ乳の規格に関する新規作業提案 (UAE)

UAE は、総会直前に CRD03 を提出し、ラクダ乳の規格策定に関する新規作業を提案した。提案はケニア、チャド、マリ、ニジェール、ソマリア、中国、オマーン、チュニジア、モロッコ、カザフスタン、カタール、イラク、イラン、ヨルダン、エジプト、オブザーバーである International Union of Food Science and Technology (IUFoST) との共著によるもの。バーレーン、エジプト、リビア、マリからも支持が示された。

議長から、第 87 回執行委員会は、本件に関する議論の結果、今次総会がラクダ乳に関するさらなる作業を検討する場合、ラクダ乳に関する新規作業の必要性及び可能な範囲について加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うことを総会に勧告している、このアプローチは、第 46 回総会に雑穀の規格に関する新規作業提案が示された際にも採用された前例があるとの説明があった。

CCMMP のホスト国であるニュージーランドは、第 87 回執行委員会の勧告を支持するとともに、この作業を包摂的に、タイムリーに、リソース効率的に行うため、UAE、国際酪農連盟（IDF）及びその他関心ある加盟国と協力して、ラクダ乳の提案と既存のコーデックス文書とのギャップ分析を行い、加盟国及びオブザーバーからの意見照会を行う前に新規作業提案をさらに精査する意向を表明した。

リビア、エジプト等が、ラクダ乳・乳製品の生産と貿易が増加している現状を反映しており、既存の手続きと慣行に従ってタイムリーに作業を開始する必要があるとして、UAE の提案を歓迎した。EWG を設置して新規作業提案を精査する意見も示されたが、コーデックス事務局から、EWG は通常、規格策定作業の進捗をサポートするために設置されるものであること、今次総会でも議論されたように現在 70 を超える EWG が設置されており、加盟国がこれらの EWG に参加することには既に課題となっていること、作業を行う部会が休会中かつまだ規格策定作業を行うか検討中という観点から、新規作業提案を開発するための EWG を設置することは通常の手続きとは異なるとの見解が示された。

執行委員会の結論、コーデックス事務局からの指針、CCMMP ホスト国であるニュージーランドの意向を踏まえ、議長から以下のアプローチが示された。UAE は、新規作業提案の提案国として、このアプローチへの支持を表明した。

- ・ コーデックス事務局及びニュージーランドは CRD に含まれる討議文書及びプロジェクトドキュメント（PD）をレビューし、UAE にフィードバックを提供する。
 - ・ 同時に、ニュージーランドは、UAE 及び IDF とともに、既存のコーデックス文書とのギャップ分析を実施する。
 - ・ 上記のプロセスで得られたインプットを踏まえ、UAE は関心国とともに討議文書及び PD を修正する。
 - ・ 修正後、CL を発行し、加盟国及びオブザーバーにコメントを求める。
 - ・ CL へのコメントを反映した討議文書及び PD がコーデックス事務局に提出される。
- 第 48 回総会で新規作業として承認を求めるため、執行委員会によるクリティカルレビューを受ける。

（結論）

総会は、ラクダ乳に関する新規作業の必要性及び可能な範囲について加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うことができるよう、ラクダ乳の提案国である UAE と CCMMP のホスト国であるニュージーランドに対し、上記のとおりギャップ分析を実施し、新規作業提案をさらに検討するため、協力して作業を行うよう勧告した。ラクダ乳の提案は、第 89 回執行委員会でクリティカルレビューが行われ、第 48 回総会で検討される見込み。

キムチ規格（CXS 223-2001）の改訂提案（韓国）

第 87 回執行委員会において、コーデックス事務局から、韓国からキムチ規格（CXS 223-2001）の基本原材料の「Chinese cabbages」の記載に「または Kimchi cabbage」を追記した

いとの提案が提出されていることに言及し、コーデックス事務局としては編集上の修正には該当しないと考えており、部会（キムチに関しては CCPFV）が休会中の場合の手順に従って検討を進めるべきだが、CCASIA で議論する可能性も検討したいとの説明があった。CCASIA で議論を行うことに好意的な意見も示されたが懸念も示され、最終的に、第 47 回総会がキムチ規格改正案を検討することに合意した場合、手続きマニュアル第 7 章パート 2 に従って、規格の改訂の必要性和改訂案の適切性について、加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うことを勧告した。

今次総会では、中国から、過去のキムチ規格策定の経緯とキムチの主要な生産国がアジア諸国であることを踏まえ、総会から CCASIA に本件を議論するように勧告してはどうかと提案されたが、日本は、キムチ規格は地域規格ではなく、国際規格としての議論がより適切であること、さらに、規格策定作業には全ての加盟国とオブザーバーが参加できるようにすることが重要であり、また、修正が編集上のものかどうか不明確であるため、まずは執行委員会の勧告に沿って進めるべき旨意見を述べた。シンガポールが日本の発言を支持した。

韓国から、コーデックス事務局に提案文書を提出するとのコメントがあり、執行委員会の勧告に沿った形で進めることになった。

（結論）

総会は、韓国が提案文書をコーデックス事務局に提出し、その後、コーデックス事務局が CL を発行し、加盟国に修正の必要性等に関する意見照会を行うことに合意した。

国際ワイン・ぶどう機構 (OIV) 事務局長による、OIV 設立 100 周年記念メッセージ (OIV)

OIV 事務局長は、OIV 設立 100 周年を記念し、OIV とコーデックスとの長年にわたる有益な関係、OIV 設立 100 周年記念行事等の CRD28 に含まれる情報について言及し、OIV のコーデックス活動への貢献のコミットメントを改めて確認した。

議題 17. 報告書の採択

パラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

(別添)

(参考) 第 47 回コーデックス総会 (2024 年 11 月 25 日~11 月 30 日)
結果一覧 (コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等)

＜スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)＞

事項	結果
乾燥果実の規格案：カルダモン（ステップ 8）	最終採択
果実に分類されるスパイスの規格案：オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス（ステップ 8）	最終採択
乾燥根・根茎・球根の規格原案：ターメリック（ステップ 5/8）	最終採択
果実に分類されるスパイスの規格原案：バニラ（ステップ 5）	予備採択
マジョラム、コリアンダー、ラージカルダモン及びシナモンの規格の策定（ステップ 1）	承認
サフランの規格の公表	表示条項の 8.3 章(原産国及び収穫国)に「策定中」と記載し公表

＜油脂部会 (CCF0)＞

事項	結果
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂案：アボカド油の追加（ステップ 8）	最終採択
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案（ステップ 5/8）： -ツバキ種子油の追加 -サチャインチオイルの追加 -高オレイン酸大豆油の追加	最終採択
オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂原案：3 章（必須構成成分及び品質項目）、8 章（分析・サンプリング法）、及び附属書の見直し	最終採択 （総会での修正あり）
魚油規格 (CXS 329-2017) の改訂原案：カラヌス油の追加（ステップ 5/8）	最終採択
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987) の修正及び改訂	最終採択
6 つの既存の規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	修正の採択
トランス脂肪酸 (TFA) 摂取の削減に関する既存の油脂規格の改訂作業（ステップ 1）	承認
微生物オメガ 3 オイルの規格策定作業（ステップ 1）	承認

＜食品衛生部会（CCFH）＞

事項	結果
牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドラインの附属文書Ⅱ（生鮮葉物野菜）及び附属文書Ⅳ（スプラウト類）原案（ステップ 5/8）	最終採択
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）の附属文書Ⅲ（乳及び乳製品）原案（ステップ 5/8）	最終採択
伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案（ステップ 5/8）	最終採択
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂原案（ステップ 5）	予備採択
食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂作業（ステップ 1）	承認
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン（CXG 78-2011）の改訂作業（ステップ 1）	承認
調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）改訂作業（ステップ 1）	承認

＜食品汚染物質部会（CCCF）＞

事項	結果
スパイス中の鉛の最大基準値（ML）：食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）（CXS 193-1995）への収載（ステップ 5/8）	最終採択
キノア中のカドミウム及び鉛の ML：GSCTFF への収載	最終採択
シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範原案（ステップ 5/8）	最終採択
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン原案（ステップ 5/8）	最終採択
スパイス中の鉛の ML：GSCTFF への収載（ステップ 5）	予備採択
乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシンの A のサンプリングプラン原案：GSCTFF への収載（ステップ 5）	予備採択
落花生中のアフラトキシンの汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 1）	承認
食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の	承認

策定（ステップ 1）	
乾燥花のスパイス及び生鮮料理用ハーブ類中の鉛の ML	作業中止

＜食品添加物部会（CCFA）＞

事項	結果
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	最終採択
GSFA 前文の附属書 B（食品分類 -01.4.3（Clotted cream (plain)）及び GSFA 前文の附属書 C（GSFA の作成に使用された食品分類システムとコーデックス規格食品の相互参照）の記述の改訂	最終採択
乳・乳製品部会（CCMMP）の 2 規格、加工果実・野菜部会（CCPFV）の 4 規格、近東地域調整部会（CCNE）の 2 規格、アジア地域調整部会（CCASIA）の 2 規格、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）の 1 規格との整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	最終採択
CCMMP の 2 規格、CCPFV の 1 規格、CCASIA の 1 規格、CCLAC の 1 規格の食品添加物条項の改訂	最終採択
食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂（ステップ 8 及びステップ 5/8）	最終採択
食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂原案（ステップ 5/8）（カルボマーの INS を除く）	最終採択
キュウリの漬物の規格（CXS 115-1981）、ジャム、ゼリー、マーマレード規格（CXS 296-2009）の食品添加物条項の改訂	最終採択
ジェランガムの INS 番号の変更に伴う GSFA 表 1、2 及び 3 の条項修正	修正の採択
チーズの一般規格（CXS 283-1978）の修辭上の修正	修正の採択
水を含むココナッツ製品ーココナッツミルク及びココナッツクリーム規格（CXS 240-2003）の結果的修正	修正の採択
GSFA の編集上の修正 -二リン酸カリウムの削除 -表 3 の注釈の修正	修正の採択
GSFA の新規食品添加物条項の提案	承認
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	承認
パン用酵母の規格策定（ステップ 1）	承認
GSFA の食品添加物条項案及び原案	作業中止
GSFA の食品添加物条項	既存のコーデッ

	クス文書の廃止
--	---------

＜分析・サンプリング法部会（CCMAS）＞

事項	結果
分析法、分析法の性能規準、サンプリングプラン：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への収載	最終採択
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン：GSCTFF への収載	最終採択
たんばく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への附属書の収載	CCMAS で再検討
照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）	既存のコーデックス文書の廃止
穀類・豆類の規格に関する灰化温度の決定	CCMAS ホスト国と CCCPL ホスト国で解決策を検討

＜残留農薬部会（CCPR）＞

事項	結果
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 5/8）	最終採択
ペッパー類のグループ/サブグループのコーデックス MRL（CXL）の過去の決定に基づく修正：オクラの MRL	修正の採択
食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の過去の決定に基づく修正：クラス D（植物由来加工食品）の追加食品（ケチャップ）	修正の採択
長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン原案（ステップ 5）	予備採択
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先リスト	承認
廃止が提案された CXL	既存のコーデックス文書の廃止
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	作業中止

＜ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）＞

事項	結果
ルロ（ナランジラ）の地域規格（ステップ 5/8）	CCFA において添加物条項の承認後、

	CAC で検討
--	---------

＜食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）＞

事項	結果
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 5）	予備採択
輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイドライン作成（ステップ 1）	承認
衛生要件の表現の標準化に関するガイドラインの作成（ステップ 1）	承認
食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン（CXG 89-2016）の改訂作業（ステップ 1）	承認
国の食品管理システム（NFCS）におけるデジタル化の原則の作成（ステップ 1）	承認

＜栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）＞

事項	結果
6～36 か月児の栄養参照量の設定に関する一般原則案：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 8）	最終採択
6～36 か月児の栄養参照量：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 5/8）	最終採択
乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）の結果的修正	修正の採択
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）附属書への収載	CCMAS で再検討
年長乳児及び年少幼児向け食品に関する基準の策定	承認

＜魚類・水産製品部会（CCFFP）＞

事項	結果
イワシ缶詰規格（CXS 94-1981）の修正：対象の種のリスト（2.1 Product Definition）への <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) の追記	最終採択
イワシ缶詰規格（CXS 94-1981）の修正：対象の種のリスト（2.1 Product Definition）の生物学的名称の修正	最終採択
CCFFP の既存の 24 の全規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	修正の採択
イワシ缶詰規格（CXS 94-1981）の以前の総会の決定に基づく修正	修正の採択
海藻類及びその他の藻類に関する今後のコーデックス作業への大きな関心	この情報を考慮し、CCFFP の休会に関

	する決定を保留
--	---------

＜食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）＞

事項	結果
動物用医薬品の食品中の MRL 案（ステップ 5/8）	最終採択
食品中の動物用医薬品に対する外挿 MRL 案（ステップ 5/8）	最終採択
CCRVD のリスクアナリシスの原則：附属書 C「1 つ以上の種への MRL の外挿に関するアプローチ」の修正	最終採択
CCRVD のリスクアナリシスの原則：附属書 D の追加	最終採択
動物用医薬品の食品中の MRL 案（ステップ 5）	予備採択
適正動物飼養実施規範(CXC 54-2004)の注釈 9 と注釈 12 の修正 -注釈 9 の修正 -注釈 12 の削除	修正の採択
適正動物飼養実施規範(CXC 54-2004)の注釈 5	削除せず保持
飼料への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関連して、非対象動物由来の食品に動物用医薬品の残留物が検出された場合、管轄当局が講じるべき措置に関するガイドラインの策定（ステップ 1）	承認
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	承認

＜食品表示部会（CCFL）＞

事項	結果
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の改訂案：アレルゲン表示に関する条項（ステップ 8）	最終採択
e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン案（ステップ 8）	最終採択
食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 8）	最終採択
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルゲン表示（PAL）ガイドライン（ステップ 5）	予備採択
緊急事態における食品表示規定の適用（ステップ 1）	承認
サフラン規格の表示条項（収穫国の義務表示）	EWG(joint chair: カナダ、イラン、co-

	chair:インド、マダガスカル)を設置し、スパイスの収穫国の義務表示に関する解決策を検討後、CCFL49(2026年5月)への報告を行う。CCSCH8(2025年10月)でも検討を行う。
--	--

〈その他〉

事項	結果
食品包装へのリサイクル材料の使用に関するガイダンスの策定と調査(米国提案)	次回 CCCF(2025年6月)へ新規作業提案を提出予定。
「細胞培養食品の製造に使用される細胞培養培地成分の食品安全性評価の実施に関するガイドライン」と「細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範」に関する新規作業提案(シンガポール提案)	ガイドラインは次回 CCFA(2025年3月)、実施規範は次回 CCFH(2025年12月)へ新規作業提案を提出予定。中国も共同で作業を行うとの情報。
フルーツジュース及びネクターに関する一般規格(CXS 247-2005)の修正(amendment)(ブラジル提案)	ブラジル提案を修正の上、最終採択
雑穀のグループ規格の新規作業提案(インド提案)	CCCPL を work by correspondence で再開し、作業を行う。
サプリメント(健康補助食品、栄養補助食品、機能性食品、栄養素製品)の規格策定(インド提案)	次回 CCNFSDU(2026年秋頃)に新規作業提案を提出予定。
カシューカーネルの規格策定(インドからの再提案)	インドは提案内容をレビューした後、コーデックス事務局に提出。
ラクダ乳の規格の策定(アラブ首長国連邦提案)	UAE とニュージーランド(CCMMP ホスト国)が新規作業提案の内容を再検討した後、回付文書により意見照会。
キムチの規格(CXS 223-2001)の修正(韓国提案)	韓国から原材料名の修正等の提案が提出された後、回付文書により意見照会。

(以上)

第47回コーデックス総会について

- 日程：（本会合）2024年11月25日(月)～28日(木)
（レポート採択）2024年11月30日(土)
- 場所： ジュネーブ（スイス）（ウェブ参加者も発言可能なハイブリッド形式、議題1で承認）
- 参加国・オブザーバー：161加盟国（日本を含む）、1加盟機関（EU）
11国際政府機関（IGO）、33国際非政府機関（NGO）



（写真）コーデックス事務局撮影

第47回総会の作業文書等は下記URL（コーデックス事務局ホームページ）から入手できます（ウェブキャストで全日の議論を視聴できます）
<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=47>

0

第47回総会の議題一覧と主な結果

1	議題の採択 → 会合形式の承認も行われた
2	第86・87回執行委員会の報告 → ・執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題において扱われるため、それ以外の事項が報告された ・米国から食品容器包装等におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイダンス策定作業をCCCCF18(2025年6月)に提案するとの情報あり
3	手続きマニュアルの修正 → 手続きマニュアル第29版の発行、CCGP34(2025年6月)での議論事項（現在の慣行に整合しない内容の見直し等）が取り上げられた
4	部会の作業（最終採択（ステップ8、ステップ5/8）、予備採択（ステップ5）、作業中止、既存の文書の廃止等） → ・CCMASにおける「たんばく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CX5 234-1999）への附属書の収載」等以外は全て採択された ※資料7-2別添参照 ・CCFFPは、既存の規格の見直しや海藻に関する規格策定等の新規作業が提案される可能性があることから、CCFFPの休会延期に合意した
5	新規作業提案 → 全て承認された（ステップ1） ※雑穀（ミレット）の規格策定作業（インド提案）の承認とCCCCPLをworking by correspondenceで再開することが決定
6	コーデックス部会から総会への付託事項 → ・フルーツジュース及びネクターに関する一般規格の修正(注釈の追記):EU等が作成した改訂文案がブラジル(EWG議長)等から支持され合意 ・サフラン規格：スパイスの収穫国表示は、CLによる意見照会、EWG(CCFL49に向けての提案検討)、CCSCH8、CCFL49での検討に合意 サフラン規格は、第8.3章(原産国及び収穫国)に「策定予定」を注記して公表することに合意
7	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案） → コーデックス規格・文書のeditorial amendmentの提案に、適正動物飼育規範の脚注5の削除を除き合意
8	コーデックスの予算及び財政に関する事項 → ・2022-23年の最終予算報告、2024-25年の予算案及び追加予算要求を確認した ・日本等の予算外の貢献に感謝が表明された
9	地域調整部会からの報告 → CCEURO33、CCLAC23の報告
10	コーデックス戦略計画2020-2025 – 実施報告 2022-2023 → 実施状況のモニタリングの結果が報告された (コーデックスのマネット(消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保)を推進させるため、コーデックスが6年間に優先的に取り組む目標を設定したもの)

11	コーデックス戦略計画2026-2031 → ・執行委員会で合意した、ビジョン、ミッション、コアバリュー、序文、変化の推進力、コーデックスの役割、戦略目標と成果(序文、4つの戦略目標、及びそれぞれの成果)の案を採択した ・モニタリングフレームワークを含めた最終版はCAC48で承認予定	
	(参考) 戦略目標と成果 (序文、4つの戦略目標) ※戦略目標1〜4はそれぞれの成果も作成されている	
	序文	コーデックス委員会は、コーデックスの目的の範囲内で、以下の戦略目標の達成に向けて取組むことにコミットする
	戦略目標1	科学に基づく規格及び関連文書を開発することにより、変化する世界情勢において消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を確保するという加盟国のニーズに応える
	戦略目標2	規格及び関連文書の効果的及び効率的な開発をサポートするコーデックス作業管理システムを強化する
	戦略目標3	関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するための調和したアプローチを推進する
12	FAO及びWHOから提起された事項 → ・FAO及びWHOから、コーデックスの活動に関連する政策及び事項が報告され、FAO/WHO科学的助言活動の重要性を再確認した ・日本のWHOへの継続的な拠出に感謝が表明された ・シンガポールから、細胞培養食品に関する2つの新規作業(細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドラインと細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範)をそれぞれCCFAとCCFHに中国と共同で提案予定との情報あり	
	13 執行委員会のウェブ配信 → 執行委員会の現在の慣行(ウェブ配信をしない)を変更することは合意にいたらなかった	
14	議長・副議長及び地域代表国(執行委員会メンバー)の選出及び地域調整国の任命 → ・総会議長及び3人の副議長の任期満了に伴い、新議長及び副議長が選出された ◆ 新議長: Allan Azegele氏(ケニア)・・・1名のみ立候補、無投票選出 ◆ 新副議長: Jing Tian氏(中国)、Khalid Al Zhrani氏(サウジアラビア)、Betul Vazecer氏(トルコ)・・・6名が立候補、投票により選出 ・ルールに基づき中国はアジア地域調整国を辞任し、日本がアジア地域調整国に任命された。	
	15 コーデックス部会の議長を指名する国の指定 → 部会のホスト国を確認。CCFFPは休会せず継続。CCCPLは再開	
16	その他の作業 → ・サプリメント(健康補助食品、栄養補助食品、機能性食品、栄養素製品)の規格策定: インドにCCNFSDUへの提案を要請 ・カシューカーネルの規格策定: インドに、提案内容を見直し、コーデックス事務局へ再提出するよう要請 ・ラクダ乳の規格策定: UAEとニュージーランドに、協力して提案内容を再検討するよう要請。CAC48で再検討の可能性 ・キムチ規格の改訂: 韓国がコーデックス事務局に提案を提出後、修正の必要性等についてCLによる意見照会を行う	

(参考)2025年の会議開催スケジュール (2025年3月時点の情報)

会議名	日程、場所
第23回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)	2025年2月24日～28日 (メキシコシティ (メキシコ))
第55回食品添加物部会 (CCFA)	2025年3月24日～28日 (ソウル (韓国))
第44回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)	2025年5月5日～9日 (ブタペスト (ハンガリー))
第56回残留農薬部会 (CCPR)	2025年5月19日～24日 (チリ)
第34回一般原則部会 (CCGP)	2025年6月2日～6日 (リール (フランス))
第18回食品汚染物質部会 (CCCF)	2025年6月23日～27日 (バンコク (タイ))
第88回執行委員会 (CCEXEC)	2025年7月14日～18日 (ローマ (イタリア))
第8回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)	2025年10月13日～17日 (コーチ (インド))
第89回執行委員会 (CCEXEC)	2025年11月3日～7日 (ローマ (イタリア))
第48回総会 (CAC)	2025年11月10日～14日 (ローマ (イタリア))
第55回食品衛生部会 (CCFH)	2025年12月15日～19日 (場所未定)

この他、穀物・豆類部会 (CCCPL、working by correspondence)、アジア地域調整部会 (CCASIA) が開催される予定です